

2024 年度
点検・評価報告書



札幌保健医療大学
Sapporo University of Health Sciences

目 次

序 章	1
第1章 理念・目的	
基本情報一覧	4
本文	5
第2章 内部質保証	
基本情報一覧	9
本文	13
第3章 教育研究組織	
本文	25
第4章 教育・学習	
基本情報一覧	28
本文	31
第5章 学生の受け入れ	
基本情報一覧	47
本文	48
第6章 教員・教員組織	
基本情報一覧	54
本文	56
第7章 学生支援	
基本情報一覧	66
本文	67
第8章 教育研究等環境	
基本情報一覧	80
本文	81
第9章 社会連携・社会貢献	
基本情報一覧	90
本文	91
第10章 大学運営・財務（1）大学運営	
基本情報一覧	97
本文	98
第10章 大学運営・財務（2）財務	
基本情報一覧	105
本文	106
終 章	109

序 章

札幌保健医療大学（以下、「本学」という。）は、学校法人吉田学園を設置主体に、2013年、看護学部看護学科の単科大学として開学、2017年の栄養学科開設を機に保健医療学部へ改組、2023年に大学院保健医療学研究科（修士課程）を開設し、現在に至っている。

本学は2018年度に初回の大学評価を受審し、日本高等教育評価機構による評価を受けた。この評価において、「改善を要する点」（以下、「要改善事項」という。）として、次の5点の指摘があった。

①学生の受入れに関し、「学年進行中の栄養学科の在籍学生数が入学定員の合計の0.5倍未満である」。②教学マネジメントの機能性に関し、「教育研究に関する重要な事項が教授会の意見を聴くことが必要なものを学長が定め、周知していない」。③同じく、「学生の退学、停学及び訓告の処分の手続きを学長によって適切に定められていない」。④財務基盤と収支に関し、「大学単独の事業活動収支計算書関係比率において、事業活動収支差額比率、経常収支差額比率、教育活動収支差額比率で支出が収入を上回っているが、財務計画が単年度のみで、財務に関する中長期計画が策定されていない」。⑤内部質保証の機能性に関し、「学生の受入れ、教学マネジメントの機能性、財務基盤と収支、といった点で改善を要する事項があり、内部質保証に関して機能性が十分とは言えない」。

本学では、改善報告が求められた要改善事項のみならず、概評での助言や参考意見に対しても、関係組織に対応を求めて改善を促し、大学評価委員会において確認してきた。上記の5点に関しては、大学及び法人で改善に取り組み、2021年度に改善報告書を提出した。要改善事項に対する取り組み結果は、以下のとおりである。

①に関しては、栄養学科の学生確保に向けて、入試改革と広報活動の活発化を図ったところ、2020、21年度は充足率0.5を超え、改善の兆しが認められたため、改善報告書では継続的な改善努力に努める旨を言及した。しかし、2022年度以降も定員未充足が続いたことより、2025年度入学生より入学定員を減じ、定員適正化を図ることとした。②③に関しては、関係規程の改正・制定を行うとともに、周知方法の改善を行った。④に関しては、法人・大学ともに財務計画を見直して6年間の中期計画を策定し、理事会の承認を得た。⑤については、内部質保証の機能化を図るため、各組織の役割を明らかにするとともに、「大学評価委員会」が内部質保証の中核組織となることを明確にし、関係規程の改正を行った。

この度、本学は2度目の大学評価に当たり、評価機関を大学基準協会に変更し、受審することとした。開学から12年を経て、18歳人口の減少に加え、本学が養成する医療専門職は志望者の減少傾向が著しく、医療系小規模私立大学を取り巻く状況は厳しさを増している。このような状況下で大学が存続していくためには、自らの在りようを見つめて問題・課題を明確にし、改善・向上に取り組む風土と気運の醸成が不可欠である。大学評価はそのための一助になるとの認識のもと、大学基準協会が定める大学基準に基づく自己点検・評価活動によって、全体的かつ多角的に強みや改善点を把握し、総合的な質の改善につなげることが本学の利益になると判断した。

前回の大学評価において、改善報告に対する指摘事項は無かったものの、本学の内部質保証体制は機能的・実質的に運用されているとは言い難い形式的なものとなっており、体制改善が急務であった。そこで、2023年度に内部質保証活動を含む管理運営体制を大きく

札幌保健医療大学

見直し、小規模大学に適したガバナンス体制とするための再整備を行うとともに、内部質保証を支える組織の充実に努めた。従来、内部質保証推進組織と位置づけていた大学評価委員会に関しては、実質的な役割機能を果たしていなかったことから、「札幌保健医療大学内部質保証の方針」を策定するとともに、推進組織を「内部質保証推進委員会」とする変更を行った。毎年度の自己点検・評価は自己点検評価委員会が取りまとめていたが、その役割は報告書作成にとどまっていたため、これを廃止し、内部質保証推進委員会が自己点検・評価、改善・向上に係る役割を担う体制に改めた。また、内部質保証を推進するには、学習成果を基軸とする必要があるとの認識から、アセスメント・ポリシーを策定して体系的な評価を行うための環境整備を進めるとともに、学習成果の適切な把握・評価と、その結果を教育の改善・向上に反映させる仕組みづくりに努めてきた。

現在、体制変更より1年半を経過したが、手続等において問題・課題が生じた場合はその都度、改善を図りながら運用している状況である。また、外部の視点を質保証に取り入れることや、学生を大学運営に参画させる等の取り組みは緒についたばかりである。未だ多くの問題・課題を抱えてはいるものの、大学として改革・改善に向かう意識は高まっている。

改革・改善の途上にある本学において、その取り組みを継続し、質の向上を図るために、今回の大学評価の機会を活かして、更なる発展に向けた努力につなげたい。

本学の取り組みをご高覧いただき、評価くださるようお願い申し上げます。

2025年3月31日

札幌保健医療大学
学長 大日向 輝美

札幌保健医療大学

大学概況

- | | |
|-------------|---|
| (1) 大学設置年 | 2013（平成 25）年 |
| (2) 所在地 | 札幌市東区中沼西 4 条 2 丁目 1-15 |
| (3) 理念・目的 | 理念：人間力教育を根幹とした医療人の育成
目的：札幌保健医療大学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、専門の学術の理論及び応用を深く研究・教授し、保健医療における有為な人材を養成、社会の発展に貢献することを目的とする。 |
| (4) 学部・研究科等 | 保健医療学部
保健医療学研究科 |
| (5) 収容定員 | 720 人（学士課程）
10 人（修士課程） |

第1章 理念・目的(基本情報一覧)

基本資料

文書	URL・印刷物の名称
規程集	札幌保健医療大学 諸規程
寄附行為又は定款	https://yoshida-g.gr.jp/uploads/files/group/johokokai/1Akihukou202308.pdf ・学校法人吉田学園寄附行為
学則、大学院学則	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/2023-01-04.pdf ・札幌保健医療大学大学院学則
履修要項・シラバス	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/nursing/syllabus ・履修要項・シラバス 看護学科 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/nutrition/syllabus ・履修要項・シラバス 栄養学科
備考：	

大学の理念・目的[*]

規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
札幌保健医療大学学則(第1条)	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/gakusoku_20231001.pdf ・札幌保健医療大学学則
札幌保健医療大学大学院学則(第1条)	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/2023-01-04.pdf ・札幌保健医療大学大学院学則
札幌保健医療大学ホームページ	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/about/overview/idea ・理念・目的
札幌保健医療大学大学院ホームページ	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/daigakuin_hokeniryougaku/daigakuin_idea ・設置の目的・教育目的・教育目標・3つのポリシー
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

学部・研究科等における教育研究上の目的[*]

学部・研究科等の名称	規程・各種資料名称(条項)	URL・印刷物の名称
保健医療学部	札幌保健医療大学学則(第5条3項)	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/gakusoku_20231001.pdf ・札幌保健医療大学学則
保健医療学研究科	札幌保健医療大学大学院学則(7条3項)	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/2023-01-04.pdf ・札幌保健医療大学大学院学則
備考：		

※関係法令：大学設置基準第2条、専門職大学設置基準第2条、大学院設置基準第1条の2、学校教育法施行規則第172条の2第1項

中・長期計画等

名称	URL・印刷物の名称
学校法人吉田学園中期計画	3-6chuuki2025.pdf・ ・吉田学園中期計画2025
札幌保健医療大学基本計画	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/kihonkeikaku2024.pdf ・大学運営に関する基本計画_2024年度
札幌保健医療大学学長ビジョン2024	・札幌保健医療大学学長ビジョン2024
備考：	

※関係法令：国立大学法人設置法第31条、地方独立行政法人法第26条、私立学校法第45条の2第2項

第1章 理念・目的(本文)

評定：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的を適切に設定していること。また、それを踏まえ、学部及び研究科の目的を適切に設定し、公表していること。

<評価の視点>

- ・大学が掲げる理念を踏まえ、教育研究活動等の諸活動を方向付ける大学の目的及び学部・研究科における教育研究上の目的を明らかにしているか。
- ・理念・目的を教職員及び学生に周知するとともに、社会に公表しているか。

【大学の理念・目的の設定】

札幌保健医療大学（以下、「本学」という。）は、学校法人吉田学園を設置主体に、2013年に1学部1学科（看護学部看護学科）の単科大学として設立された。本学は、吉田学園の建学の精神である「高度な職業人＝人財の育成」のもとに、「人間力教育を根幹とした医療人の育成」を教育理念に掲げ、日々の教育研究、運営等の諸活動を行ってきた。2017年には栄養学科を設置して保健医療学部へ改組、2023年に大学院保健医療学研究科を開設した。

本学では、教育理念にある「人間力」を、「豊かな感性」、「高潔な精神」、「確かな知力」、「他者との共存」を包含する医療人に必須の人的基盤と位置づけ、この理念の実現により有為な人材を社会に輩出することを目指している。

上記の教育理念に基づき、大学の目的を学則に次のように定めている（根拠資料 1-1【ウェブ】）。

札幌保健医療大学は、教育基本法及び学校教育法並びに建学の精神に則り、専門の学術の理論及び応用を深く研究・教授し、保健医療における有為な人材を養成、社会の発展に貢献することを目的とする。

【大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の目的の設定】

大学の目的を踏まえ、大学、大学院において教育上の目的、学部・研究科において人材育成の目的（教育研究上の目的）を次のように定めている（根拠資料 1-2【ウェブ】）。人材育成の目的については、学部においては学科ごとに、研究科においては領域ごとに定め、これらに基づき学科、研究科の教育目標を設定している。

●教育上の目的

〔大学〕

本学の教育理念である「人間力教育」を根幹に、「豊かな感性」、「高潔な精神」、「確かな知力」を培い、「他者との共存」ができる人間力を有し、多様化する保健医療の進展と地域のニーズに対応できる実践力を備えるとともに、将来にわたり保健医療の専門性を追求し続ける保健医療専門職者を育成する。

〔大学院〕

保健医療の専門職として、幅広い学識を涵養し、看護学と栄養学の各分野での専門性

の向上、他者との連携・協働力の強化、マネジメント力の醸成とともに、相互の専門分野の知見を応用できる実践力の基盤を備え、かつ将来の教育・研究に携わることのできる人材を育成する。

●人材育成の目的（教育研究上の目的）

〔学部：看護学科〕

看護学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、看護学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、看護を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する看護専門職者を育成する。

〔学部：栄養学科〕

栄養学科では、本学の教育目的に則り、社会人としての人間力を涵養するとともに、栄養学とこれに関連する保健医療福祉の幅広い知識・技術を体系的に理解し、栄養の管理・指導を実践できる能力、多職種と連携し協働できる能力、さらに将来にわたり成長し続ける基礎的な能力を有する栄養専門職者を育成する。

〔研究科〕

- (1) 地域に暮らす人々の健康生活を支援する保健医療において、高度な実践及び教育・研究活動をもって貢献できる人材を育成することを目的とする。
- (2) 健康障害をもつ人々の健康回復と生活再生を支援する保健医療において、高度な実践及び教育・研究活動をもって貢献できる人材を育成することを目的とする。

【大学の理念・目的の周知・公表】

大学の理念・目的は、学校法人吉田学園の建学の精神、本学の教育理念等として表し、ホームページ等に公表している（根拠資料 1-3:【ウェブ】）。大学、大学院の教育上の目的、及び教育課程ごとの人材育成の目的は、学則、大学院学則に明示し、ホームページ、大学案内、履修要項等の刊行物に掲載している（根拠資料 1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】、1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】、1-6【ウェブ】、1-7【ウェブ】）。

教育理念、人材育成の目的等に関しては、学生便覧、履修要項等を用いて、新入生オリエンテーション、学期ごとに実施する学年ガイダンスを通じて学生に説明している。教育理念に関しては、1年次教育科目である「学びの理解」で教授しており、学生全員の理解を促している（根拠資料 1-8【ウェブ】、1-9【ウェブ】）。加えて、エントランスや講義室に額装して掲げ、目に触れる機会を増やすことで、学生の身近なものとなるよう工夫している。教職員に対しては、採用時に理念・目的を掲載した資料を配布し、オリエンテーションで説明する機会を設けている。ステークホルダーである保護者に対しては、入学時の保護者説明会、年1回の保護者懇談会において説明する機会を設けている。

評価項目②

大学として中・長期の計画その他の諸施策を策定していること。

<評価の視点>

- ・中・長期の計画その他の諸施策は、大学内外の状況を分析するとともに、組織、財政等の資源の裏付けを伴うなど、理念・目的の達成に向けて、具体的かつ実現可能な内容であるか。
- ・中・長期の計画その他の諸施策の進捗及び達成状況を定期的に検証しているか。

【中・長期の計画その他の諸施策の策定】

学校法人吉田学園は、2021年度に2025年度までの5年間の中期計画を策定し、「吉田学園中期計画2025」として大学・専門学校群を含む学園全体の「ありたい姿」を定めた（根拠資料1-10【ウェブ】）。本学においては、学園中期計画の策定以前から年度ごとに学長による大学運営方針が示されていたが、中期計画と連携するものとはなりえていなかった。2023年の学長交代を機に、それまでのありようを変更、学園中期計画を踏まえた大学独自の計画を策定し諸活動に取り組むこととした。その際、学園中期計画は抽象度が高いこと、従来の大学運営方針も具体性に欠けていたことから、2023年度より中期計画期間である2025年度までの3年間については、中期計画項目を包含する大学独自の基本計画を設定し、年度ごとの実施計画を立案することとした（根拠資料1-12【ウェブ】、1-13、1-14、1-15）。加えて、当該年度の重点対応事項を学長が明示することにより、基本計画・実施計画内の優先性を示し、教職員の共通認識を促している。また、2023年度は開学10周年であったことから、次の10年に向けて大学が進むべき方向性を展望し、将来に向かって歩みを進めていくための大方針として、教育理念を踏まえた「学長ビジョン2024」を策定した（根拠資料1-16）。現在本学においては、教育理念の実現を目指す「学長ビジョン2024」を踏まえて、基本計画・実施計画に至る一貫した計画のもとで諸活動を展開している。

上記において、本学の基本計画としては、①教育に関する目標を達成するための事項、②研究活動の推進、研究水準の向上に関する事項、③地域連携・社会貢献の推進に関する事項、④管理運営の改善及び効率化に関する事項、⑤財務関係の改善に関する事項、⑥自己点検・評価・改善、及び情報公開に関する事項、⑦その他、の7カテゴリーに定めた計画項目ごとに毎年度の実施計画を立案している。実施計画は実施主体となる学科・研究科、各種委員会等においてアクション・プラン（個別計画）に具体化され、事業計画を遂行している。これらの計画については、年度ごとの予算編成や組織整備等に反映している。

基本計画・実施計画、重点対応事項に関しては、全教職員を対象とする学長主催のFS（Faculty and Staff）ミーティングにおいて周知し、共通認識のもとに諸活動が展開されるように取り組んでいる（根拠資料1-17）。

【中・長期の計画等の進捗・達成状況の定期的検証】

実施計画については、年度途中に進捗状況、年度末に当該年度の取り組みの点検・評価を行い、その結果を内部質保証推進委員会に報告し検証している。重点対応事項に関しては、同委員会が適宜状況報告を求めて進捗確認を行うとともに、必要に応じて改善・伸長を促すこととしている。基本計画については、施行後3年となる最終年の2025年度末に達成状況を検証する予定である。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

本学では開学以来、理念・目的に基づく看護学・栄養学教育を追求し、その実現を目指してきた。学部・研究科においては教育理念を踏まえた人材育成の目的を定めるとともに、人間力こそが医療人の基盤となることを大学の重要な価値として共有し、正課での学びと有機的な連携を図っている。

しかし、理念・目的は大学を取り巻く環境や社会事情等により、そこに包摂される価値は変容し、加えて抽象度の高い「人間力」に対する解釈は時間経過により変わりうる。2024

年度には、これからの大学のありようを展望するにあたり、FS ミーティングにおいて教育理念に関する意見交換を行い、改めて価値観を共有するとともに、次期カリキュラム改正に向けて人間力の再定義に取り組むこととした（根拠資料 1-17）。

また、学園中期計画と連携する大学独自の基本計画、それに連関する年度ごとの実施計画を策定し、計画達成に向けた取り組みを着実に進めることで理念・目的の実現を目指している。計画策定や大学運営においては、FS ミーティングや学長から発信される『学長室だより』で情報共有を図るとともに意見聴取を行い、全教職員が大学運営に関与する体制を敷いている（根拠資料 1-18）。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、設置主体である学校法人吉田学園の掲げる建学の精神「高度な職業人＝人財の育成」に基づき、「人間力教育を根幹とした医療人の育成」を教育目的に 2013 年に設立された。以後、看護師・保健師、管理栄養士の養成を使命として教育研究を展開し、諸活動を行っている。また、教育理念を踏まえ、学則に大学の目的、各学科及び研究科の人材育成の目的を定めている。これらの理念・目的は、ホームページや学生便覧、大学案内等の刊行物を通じて、学生、教職員、保護者に周知するとともに、受験生や社会に対しても広く公表している。さらに学生に対しては、1 年次開講の必修科目「学びの理解」において、教育理念に対する理解を促すとともに、本学で学ぶ意義を考える機会を設けている。

諸施策に関しては、学園中期計画と連携した大学独自の基本計画と年度ごとに策定される実施計画に基づき、展開されている。2024 年度には学長ビジョンが策定され、中長期を見据えた大学運営が定着しつつあるが、一層有効な改善・向上を図るためには、より具体的な評価指標や水準等を設定し、諸施策の進捗や達成状況の検証に基づく事業推進を行っていく必要がある。

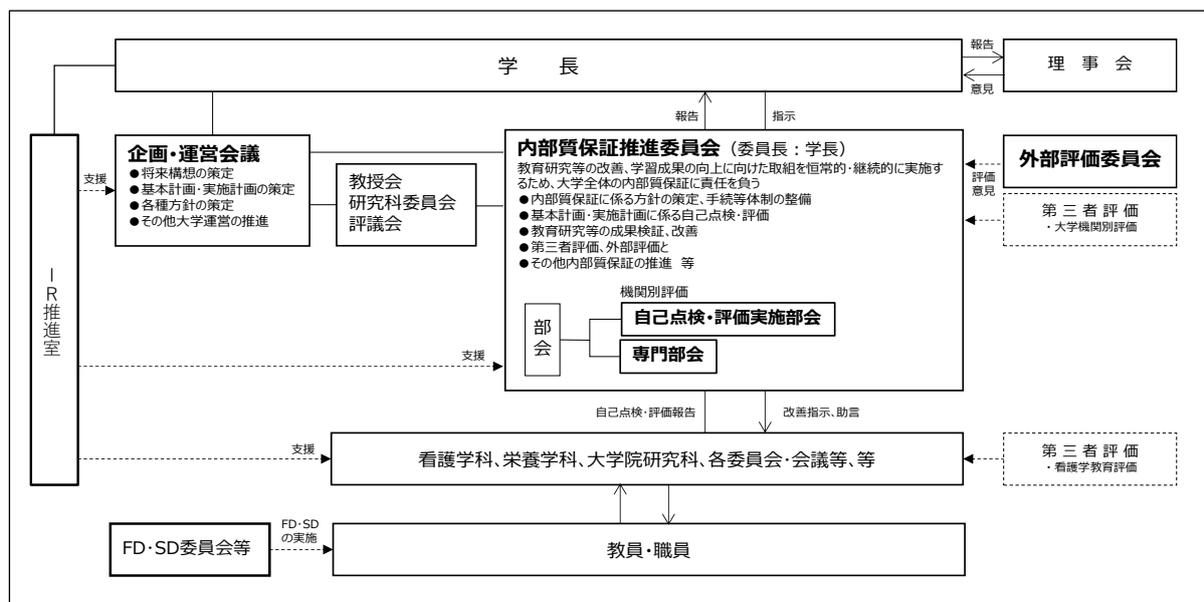
現行の学園中期計画と大学独自の基本計画は 2025 年度が最終年度となることから、2026 年度以降の計画については、教職員やステークホルダー、学生等から広く意見を聴取し、それらを積極的に反映させて策定を進めることとする。また、18 歳人口の減少率に増して道内における医療人（看護職・栄養職）志望の高校生は減少しており、本学を含めて保健医療系私立大学を取り巻く環境は厳しい状況に置かれている。こうした社会情勢等を踏まえて、中長期の大学のありようを法人と連携して検討する必要があることに加え、迅速対応を要する問題・課題が生じた場合にも適時適切に対応できる体制を構築する。

第2章 内部質保証（基本情報一覧）

内部質保証

内部質保証の方針・手続	URL・印刷物の名称
札幌保健医療大学内部質保証の方針	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/infomation/01naibu_ho.pdf ・内部質保証の方針
札幌保健医療大学内部質保証実施要領	・内部質保証実施要領
全学内部質保証推進組織の名称と所管事項	
内部質保証推進委員会	内部質保証推進委員会規程 ・3ポリシー、及び内部質保証に係る方針の策定並びに手続に関する こと ・内部質保証システムの点検・評価に関すること ・内部質保証の体制、及び仕組みの機能向上に関すること ・3ポリシーに基づく教育活動の有効性に関すること ・教学マネジメント確立のためのアセスメント・ポリシーに関する こと ・自己点検・評価の実施方針の策定に関すること ・全学に係る基本計画及び毎年度の実施計画等の点検・評価に関する こと ・自己点検・評価報告書の作成及び公表に関すること ・自己点検・評価に係るデータの収集・調査・分析・対策に関する こと ・第三者評価（認証評価、外部評価）に関すること ・その他内部質保証に必要な事項に関すること
	名簿（URL・印刷物の名称）
	2024年度役職委員会等一覧
備考：	

《体制図》



(図：札幌保健医療大学における内部質保証の組織・体制の概要)

設置計画履行状況調査等への対応（5カ年）[*]

指摘区分	指摘事項	指摘年度	改善状況	改善状況に関する根拠資料（設置履行状況調査結果など）
遵守事項	設置の趣旨・目的等が活かされるよう、設置計画を確実に履行すること。また、学術の理論及び応用を教授研究するという大学院の目的に照らし、開設時から充実した教育研究活動を行うことはもとより、その水準を一層向上させるよう努めること。	2022年度	履行中	【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（改正前大学設置基準適用）令和5年5月1日現在 https://www.sapporo-hokeniryoku-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/infomation/2023_F101310100356.pdf 【認可】設置に係る設置計画履行状況報告書（改正前大学設置基準適用）令和6年5月1日現在 https://www.sapporo-hokeniryoku-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/infomation/2024_F101310100356.pdf
遵守事項	「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見1及び2への対応において、ディプロマ・ポリシー及びカリキュラム・ポリシーが改められたが、修正前の申請書において「カリキュラム・マップ」で示されていた両ポリシーに掲げる項目ごとの対応関係や、カリキュラム・ポリシーと授業科目との対応関係を示した図が、修正後の申請書における「カリキュラム・マップ」では示されていないものの、入学志願者や学生等に対しては、これらの対応関係がより容易に理解できるよう、図や表を用いて分かりやすく周知すること。また、DP5で新たに「マネジメント力」を掲げ、対応する必修科目が「フィールドワーク」であることが示されたが、当該授業科目のシラバスを見る限り、到達目標に掲げる「ケアマネジメントの・・・実態を把握し、説明できる」能力が身に付く内容となっているか必ずしも明確でないため、シラバスの記載内容の工夫や周知等を通じて学生が理解できるようにすること。	2022年度	履行中	
遵守事項	「審査意見への対応を記載した書類（6月）」の審査意見4への対応において、看護学と栄養学の知識・技術を修得するため、学生が両分野の知識・技術を着実に修得できるよう、どのようなプロセスで履修指導がなされるのか説明を求めたところ、看護学と栄養学の両学問に係る観点からの履修指導の在り方ではなく、領域（健康増進支援領域、健康再生支援領域）ごと又は他領域の科目の履修	2022年度	履行中	

	に係る観点からの指導方法に関する説明が中心となっている。自らの専門性等について様々なバックグラウンドを持つ学生が、カリキュラム・ポリシーに掲げる「看護学・栄養学に立脚する専門職種間の相互理解を深め」るため、また「設置の趣旨等を記載した書類」の「1. 設置の趣旨及び必要性 (6) 本研究科修了生の進路の見通し」に記載されている「看護・栄養の連携・協働」を行う能力を身に付けるために、本専攻の教育課程において看護学及び栄養学をどのように履修するか周知するとともに、教育効果の向上の観点から細やかな履修指導を行うこと。			
遵守事項	完成年度前に、定年規定に定める退職年齢を超える専任教員数の割合が多いことから、定年規定の趣旨を踏まえた適切な運用に務めるとともに教員組織編成の将来構想について着実に実施すること。	2022年度	履行中	
備考：				

※その他、文部科学省からの勧告等に関することは、点検・評価報告書本文に記載してください。

前回の認証評価からの改善状況[*]

改善報告書 URL [※]	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/jihe/jihe01.pdf ・札幌保健医療大学平成30年度大学機関別認証評価 評価報告書 (公益財団法人日本高等教育評価機構)
改善報告書検討結果 URL [※]	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/infomation/%B8.pdf 札幌保健医療大学 改善報告書
備考：	

※前回認証評価が本協会以外であった場合は、これに相当するもの。

情報公表 [学習成果等]

情報	ウェブサイト名称・URL
「卒業認定・学位授与の方針」に定められた学修目標の達成状況を明らかにするための学修成果・教育成果に関する情報	
各授業科目における到達目標の達成状況	授業評価アンケート 2024年度前期 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/career/2024%E5%B9%B4%E5%BA%A6%E5%89%8D%E6%9C%9F.pdf
学位の取得状況	・卒業生数及び学記授与数並びに就職進学状況 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/about/information/info4_1
学生の成長実感・満足度	・卒業時アンケート ・学生生活実態調査 https://www.sapporo-hokeniryuu-

	u.ac.jp/uploads/files/2023gakuseiseikatujiittaityusa.pdf
進路の決定状況等の卒業後の状況（進学率や就職率等）	・就職実績 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/career/employment ・大学ポートレート<進路・就職情報> https://up-j.shigaku.go.jp/school/category04/0000000002201000.html
修業年限期間内に卒業する学生の割合留年率、中途退学率	・退学者数・中途退学率及び留年者数 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/about/information/info4_3 ※基礎データ表6参照
学修時間	・2023年度学生生活実態調査 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/2023gakuseiseikatujiittaityusa.pdf
学修成果・教育成果を保証する条件に関する情報	
入学者選抜の状況	・大学ポートレート<学生情報> https://up-j.shigaku.go.jp/school/category06/0000000002201000.html ※基礎データ表2及び表3参照
教員一人あたりの学生数	・専任教員数・年齢構成 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/about/information/info3_1 ・大学ポートレート<教員情報> https://up-j.shigaku.go.jp/school/category07/0000000002201000.html ※基礎データ表1参照
学事暦の柔軟化の状況	対応なし
履修登録単位の登録上限の状況	・履修の手引き https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/campuslife/registration/guide
授業の方法や内容・授業計画（シラバスの内容）	※前掲「基本資料」表参照 ・看護学科履修要項・シラバス https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/nursing/syllabus ・栄養学科履修要項・シラバス https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/nutrition/syllabus
早期卒業や大学院への飛び入学の状況	対応なし
FD・SDの実施状況	・FD・SD活動 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/education/fd-sd
備考：	

※関係資料：教学マネジメント指針（中央教育審議会大学分科会）別紙3

情報公表〔教職課程〕

項目	URL
教員の養成の目標及び当該目標を達成するための計画に関すること	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/311kyousyoku22jyou6.2.pdf
教員の養成に係る組織及び教員の数、各教員が有する学位及び業績並びに各教員が担当する授業科目に関すること	
教員の養成に係る授業科目、授業科目ごとの授業の方法及び内容並びに年間の授業計画に関すること	
卒業生の教員免許状の取得の状況に関すること	
卒業生の教員への就職の状況に関すること	
教員の養成に係る教育の質の向上に係る取組に関すること	
備考：	

※関係法令：教育職員免許法施行規則第22条の6

第2章 内部質保証(本文)

評定：A

1. 現状分析

評価項目①

内部質保証のための方針を適切に設定していること。また、教育の充実と学習成果の向上を図るために、内部質保証システムを整備し、適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証のための全学的な方針において、基本的な考え方、体制（全学内部質保証推進組織をはじめとした諸組織の位置づけ、役割や責任）や手続を明らかにしているか。
- ・教育の企画・設計とその実施、自己点検・評価及び改善活動に関して、全学的な調整や支援を行っているか。
 - ※ 具体的な例
 - ・3つの方針の策定の調整・支援。
 - ・体系的・組織的な教育課程の編成に向けた調整・支援。
 - ・効果的な教育方法の開発とその運用のための調整・支援。
 - ・学習成果の可視化に向けた調整・支援。
 - ・自己点検・評価の実施やその結果の活用に向けた調整・支援。
- ・大学全体規模や学部、研究科その他の組織（教職課程を実施する全学的組織を含む）における自己点検・評価をそれぞれ定期的の実施し、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・学部、研究科その他の組織における自己点検・評価の客観性、妥当性を高めるために、学生の意見や外部の視点を取り入れるなどの工夫をしているか。
- ・行政機関、認証評価機関等から指摘事項があった場合、それに適切に対応しているか。

【内部質保証に係る基本的な考え方、体制、手続の明示】

本学では、理念・目的の実現に向けて、教育研究活動を含む諸活動の質を保証することを目的に、「内部質保証の方針」（以下「内部質保証方針」という。）を策定し、基本的な考え方、体制、及び手続を明示している（根拠資料 2-1【ウェブ】）。

内部質保証方針に定める基本的な考え方は、以下の5点である。

- (1) 法人・大学の理念・目的、教育目標、各種の方針の実現に向けて、教育研究活動をはじめとする大学の諸活動について自ら点検・評価を行い、その結果を踏まえて、質を保証するための改善・向上に取り組む。
- (2) 自己点検・評価の対象は、教育・研究・社会連携・組織運営等の大学の諸活動全般とし、評価の単位は、学科・研究科・委員会等を基本に、評価の対象に応じて、適切な単位を設定する。
- (3) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織は、内部質保証推進委員会とする。大学運営上の方針となる基本計画等は内部質保証推進委員会と連携の上、企画運営会議が策定する。
- (4) 自己点検・評価結果、第三者評価結果については、学内に周知し共有するとともに、ホームページ等を通じて社会に公表する。
- (5) 内部質保証に関する学内の理解を促進し、組織文化としての定着を図る。

内部質保証の推進に係る組織・体制については上記《体制図》のとおり整備しており、内部質保証方針に以下のように定めている。

(1) 全学における内部質保証の推進に責任を負う組織として、学長を委員長とする内部質保証推進委員会を置く。内部質保証推進委員会は、内部質保証に関する方針、諸活動の方針に基づき、基本計画・実施計画に即した取組の有効性を検証する。加えて、内部質保証の推進に係る組織・体制、手続について検証し、改善に取り組むとともに、内部質保証に対する教職員の理解を促す。学科・研究科・委員会等が実施する自己点検・評価結果については自己点検・評価報告書を作成し、諸活動の適切性をチェックする。

(2) 内部質保証推進委員会は、全学の自己点検・評価結果に基づき、改善が必要な事項について、当該組織の長に改善策の実施を求める。当該組織の長は、当該事項に関する改善計画を内部質保証推進委員会委員長に提出し、遂行する。また、内部質保証推進委員会は、全学の自己点検・評価結果に基づき、更なる向上が期待される事項について、当該組織の長に取組の強化を求める。

(3) 内部質保証推進委員会は、第三者評価等の受審に際して、適切な時期に自己点検・評価実施部会を設置し、受審準備に取り組む。そのほか、必要に応じて専門部会を設置することができる。

(4) 学科・研究科は教育課程レベルにおいて、また委員会等はそれぞれの所掌事項について、企画・設計、運用、検証、改善に取り組む。

(5) 学科・研究科は、教育課程レベルにおける企画・設計、運用、検証、改善に取り組む。

(6) 委員会等は、それぞれの所掌事項について、企画・設計、運用、検証、改善に取り組む。

(7) 学科長・研究科長は学科・研究科において、部長（学部長・教務部長・学生部長・図書館長）は所管する委員会等において、自己点検・評価、改善・向上のPDCAサイクルが適切に展開する役割・責任を担う。

(8) 大学における自己点検・評価等の結果に関しては、評議会を経て、理事会、及び学校法人吉田学園の監事、外部評価委員会によるチェックを受ける。学長はその結果を教授会等に報告するとともに、内部質保証推進委員会において必要な対応を行う。

上述のとおり、本学では内部質保証方針において推進組織を内部質保証推進委員会と定め、「内部質保証推進委員会規程」に役割・権限・構成員等を明示している。当委員会の構成員は、学長、学部長、研究科長、図書館長、教務部長、学生部長、学科長、法人本部長、事務局長であり、各部局等の内部質保証に責任を担う職位で構成している。大学教職員に加えて法人関係者を含めているのは、法人の視点を加えることで取り組みの客観性を保つとともに、法人と大学の連携強化を図るためである。

先に述べた組織・体制のもと手続・手順については、内部質保証方針に以下のように定めている（図1）。また、主な内部質保証の項目等を「内部質保証実施要領」に示している。各レベルでは、図2に示すようにPDCAを展開している（根拠資料2-2）。

(1) 企画運営会議は、全学に係る基本計画を策定するとともに、当該計画に基づき、学科・研究科・委員会等における実施計画を取りまとめる。学長は、企画運営会議が取りまとめた基本計画・実施計画について、教授会に報告して意見を求め、適宜、反映させる。

(2) 学科・研究科・委員会等は、(1)に基づくアクション・プラン（個別計画）を策定して企画運営会議に提出し、計画を遂行する。また、計画遂行の実績を期中（9月）と期末（3月）に取りまとめるとともに、自己点検・評価を行い、結果を内部質保証推進委員会に報告する。

(3) 上記(2)に係るアクション・プラン（個別計画）の策定と自己点検・評価の取りまとめは、学科においては学科長、研究科においては研究科長が行う。委員会等については、委員会を所管する部長（学部長・教務部長・学生部長・図書館長）が取りまとめ、内部質保証推進委員会に提出・報告する。

(4) 内部質保証推進委員会は、上記計画の遂行状況に関する中間報告（9月）を指示し、進捗を確認する。取組に問題・課題がある場合は、着実な遂行を求めるとともに必要に応じて改善を指示し、助言を与える。

(5) 内部質保証推進委員会は、当該年度の計画遂行に係る自己点検・評価を指示し、学科・研究科・委員会等は自己点検・評価を行い、結果を内部質保証推進委員会に報告する。学長は、内部質保証推進委員会で集約した自己点検・評価の結果を教授会等に報告する。

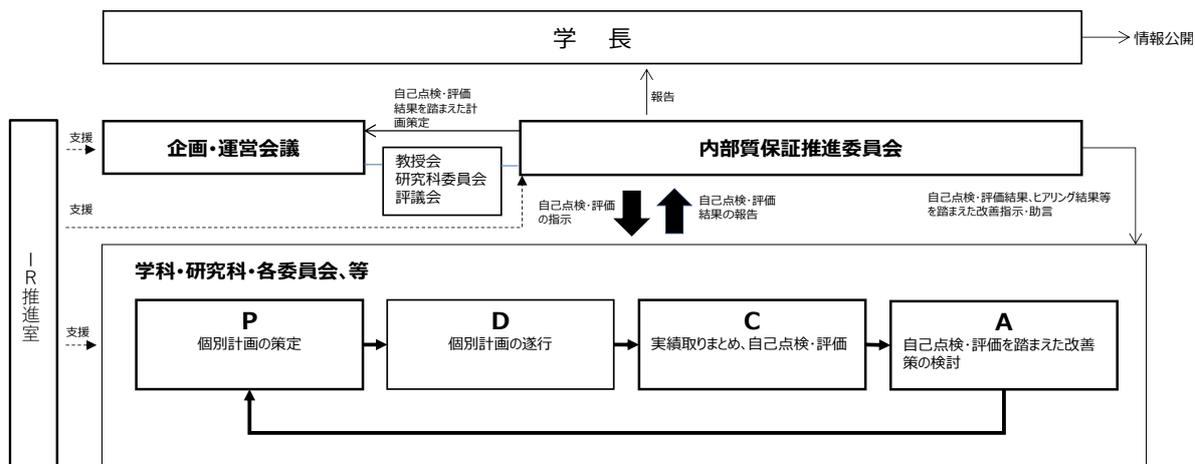
(6) 学長は、改善が必要な事項について当該組織からヒアリングを行い、内部質保証推進委員会をとおして、当該組織の長に改善を指示し、助言を与える。当該組織では改善指示に係る計画を策定し、内部質保証推進委員会に提出し、遂行する。

(7) 法人に係る事項に関して改善の必要が生じた場合は、法人と協議の上で対応する。

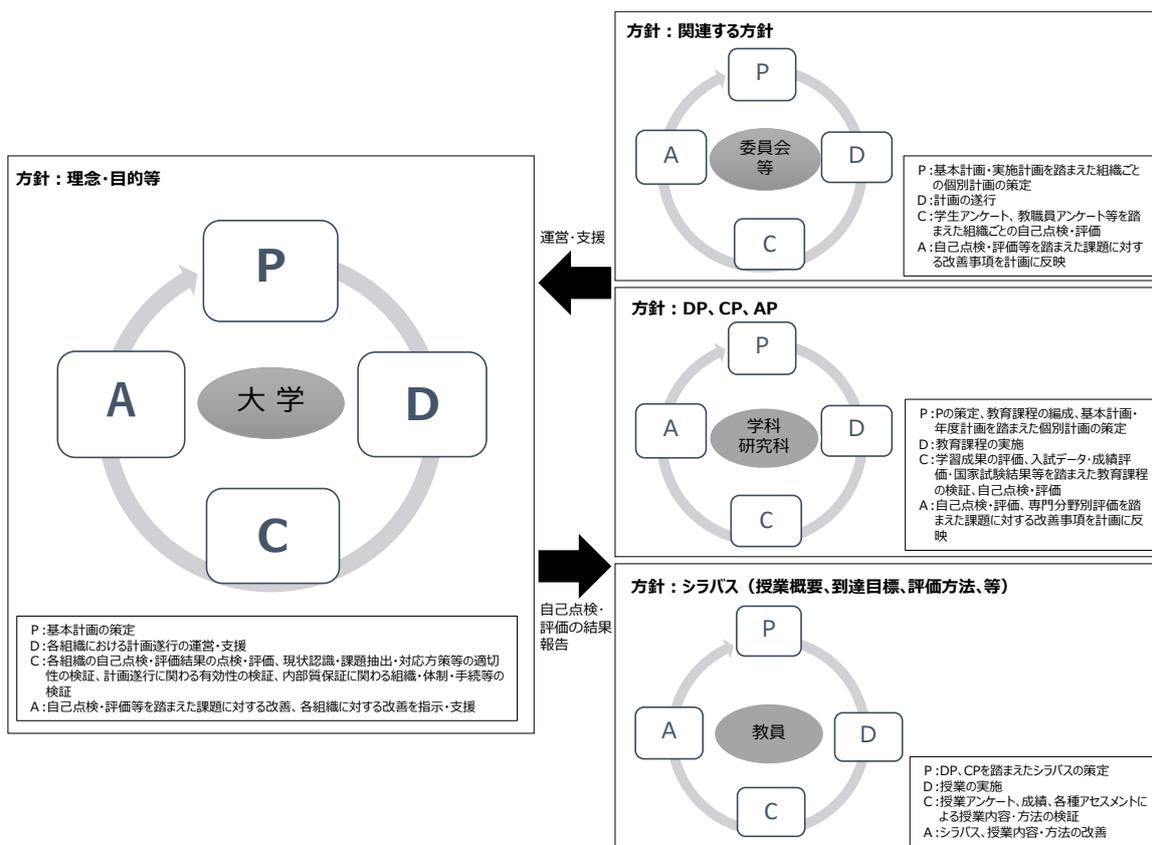
(8) 全学的な自己点検・評価による改善を検証するため、自己点検・評価の結果に関し、評議会を経て理事会に上程するとともに、学校法人吉田学園監事によるチェックを受ける。

(9) 全学的な自己点検・評価の客観性・妥当性を担保するため、外部評価委員会による評価を受ける。

(10) 社会に対する説明責任を果たすため、自己点検・評価の結果、その他諸活動の状況等についてホームページ等を活用して公表する。



(図1：内部質保証のための手続の概要)



(図2：各レベルにおけるPDCAイメージ図)

【教育の企画・設計と実施、自己点検・評価及び改善活動に関する調整や支援】

本学における教育の企画・設計と実施、自己点検・評価、改善活動に関する調整や支援等、内部質保証の具体について、以下の4点において例示する。

（3つの方針の策定の調整・支援）

本学では内部質保証体制の変更に合わせて、教育理念の実現を目指した入学者選抜から学位授与に至る一貫した教育を行うため、「3Pを策定するための基本方針」（以下、「3P策定方針」という。）を策定した（根拠資料 2-3【ウェブ】）。3P策定方針では、各ポリシーの概要、策定単位、見直し・改正手続、策定上の留意事項を定め、学術の動向や社会的要請、学内事情等により必要が生じた場合、及びカリキュラム変更の際に見直しを行うこととした。3P策定方針の策定を機に、内部質保証推進委員会において、各ポリシーのガイドラインとなる「全学ポリシー」を定めるとともに、当該方針と全学ポリシーに基づき、策定単位による3Pの点検を行った（根拠資料 1-19【ウェブ】）。その結果、学部において、学位授与方針（以下、「DP」という。）は1項目に複数要素が含まれており評価困難、教育課程の編成・実施方針（以下、「CP」という。）は、教育課程の全体像を示す内容となっていない、入学者受入方針（以下、「AP」という。）は課程別に策定されていない等の問題点が明らかになったことから、3P策定方針に示す策定単位（看護学科・栄養学科）において、DP及びCPを改正、APを新たに設定した（根拠資料 1-19【ウェブ】）。ただし、DP、CPの改正に関しては、カリキュラム改正に連結した内容変更を伴わない形式上の変更であることから、次期カリキュラム改正の際に実質的な見直しを行うこととしている。

各ポリシーの改正等に関しては、内部質保証推進委員会の指示により策定単位（看護学科・栄養学科）において旧ポリシーの点検・評価を実施、その結果を同委員会で検証し、各学科において改正案を検討、委員会による助言・調整等を行うプロセスを経て作成された。

（教育課程の編成に向けた調整・支援）

看護学教育カリキュラムは2013年の開学以後2022年に変更、栄養学教育カリキュラムは2017年の開設以後2021年に変更を行った。しかし、基礎教育科目群においてはほぼ開学時のまま見直されていないことや、医療人養成に求められる教育内容の整備が十分でないなどカリキュラム編成上の課題が見られたため、2023年度の実施計画に基づきカリキュラム委員会においてカリキュラム評価アンケートを実施した（根拠資料 2-4）。内部質保証推進委員会では評価結果の検証と、学術分野の動向、社会情勢等の情報分析を踏まえ、現行カリキュラムの問題・課題を明確化した上で、次期カリキュラム改正に向けた方向性を提示するなど、教育課程の編成に係る調整・支援を行っている。

（学習成果の可視化に向けた調整・支援）

本学ではアセスメント・ポリシーにおいて、学習成果の評価方針を明らかにしている（根拠資料 2-5【ウェブ】）。全学レベルの評価については、内部質保証推進委員会で検討を行い、アセスメント・ポリシーにより目的・方法、アセスメント・リスト等を明示した。教育課程レベルでは、全学レベルの方針に基づき、各学科のDPに即した学習成果の評価方法を学科別アセスメント・リストに示している。学科別のリスト作成に際しては、適宜、委

員会への進捗状況報告を促し、大学レベルとの一貫性や学部内での統一性が保たれるよう、調整・支援を行った。

また、教育課程の編成とも関連するが、本学の特徴的な科目に位置づけられる「地域連携ケア論」と「学びの理解」に関し、両科目の学習成果の把握を実施計画に盛り込み、関連委員会（教務委員会）での実施を指示するなど、カリキュラム改善に向けた調整・支援を行っている。

研究科においてもアセスメント・ポリシーに基づく評価を行っており、研究科運営会議、研究科委員会において対応している（根拠資料 2-6【ウェブ】）。

（自己点検・評価の実施、その結果活用に向けた調整・支援）

各種委員会及び学科・研究科においては、当該年度の実施計画を具体化したアクション・プラン（個別計画）に基づいて諸活動を展開し、年間をとおして計画的に遂行できるように整えている。内部質保証推進委員会は、9月に上半期の活動状況の進捗確認を行い、取り組みに問題・課題がある場合は、必要に応じて改善を指示し助言を与える。当該年度の計画遂行に係る点検・評価については3月にとりまとめ、内部質保証推進委員会において検証後、自己点検・評価報告書を作成し、学部においては教授会、研究科においては研究科委員会に上程（報告）する（根拠資料 2-7【ウェブ】）。当該年度の取り組みで明らかになった問題・課題は、次年度の実施計画に反映させて、計画的に遂行できるようにしている。

上記の取り組みを基本としつつ、重点対応事項に関しては、適宜、内部質保証推進委員会への進捗報告を求め、同委員会からのコメントを付して進展を促す対応を行っている。例えば、2024年度の重点対応事項の一つに、前年度低調であった看護師、管理栄養士国家試験合格率の向上を掲げ、各学科での国家試験対策を強化した。委員会では学科に対して国家試験対策に関する月々の目標・計画の立案、実施結果の点検・評価を指示し、翌月の改善につなげる助言を行い、対策強化を図っている（根拠資料 2-8）。

【自己点検・評価の定期的な実施と改善・向上の取組】

本学では各組織において、年度ごとの実施計画を具体化したアクション・プラン（個別計画）を立案し、諸活動を行っている（根拠資料 2-2）。計画の進捗状況については、各組織で9月と3月に自己点検・評価を行い、内部質保証推進委員会に報告する。同委員会では実施計画の進捗状況に問題・課題がある場合は、着実な遂行を求めるとともに必要に応じて改善を指示し、助言を与えることとしている。とりわけ9月の自己点検・評価により進捗に深刻な問題・課題が認められた際には、内部質保証推進委員会の委員長である学長が必要に応じて関係者からヒアリングを行い、内部質保証推進委員会を通じて改善指示に基づく計画の変更・策定を求め、各組織で改善・向上に取り組むこととしている。

教職課程に係る自己点検・評価、改善・向上の取り組みは、実施主体である教職課程委員会において行っている（資料：教職課程委員会規程）。同委員会は、毎年度の個別計画に基づく活動状況に関して自己点検・評価を行って自己点検・評価報告書を作成し、内部質保証推進委員会に報告する（根拠資料 2-9【ウェブ】）。

【自己点検・評価の客観性・妥当性の確保】

第一に、学内での自己点検・評価の客観性・妥当性の確保としては、全学内部質保証推進組織である内部質保証推進委員会において、学内諸組織における自己点検・評価を客観的に検証する。加えて、学校法人吉田学園が毎年度実施する業務監査・会計監査により、学長の業務執行状況について監事から業務監査を受けており、客観性確保の一環としている（根拠資料 2-10）。監査結果については内部質保証推進委員会で精査し、指摘事項は翌年度の実施計画に反映させて改善策を講じている。

第二に、学内の自己点検・評価結果に対し、学長の諮問機関として 2024 年度に外部評価委員会を設置し、ステークホルダーによる評価を受ける体制を敷いた。同委員会の外部委員は、看護学教育もしくは栄養学教育の有識者（大学教員等）、実習施設における指導責任者（看護部門・栄養部門の責任者）、看護職もしくは栄養職に係る職能団体の役員、本学卒業生の就職先部門責任者、高等学校教育関係者、本学同窓会役員である。会議開催は年 1 回とし、2024 年 9 月に第 1 回委員会を開催した（根拠資料 2-11、2-12）。

第三に、法定の機関別評価に加えて、看護学教育評価機構の正会員として、2026 年度に看護学教育課程に対する 1 回目の専門分野別評価を受審する予定である。

以上のように本学は、第三者の視点を入れて改善・向上につなげる仕組みを整備し、自己点検・評価の客観性・妥当性の確保に努めている。

【行政機関、認証評価機関等からの指摘事項への対応】

（行政機関からの指摘事項への対応）

2023 年度に開設した大学院に関しては、完成までの 2 年間、設置に係る設置計画履行状況報告書を提出している。設置認可時に文部科学省より示された改善意見 2 件については、研究科において速やかに対応し、1 期生の受入れ前に対応を完了した。2024 年度に実施された厚生局による管理栄養士養成施設及び栄養士養成施設に係る指導調査については、改善報告を求める事項はなかったが、実地調査時の確認事項と助言事項について内部質保証推進委員会で内容を精査し、改善の必要性等の検討を行った（根拠資料 2-13【ウェブ】、2-14、2-15）。

（認証評価機関からの指摘事項への対応）

序章で示したように、2017 年度の日本高等教育評価機構による機関別評価において、「改善を要する点」として 4 項目の指摘があった（根拠資料 2-16【ウェブ】）。これらに関しては、指摘事項の内容により関係組織において対応し、教授会等を経て、結果を評価機関に報告している。2023 年度に変更した内部質保証体制下では、内部質保証推進委員会で指摘事項への対応を検討するとともに、必要な改善計画や改善状況の確認を行うこととしている。

評価項目②

大学の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしていること。

<評価の視点>

- ・教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他の諸活動の状況等を適切に公表し、社会に対する説明責任を果たしているか。
- ・教育研究活動の情報として、学生の学習実態、学習上の成果に関わる情報を社会に分かりやすく公表しているか。

【教育研究活動、自己点検・評価結果、財務、その他諸活動の状況等に関わる情報の公表】

本学では、「学校法人吉田学園情報公開規程」に基づき、情報公開を行っている（根拠資料 2-17【ウェブ】）。同規程は第4条において公開情報を、(1) 学園の基本情報（寄附行為等）、(2) 学園の経営及び財政に関する情報、(3) 学園が設置する大学の教育研究に関する情報、(4) 自己点検・評価の結果に関する情報、等と定めている。情報の公表に際しては、その正確性と信頼性を確保するための取組みを行っている。例えば、自己点検・評価結果については、内部質保証推進委員会における精査後担当部署において確認することにより、二重のチェックを行っている。また、情報公表の可否、公表の範囲・程度について関連委員会等において検討し、正確で信頼性の高い情報発信に努めている。

（教育研究活動に係る情報公開）

学校法人吉田学園情報公開規程第4条の(3) 学園が設置する大学の教育研究に関する情報の定めに基づき、①教育研究上の目的、②教育研究上の基本組織、③教員組織、教員の数並びに各教員が有する学位及び業績等の教育研究活動に係る情報をホームページにおいて公開している（根拠資料 1-19【ウェブ】、2-31【ウェブ】）。加えて、全科目シラバスのホームページ掲載を通じて、授業スケジュール、各科目の担当者・授業概要・成績評価方法等を公開し、教育活動の透明性を高めている（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。また、教育職員免許法施行規則第22条の6に基づき、教職課程における教員養成の状況についても情報公開を行っている。（根拠資料 2-27【ウェブ】）

（自己点検・評価結果の公表）

毎年度の自己点検・評価結果については、内部質保証推進委員会において自己点検・評価報告書に取りまとめ、理事会での報告を経てホームページに公表している（根拠資料 2-7【ウェブ】）。

（財務状況の公表）

財務状況については、学校法人吉田学園が公開する事業報告書において、学園の基本情報、予算・決算に関わる計算書類等を含めて、学園の経営及び財政に関する情報等をホームページで公表している（根拠資料 10-18【ウェブ】）。

【学生の学習実態、学習上の成果等に関わる情報の公表】

アセスメント・ポリシーで定めるアセスメント項目のうち、直接的評価項目である量的指標（退学者数・退学率、国家試験合格者数・合格率、就職状況・就職率等）は、ホームページの情報公開において公表している（根拠資料 2-18【ウェブ】）。間接的評価項目であ

る、学生による授業評価アンケート、学生生活実態調査等のアンケート調査結果に関しては、報告書を教職員に配付するほか、図書館に配架して学生等の閲覧に供していたが、学習実態や学習成果等を広く公表し大学としての社会的責任を果たすため、2024年度よりホームページで公表している（根拠資料 2-19【ウェブ】、2-20【ウェブ】、2-28、2-29、2-30、2-21【ウェブ】）。

評価項目③

内部質保証システムの有効性及び適切性について定期的に点検・評価を行い、改善・向上に向けた取り組みを行っていること。

<評価の視点>

- ・内部質保証システムの整備や機能の状況を定期的に点検・評価し、その結果に基づき、教育の質を保証する仕組みとしてより有効に機能できるよう改善・向上に取り組んでいるか。

【内部質保証システムの有効性・適切性に関する点検・評価】

本学は学則第2条で「本学は、その教育研究の向上を図り、前条の目的を達成するため、教育研究活動等の状況等について自ら点検及び評価を行い、その結果について公表する。」と定めている（根拠資料 1-1【ウェブ】）。この規定に基づき「大学評価委員会規程」（2023年10月1日廃止）を制定し、大学評価委員会を大学全体の内部質保証推進組織として位置づけてきた。諸活動等の点検・評価については大学評価委員会の下に置かれた「自己点検・評価委員会」が毎年度の報告書作成を担い、各種委員会等による事業計画の点検・評価結果に対するフィードバックを行って、次年度の活動計画に反映させる体制を敷いていた。しかし、自己点検・評価委員会においては報告書作成が目的化し、大学評価委員会による検証も形骸化しているなど、内部質保証組織は実質的な役割を履行できていない状況であった。こうしたことより大学評価委員会において内部質保証体制を点検・評価した結果、①内部質保証に係る方針等の定めがなく、推進組織をはじめ各組織の役割が明確になっていない、②学科や委員会等における点検・評価結果が改善・向上に結びついていない、③全学としての質保証と学科・委員会等の取り組みが連携できていない、④諸活動に係る全学方針や計画が明確でなく、各組織の取り組みに一貫性・整合性がない、⑤自己点検・評価報告書の作成に係る各組織の負担が過大である等の問題・課題を確認した。また、内部質保証との関係で、教授会や運営会議（2023年4月より「企画運営会議」に変更。）等、学内の会議体と全学的な意思決定プロセスについても見直す必要があったことから、管理運営のあり方を含め内部質保証体制を再構築することとした。

内部質保証体制の見直しは大学評価委員会において行い、2023年10月より現在の体制に変更した。具体的には、内部質保証方針を定めて、内部質保証に関する基本的な考え方、推進組織の権限と役割、同組織と諸活動等を展開する他組織との役割分担等を明文化した（根拠資料 2-1【ウェブ】）。また、推進組織の役割機能を実質化するため、大学評価委員会を内部質保証推進委員会に変更し、自己点検・評価委員会を廃止。自己点検・評価の実施と諸活動等の改善・向上に係る指示を与え調整を図る中心的役割を内部質保証推進委員会に集約、権限を一元化することで責任関係を明確にした。加えて、役割機能の分散により手続や情報共有が煩雑化し、指示系統が不明確になっているなどの弊害が認められたこ

とから、統括組織と実施組織の分化を単純化し、大学の規模に見合う構造とした。

新体制の適切性・有効性については、内部質保証推進委員会の開催、変更後の運営を通じて得られた指摘等をもとに検証し、必要に応じて改善に取り組むこととしている。新体制そのものの検証に関しては、現行の基本計画が終了する 2025 年度に実施する予定である。

【内部質保証システムの改善・向上への取組み】

学習成果を可視化して大学教育の内部質保証を確立することが求められているところ、本学においては組織的・体系的な IR の取り組みが行われておらず、客観的なデータ分析に基づく改善活動が十分でない状況にあった。学習成果の評価の一環であるアンケート調査等に関しては、関連委員会が実施して結果を取りまとめ大学評価委員会に上程していたが、大学運営に関わる意思決定を支援する体系的な取り組みにはなりえていなかった。内部質保証体制を現行体制に変更した際、IR 機能の充実の必要性が認識されたことより、教育・学習、学生支援等に係る意思決定・施策形成等を支援し、教育の改善、内部質保証の推進に資する IR を担う組織を設置することとした。このことに伴い IR 人材の確保と規程等の整備を進め、2024 年 10 月に学長直下に IR 推進室を設置した。今後は「IR 推進室規程」及び「IR の運用に係る実施要領」に基づき IR 業務を実施し、IR によるデータ分析に基づく検証の充実化に向けて取り組む予定である（根拠資料 2-22【ウェブ】、2-23【ウェブ】）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所・特色】

従来 of 体制の検証により明らかになった問題・課題を改善するため、内部質保証システムを再編し、大学の規模に見合う体制に変更した。図書館や保健センター等に関しては、組織に応じた内部質保証が為されるよう、図書館運営委員会（根拠資料 2-24）、保健センター管理運営委員会（根拠資料 2-25）等の推進組織を整備した。本学の内部質保証システムの特徴は、内部質保証推進委員会に教育に係る質保証の権限・責任を集中させ、同委員会が学科・委員会等とダイレクトに連携し支援する体制を敷いていることである。これにより教育研究等に係る様々な問題・課題等に関する大学としての情報共有や改善策の遂行が迅速かつ柔軟に行えるようになった。

また、内部質保証に対する教員・職員の意識を高めて参画を促すには、大学が抱える問題・課題等の共通認識を図る必要があると考え、定期的な FS ミーティングの開催により、情報共有と意見交換を行う機会を設けている。この取り組みは、実質的な FD・SD の機能を果たしている。

【問題点】

これまでに述べてきたように、本学では 2023 年度に大学としての内部質保証方針を定め、関連規程類の改正・制定、管理運営組織の再整備を行うなど、学長の責任体制の下、新たな内部質保証システムを構築した。この変更より 1 年半を経過した現時点において、整備不十分な問題や課題を残している。まず、設置後半年の IR 推進室の機能化である。IR 推進室は室長を中心に IR 業務を進めているが、これまで本学では体系的な IR が展開されてこなかったこともあり、データベース構築に時間を要しているのが実状である。学習成

果に係る客観的・主観的データの活用を推進し IR に基づく効果的な改善・向上が行われるよう、IR 推進室の安定的な運用を促すとともに、IR 機能の強化・充実のための環境づくりが必須である。

内部質保証システムにおける学生参画については、2023 年度より試行的に学生代表と教職員の合同ミーティングを開催し、教学事項や学生支援に関する意見収集・交換を行う機会を設けている。学生から示された意見等のうち大学運営上の課題に関わるものに関しては、内部質保証推進委員会から関連委員会に検討を指示し改善に結びつけているほか、ミーティング等で出された意見とそれらに対する大学の対応等については全学生に周知することとしている。また、教学に関わる委員会規程に、必要に応じて学生の代表を出席させ意見を聴くことができるとする条文を追加し、委員会への学生参加を促す改正を行った。大学運営への学生参画は緒についたばかりであるため、そのあり方については制度化も含めて体制整備を行う必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では理念・目的のもと、学長ビジョン 2024、基本計画、当該年度の実施計画に沿って、教育研究等その他の諸活動、大学運営に関する計画・実行・検証、改善・向上のプロセスを展開している。内部質保証に関しては、2023 年度に従来の体制を改め、新たに策定した内部質保証方針に基づき内部質保証推進委員会を中核とする体制変更を行うとともに管理運営体制の見直しを行い、施策立案を担う企画運営会議を設置した。

新体制では、旧体制において役割・権限等が明確でなかった 2 つの内部質保証組織（大学評価委員会及び自己点検・評価委員会）を一元化し、自己点検・評価、改善・向上に係る実質的な責任を内部質保証推進委員会に集約した。内部質保証推進委員会と企画運営会議の連携体制が強化されたことより、迅速な情報共有と柔軟な課題対応が可能となった。特に、教学に関する問題・課題が生じた場合、内部質保証推進委員会より直接関係組織に改善の実施を求める体制としたことから、迅速な改善活動につながっている。また、実施計画の進捗に関する各組織による点検・評価の結果は内部質保証推進委員会で検証し、計画変更や次年度計画に反映させる仕組みとなっている。細部に至る課題の共有や改善策の検討についても、学長のリーダーシップのもとで意思決定可能な体制となり、小規模大学の特性に適した質保証活動の仕組みを構築した。

内部質保証システム自体の有効性・適切性については、主に内部質保証推進委員会の運営・活動等を通じて得られた指摘等をもとに検証し、必要に応じて改善に取り組むこととしている。今後は、学内の点検・評価活動によって得られた結果と改善対応に関し、ステークホルダーが構成員となっている外部評価委員会による点検・評価を、内部質保証システムの有効性・適切性の検証の一環とする。

教育研究活動等の自己点検・評価結果等については、ホームページで公表するなど情報公開を通じて外部に発信し、これにより社会的責任を果たしている。

本学の内部質保証システムは、変更後 1 年半を経たにすぎず、また、IR 推進室や外部評価委員会も設置間もない状況である。データに基づく適切で有効な自己点検・評価活動を可能にするための IR 機能の充実や、第三者の視点による点検・評価結果の客観性の確保、大学運営に学生の意見を取り入れる制度の構築等、内部質保証を支える仕組みの機能化はこれからの課題である。

今後は、大学として内部質保証システムの安定的な運用に努めるとともに、より有効なシステム構築のため引き続き改善を図っていく。

第3章 教育研究組織(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

大学の理念・目的に照らして、学部・研究科、附置研究所、センターその他の組織の設置状況が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的を踏まえ、また、学問の動向や社会的要請等に配慮したうえで、教育研究組織（学部・研究科や附置研究所、センター等）を構成しているか。

【大学の理念・目的を踏まえた学部・研究科の適切性】

（大学の理念・目的に照らした学部・研究科の適切性）

本学は、学校法人吉田学園の建学の精神「高度な職業人＝人財の育成」と伝統を継承し、「人間力教育を根幹とした医療人の育成」を教育理念に、道民の暮らしと健康を支え、北海道の保健医療福祉に貢献する看護専門職（看護師・保健師）の育成を目指し、2013年に単科大学（看護学部看護学科）として開学した。その後、様々な健康課題を抱える北海道にあって、人々の生活を支え健康を守るには食と栄養の充実・改善が必須であるとの認識に至り、2017年に管理栄養士を養成する栄養学科を開設、保健医療学部部に改組し、現在に至っている（根拠資料 3-1【ウェブ】）。

本学は、人間力のある看護・栄養人材の育成によって「食・栄養、暮らしを支えて、健康な未来を創る」（学長ビジョン 2024）ことを目指し、食・栄養、暮らし（生活）、健康をコンセプトとする組織構成を行っている。このコンセプトのもと、2023年に、看護学と栄養学の融合により看護と栄養の連携・協働を推進し、保健医療福祉への貢献を目指す大学院保健医療学研究科修士課程を開設した。研究科は、健康増進支援領域と健康再生支援領域の2領域の構成とし、看護職と栄養職が共同で学修する領域設定としている。このように本学の教育研究組織は大学の理念・目的に適合している。

（社会的要請等を踏まえた教育組織の検討）

社会的要請を踏まえて、2025年4月に保健医療学部看護学科に養護教諭一種免許状取得コースを設置する。北海道は児童生徒の健康課題の発生率が他都府県より高く、学校現場において医療対応可能な養護教諭が求められているが、道内に養護教諭一種免許状を取得できる看護系大学は皆無であった。本学は、学士課程に保健師コースもあり、学校保健に関わる教育内容が充実していることから、これを活かしつつ北海道の保健医療福祉への更なる貢献のため、看護学の専門性を基盤に児童生徒の健康を支える養護教諭の育成コースを設置した。

また、2025年度入学生より栄養学科の学生定員を80名から40名に変更した。他都府県に比して急速に進展する北海道の18歳人口の減少と、全国的な管理栄養士の志願者減を背景に、本学においても定員未充足が続いていたことから、学生数を減じて教育内容・方法の充実を図るため定員減を決定した。加えて、看護学科に関しても全国・全道の看護職志望者の減少により出願数が漸減傾向にあったところ、2024年度入学生においては開学以降初めて定員未充足となった。2025年度入試の出願状況を見ても定員割れは必須であることから、2026年度より学生定員を100名から80名に減員することを学内で検討し、理事

会で承認を受けた。

このように本学では、社会的要請及び本学を取り巻く状況を踏まえて、教育組織の見直しに取り組んでいる。

【大学の理念・目的を踏まえた附置施設設置の適切性】

附置施設として図書館を設置している。図書館には看護学・栄養学に関わる蔵書のほか、一般図書も多数配架されており、学生の広い興味関心に対応し、人間力教育に適した大学図書館とする工夫がなされている。また、社会連携・地域貢献の方針に定める地域住民の生涯学習に資するため、地域住民への開放等に取り組んでいる。

大学の隣接区画に栄養学科の教育活動に活用する大学農場を有している。農場は、作物の栽培・収穫に取り組むことで、食の安全、食と環境に関する理解を深める正課の学修に活用されており、収穫した作物は授業内で調理・加工して食に供される。農場では一般的な作物のほかに北海道の伝統野菜も栽培しており、地域の食文化の継承者としての意識を育み、食育に携わる専門職としての役割認識の涵養につなげている。このように大学農場においても本学の教育理念に即した取り組みが行われている。

評価項目②

教育研究組織の適切性について定期的に点検・評価し、その結果を活用して改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

【教育研究組織の適切性に関する点検・評価】

教育研究組織については再編時や新設時に適切性を検証し、改善・向上を検討する。新たな教育研究組織を設置する場合は、開設準備委員会を設けて、同委員会が基本構成、教育課程、人事計画、施設設備、学費、入試方法など、設置に向けた準備を進める。教育研究組織の新設に関する決定は、教授会・評議会の議を経て、理事会で行う。既設の教育研究組織に変更を加える場合は、教授会・評議会の議を経て、企画運営会議のもとに設置準備部会を組織し、教育課程、施設設備などの検討を行い、理事会で決定する。

学部（学科）・研究科に関しては、毎年度、アセスメント・ポリシーに基づく点検・評価を行って問題・課題を確認し、再編の必要性等を確認する。図書館については図書館運営委員会で点検・評価を行い、問題・課題がある場合は次年度実施計画に反映させ、改善・向上を図る。

【教育研究施設に関する点検・評価に基づく改善・向上】

栄養学科・看護学科の学生定員を減じる際には、受験者数・入学者数の推移や他大学の動向等を踏まえ企画運営会議で検討し、教授会・評議会を経て理事会で決定した。

教職課程内に養護教諭一種免許状取得コースを開設するに当たっては、養護教諭一種免

許状取得に対する学生のニーズ、養護教諭に対する社会的要請、看護系大学のコース設置状況、学生確保見込みや人材需要等の情報をもとに、開設に関する決定を行った。

図書館運営については、2023年度までの体制は責任所在が明らかでなかったことから、企画運営会議による点検・評価により内部質保証組織として図書館運営委員会を設置し、役割・責任体制を明確化した。

大学農場に関しても、管理運営に係る責任所在が明確でなかったことから、大学農場管理運営規程を制定し、大学施設としての位置づけを明確にするなど、点検・評価に基づく改善を図っている。(根拠資料 3-2)

2. 分析を踏まえた長所と問題点

大学院保健医療学研究科修士課程の開設、養護教諭一種免許状取得コースの設置など、大学の理念・目的に基づく教育研究施設の新設等を行っている。加えて、栄養学科の学生定員を減じるなど、点検・評価結果を活かした改善策に取り組んでいる。図書館や大学農場など既設の教育研究施設の位置づけや管理運営体制の不備に対しては、規程等の制定・改廃を行って体制整備を行い、改善を図った。

教育研究組織の変更や管理運営体制の整備に伴い、規程等の制定・改廃を行っているが、規程類の記載内容や議決機関等で統一されていないものがあるため、不備や矛盾のないよう整備を進めていく必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学の学部・研究科等の教育研究組織は、本学の理念・目的に基づいて設置されており、それらは学則等関係規程に明示されている。また、社会的要請や大学を取り巻く環境等に対応した変更を行っている。

看護学と栄養学の融合により看護と栄養の連携・協働を推進する大学院研究科の開設や看護学科に養護教諭一種免許状取得コースの設置を進めたことは、高度な職業人の育成を目指す学校法人吉田学園の建学の精神、教育上の目的にある「多様化する保健医療の進展と地域のニーズに対応できる」人材育成を目指す本学の特色を表している。このような教育研究組織の変更は、理念・目的に照らして社会的要請等を踏まえながら行い、その適切性に関する点検・評価を行って改善・向上に取り組んでいる。

一方で、研究科は完成年度を迎えたばかりであり、養護教諭一種免許状取得コースは設置して間もないことから、教育の充実につながる適切な管理運営に努めるとともに、検証・評価を実施して、改善・向上を図っていくことが課題である。

また、更に進展する18歳人口の減少を踏まえた中長期の展望に基づき、教育研究組織の整備、充実に努めていく必要がある。

第4章 教育・学習（基本情報一覧）

学位授与方針・教育課程の編成実施方針・学生の受け入れ方針[*]

学部・研究科等名称	URL
保健医療学部看護学科	学部の教育目的・方針 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/idea
保健医療学部栄養学科	学部の教育目的・方針 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/idea
備考：	

※関係法令：学校教育法施行規則第172条の2第1項

授業期間及び単位計算（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学期制区分	各学期の授業週数	1コマあたりの授業時間	URL・印刷物の名称
2学期制	16週	90分	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/career/20(1).pdf 看護学科 履修要項・シラバス https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/career/20(2).pdf 看護学科 履修要項・シラバス

備考：

単位設定

授業形態	1単位当たりの学習時間 (うち、授業の時間)	規程(条項)	URL・印刷物の名称
①講義・演習	①45時間 (15～30時間)	学則第22条の2 学則第24条	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/gakusoku_20231001.pdf 札幌保健医療大学 学則
②実験、実習若しくは実技	②45時間(45時間)		

備考：

※関係法令：大学設置基準第21条、第23条、専門職大学設置基準第14条、第16条

履修登録単位数の上限設定（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

学部・学科名、 学年等	履修登録単位の 上限値	期間	成績優秀者への 緩和	成績優秀者の基準	除外科目の 有無
保健医療学部看護学科	45 単位	1年間	—		○
保健医療学部栄養学科	48 単位	1年間	—		○
備考：事前・事後学習の記載欄を設け、各回の授業で求められる事前・事後の学習内容と所要時間の目安を示し、計画的に予習・復習、授業課題に取り組めるようにしている。					

※関係法令：大学設置基準第27条の2、専門職大学設置基準第22条

※学部・学科ごとに履修登録単位数の上限設定が異なる場合、また、学部・学科内で学年によって設定を変えている場合にはそれぞれ区分して作表してください。

※「成績優秀者への緩和」欄は、大学設置基準第27条の2第2項に該当する措置を講じている場合に○を選択し、成績優秀者の基準（GPA値など）を記入してください。該当しない場合、基準・割合欄の入力は不要です。

※どのような考え・設計で履修登録単位数の上限設定（成績優秀者への緩和措置、除外科目の設定も含む）をしているのか、「備考」欄に説明してください。

卒業・修了要件の設定及び明示

学部・研究科等名称 (研究科は学位課程別)	卒業・修了要件単位数	既修得等(注)の 認定上限単位数	URL・印刷物の名称
保健医療学部看護学科	129 単位	60	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/career/%20(1).pdf 看護学科シラバス
保健医療学部栄養学科	126 単位	60	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/career/(2).pdf 栄養学科シラバス
保健医療学研究科	30 単位	10	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/%BF%20(2).pdf 教育課程表(研究科)
備考:			

※関係法令：大学設置基準第 28 条、第 29 条、第 30 条及び第 32 条、第 42 条の 12、
専門職大学設置基準第 24 条、第 25 条、第 26 条、第 29 条及び第 30 条、
大学院設置基準第 16 条及び第 17 条、
専門職大学院設置基準第 14 条、第 15 条、第 21 条、第 22 条、第 23 条、第 27 条、第 28 条及び第 29 条

注：[学士]大学設置基準第 28 条から第 30 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[専門職大学]専門職大学設置基準第 24 条から 26 条までの規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

[修士・博士]大学院設置基準第 15 条によって準用する大学設置基準第 28 条及び第 30 条の規定にもとづく措置（それらを合せた上限値）

[専門職] 専門職大学院設置基準第 13 条の 2、第 14 条、第 21 条、第 21 条の 2、第 22 条、第 27 条、第 27 条の 2 及び第 28 条の規定に基づく措置（それらを合せた上限値）

研究指導計画（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称 (学位課程別)	研究指導計画※の明示	URL・印刷物の名称
保健医療学研究科	大学院保健医療学研究科 履修の手引き 2024 年度	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/%BF%20(2).pdf 履修の手引き 2024 年度 https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/daigakuin_hokeniryougaku/daigakuin_curriculum 科目履修・研究指導に係るスケジュール
備考:		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

※研究指導、学位論文作成指導を行うにあたり、学生に予め明示する計画であって、課程修了に至るまでの研究指導の方法、内容及びスケジュールが明らかなもの。

学位論文審査基準の明示・公表（修士・博士課程）（改善報告書に対して改善されたと評価された場合又は大学評価において改善提言を受けておらず変更もしていない場合は不要）[*]

研究科等名称(学位課程別)	学位論文審査基準(注1)規程・URL	特定課題研究審査基準(注2)規程・URL
保健医療学研究科	札幌保健医療大学大学院保健医療学研究科 修士論文の審査、及び最終試験に係る申合せ	該当なし
備考:		

※関係法令：学校教育法第 172 条の 2 第 3 項、大学院設置基準第 14 条の 2 第 1 項

注 1：学位論文（修士論文又は博士論文）について、学位に求める水準を満たす論文であるか否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

注 2：修士課程修了にあたり修士論文に代えて課される特定の課題についての研究に関し、学位に求める水準を満たした研究成果か否かを審査する基準として、あらかじめ学生に明示するもの。

学位授与方針に示した学習成果の測定方法[*]

学部・研究科等名称	学習成果の測定方法	根拠資料
保健医療学部	アセスメント・ポリシー	直接的指標として、GPA、国家試験合格率他、間接的指標として、卒業時アンケート等で状況を把握。
保健医療学研究科	研究科アセスメント・ポリシー	直接的指標として、修士論文の評価、間接的指標として、学生生活等にかかわるアンケート、修了生アンケート等で状況を把握。
備考：		

学部・研究科等における点検・評価活動の状況

学部・研究科等名称	実施年度・実施体制	点検・評価報告書等
保健医療学部	内部質保証推進委員会	2023年度自己点検・評価報告書 2023年度教職課程 自己点検評価報告書
保健医療学研究科	内部質保証推進委員会	2023年度自己点検・評価報告書
備考：		

第4章 教育・学習(本文)

評価：B

1. 現状分析

評価項目①

達成すべき学習成果を明確にし、教育・学習の基本的なあり方を示していること。

<評価の視点>

- ・学位授与方針において、学生が修得すべき知識、技能、態度等の学習成果を明らかにしているか。また、教育課程の編成・実施方針において、学習成果を達成するために必要な教育課程及び教育・学習の方法を明確にしているか。
- ・上記の学習成果は授与する学位にふさわしいか。

【学習成果の明確化、及び教育・学習の基本的なあり方の明示】

(学位授与方針)

本学では学位授与方針において、卒業時に求められる資質・能力を学習成果として明示している。教育理念「人間力教育を根幹とした医療人の育成」を実現するため、看護学科・栄養学科の各学位課程において、「態度・志向性」、「汎用的技能」、「知識・理解」、「総合力・創造的思考力」の観点から計7項目の資質・能力を設定し、学生が修得すべき知識・技能・態度等の学習成果としている（根拠資料 1-19【ウェブ】）。

本学は、2023年度に「札幌保健医療大学教育の3Pを策定するための基本方針」（以下、「3P基本方針」という。）（根拠資料 2-3【ウェブ】）を定め、教育課程の編成・実施方針、学生受け入れ方針を合わせた3ポリシーの整合性・体系性を高める観点から、学位授与方針とともに点検・見直しを実施し、3P基本方針に則した改定を行った。

研究科においては、2023年度の開設時に、知識、技能、態度等の学習成果を5項目の学位授与方針として明示している。

(教育課程の編成・実施方針)

3P基本方針に基づき、学位授与方針と合わせて点検・見直しを実施し、改定を行った。教育課程の編成・実施方針は学位課程ごとに策定しており、教育課程の体系と内容、授業科目の区分、教育方法、評価方法について明示している。教育課程の体系については、カリキュラム・ツリーで示している（根拠資料 4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】）。また、学位授与方針に定める資質・能力と、科目区分、授業科目、年次配置との関連性については、カリキュラム・マップに具体化している（資料 4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】）。

研究科においては、2023年度の開設時に策定し、教育内容、教育方法、評価方法を明示している。教育課程の体系はカリキュラム・ツリーに図示し、学位授与方針に示す資質・能力と授業科目との関連をカリキュラム・マップに示している（根拠資料 4-1【ウェブ】、4-2【ウェブ】、資料 4-3【ウェブ】、4-4【ウェブ】）。

評価項目②

学習成果の達成につながるよう各学位課程にふさわしい授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成していること。

<評価の視点>

- ・学習成果の達成につながるよう、教育課程の編成・実施方針に沿って授業科目を開設し、教育課程を体系的に編成しているか。

※ 具体的な例

- ・授与する学位と整合し専門分野の学問体系等にも適った授業科目の開講。
- ・各授業科目の位置づけ（主要授業科目の類別等）と到達目標の明確化。
- ・学習の順次性に配慮した授業科目の年次・学期配当及び学びの過程の可視化。
- ・学生の学習時間の考慮とそれを踏まえた授業期間及び単位の設定。

【各学位課程にふさわしい授業科目の開設と体系的な教育課程の編成】

（専門分野の学問体系等にかなう授業科目の開講）

本学は、国家試験受験資格を付与する学位課程であることから、看護学科においては保健師助産師看護師学校養成所指定規則、栄養学科においては栄養士法施行規則・管理栄養士学校指定規則が定める指定要件を充たすとともに、看護学・栄養学の学問体系に沿った教育課程を編成し、実施している。

各学科の教育課程は、教育課程の編成・実施方針に基づき、「基礎教育科目」「専門基礎科目」「専門科目」に区分し、科目編成を行っている。「基礎教育科目」には教育理念の実現に関連する教養・一般教育科目を置き、「人間」と「環境」を学ぶ科目群で構成している。

「専門基礎科目」には専門科目の支持基盤となる科目群を編成し、「専門科目」は各学科が養成する専門職の指定規則等と専門分野の体系に基づく科目群で構成している。前述のとおり教育課程の構造はカリキュラム・ツリーに図示し、学年ガイダンスや履修相談に用いて教育課程の体系に関する理解を促している。

研究科においても、教育課程の編成・実施方針に基づき、「共通科目群」と「専門科目群」に区分し科目を編成している。共通科目群はコースワーク、専門科目群はリサーチワークを主とする構成としており、目標到達への筋道や教育課程の体系はカリキュラム・ツリーに明示し、ガイダンスで説明している。

（授業科目の位置づけと到達目標の明確化）

授業科目は、区分内に設けた教育内容の特性ごとの中区分に編成している。例えば、看護学科の「専門科目」は、中区分として「看護の基本」「人間の発達段階と看護活動」「看護の統合と探求」「公衆衛生看護学」を置き、授業科目の類別を明確化している。また、科目番号制（科目ナンバリング）を採用しており、授業科目の位置づけや学習順序を示している（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

シラバスには教育課程の体系と授業科目の位置づけを踏まえ、学位授与方針に示す資質・能力と関連づく到達目標を明示している。授業科目の到達目標は成績評価の基準となることから、評価可能な行動目標として設定することを求めており、目標としての適切性をシラバスチェック時に確認している。

(学習の順次性への配慮)

看護師・保健師、管理栄養士養成に係る教育課程は、専門分野の特性上、積み上げ型の学習を要することから、両学科の教育課程は学年進行に伴い専門科目が多くなる漸進的デザインで編成されている。そのため、基礎教育科目は2年次までに終了、専門基礎科目のうち必修科目はほぼ1、2年次に開講、専門科目は1年次から学年進行に伴い配当比率が高くなるように設計されている。このような学習進行の関係上、本学では厳格な進級要件を設けており、両学科とも基本的に学年制を採用している。進級の可否は、学年末の単位認定に合わせて進級条件の具備を教授会で確認し、判定している。

教職課程においては、教育の基礎的理解に関する科目を低学年次に配置し、生徒指導・教育相談、教育実践に関する科目を学年進行に即して積み上げる編成としている。

(学生の学習時間を踏まえた授業期間、単位の設定)

本学は、前・後期の2学期制を採用しており、各学期17、8週を確保している。

各科目の単位は、看護学科においては保健師助産師看護師学校養成所指定規則、栄養学科においては栄養士法施行規則・管理栄養士学校指定規則の定める指定要件に基づき国家試験受験資格の付与に必要な単位を充たすとともに、学位授与方針が示す資質・能力の獲得に要する教育内容と事前・事後学習に要する時間を踏まえて設定している。卒業単位は、看護学科129単位、栄養学科126単位であり、保健師コース選択者はプラス19単位、教職課程選択者(栄養教諭)はプラス18単位である。

評価項目③

課程修了時に求められる学習成果の達成のために適切な授業形態、方法をとっていること。また、学生が学習を意欲的かつ効果的に進めるための指導や支援を十分に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 授業形態、授業方法が学部・研究科の教育研究上の目的や課程修了時に求める学習成果及び教育課程の編成・実施方針に応じたものであり、期待された効果が得られているか。
- ・ ICTを利用した遠隔授業を提供する場合、自らの方針に沿って、適した授業科目に用いられているか。また、効果的な授業となるような工夫を講じ、期待された効果が得られているか。
- ・ 授業の目的が効果的に達成できるよう、学生の多様性を踏まえた対応や学生に対する適切な指導等を行い、それによって学生が意欲的かつ効果的に学習できているか。

※ 具体的な例

- ・ 学習状況に応じたクラス分けなど、学生の多様性への対応。
- ・ 単位の実質化(単位制度の趣旨に沿った学習内容、学習時間の確保)を図る措置。
- ・ シラバスの作成と活用(学生が授業の内容や目的を理解し、効果的に学習を進めるために十分な内容であるか。)
- ・ 授業の履修に関する指導、学習の進捗等の状況や学生の学習の理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置。

【学習成果の達成を目指した授業形態、方法】

(授業科目に適した授業形態・方法の採用とその効果)

教育課程の編成・実施方針には、両学科ともにアクティブ・ラーニングの積極的な導入を明記している。看護師・保健師、管理栄養士を養成する教育課程の特性として、学内で

の演習・実験実習、学外での臨地実習等、アクティブ・ラーニング型の授業が必然的に高率となることに加えて、本学では、教育課程の編成・実施方針に、様々なアクティブ・ラーニング手法の導入により、社会性・協調性・主体性・論理的思考を培い、コミュニケーション力の向上を図ることを掲げ、学生の主体的参加を促す授業形態の採用を教員に要請している。シラバスには毎回の授業形態（方法）を示し、アクティブ・ラーニングの実施状況を可視化している。また、シラバス作成要領にはアクティブ・ラーニングの具体例を提示し、どのような教育方法がアクティブ・ラーニングとなるのかについて、教員の認識を促す取り組みを行っている。それにより、最近では、講義形式の授業においてもグループワーク、ディスカッション、ライティング等の参加型の教育方法がとられるようになってきた。

看護師・保健師、管理栄養士の教育課程には、看護技術や調理技能等の技術・技能習得を目標とする授業が多数組まれている。こうした授業においては、個々の学生が確実に体験する機会を保障することに加えて、学生個々の力量に合わせて指導することが重要である。そのため技術・技能を学ぶ授業は、両学科とも2、3クラスに分けて実施している。また、看護学科では、学生3名に1台のベッドを配備するとともに、教員1人の担当学生を6～12人とするなど少人数教育に努めている。統計分析法や英語などの基礎教育科目においても、科目特性により教育上の効果を考慮したクラス分けを行い、細やかな指導を実施している。

科目ごとの教育方法に関しては、授業科目の終了時に実施する授業評価アンケートによって適切性を確認している。

（ICTを活用した遠隔授業の実施）

Covid-19感染の収束後、授業は全て対面で行うこととしていたが、2023年度より悪天候による登校不可の場合に限り、例外的に遠隔授業を実施することにした。

本学は札幌市内でも降雪量の多い市の東端に位置しており、大雪の際は交通障害により休講とせざるをえない事態が発生するが、近年はその頻度が増しつつある。休講日が増えると補講日程の調整も困難になるため、登校不可となる際は講義形態の授業に限り遠隔授業を実施する（根拠資料4-5）。そのため、冬季の授業科目については悪天候時の対応を予め決めておき、計画的に授業が実施できるように準備している（根拠資料4-6、4-7）。

研究科では、勤務により登校困難な社会人学生と遠隔地在住の学生への対応として、登校を要する授業以外は授業担当教員の判断により遠隔授業を実施しており、対面と変わらない効果を得ることができている。

ICT活用に関わる支援については、第7章に記載する。

【学習意欲・学習効果を高めるための指導や支援】

（学生の多様性への対応）

○プレイスメントテストによる履修クラスの決定

入学時に生物・英語のプレイスメントテストを実施して学生の基礎知識を把握するとともに、結果により履修クラスを決定し、習得状況に即した指導を行っている。英語は能力別の9クラス（看護6クラス、栄養学科3クラス）に学生を配置して1名の教員が1クラス15名程度の学生を担当、英語力に応じた指導を行っている。看護学科、栄養学科の選択

科目である生物については、プレースメントテストの結果で2クラスに学生を分け、習得状況別に授業を実施している。

○障害のある学生等に対する指導や支援

障害のある学生への支援は第7章に詳述するため、本章では授業に関わる点のみを記載する。

支援要請に基づいて策定された個別支援計画において、授業時の合理的配慮が必要とされた場合は、サポートチームが科目責任者に配慮要請を行って調整を図り、学生が学習に専念できるよう個別的配慮を提供している。例えば、上肢の運動障害を有する栄養学科の学生に対する調理実習時の安全確保や調理動作の指導、ノートテイク困難な高次脳機能障害の学生に対する録音許可やライティング時間の延長、精神疾患を有する学生の臨地実習時の配置病棟の調整など、個別状況に応じた配慮を実施している（根拠資料 4-8【ウェブ】）。

○LGBT等の学生に対する指導や支援

LGBT等に関わる対応については第7章で述べるが、本章では授業に関わる支援について記載する。

LGBT等の学生に対しては、性のありように関わらず、全ての学生が等しく尊重されることを前提に、「札幌保健医療大学性の多様性を尊重するための基本理念と対応ガイドライン」（根拠資料 4-9【ウェブ】）を定めている。授業に関わることとしては、ガイドラインに、授業中の言動や呼称、更衣や露出を伴う授業や学外学習時に求められる配慮事項を示しており、当事者である学生が不利益を被ることなく学べる環境づくりに努めることとしている。

（単位の実質化を図る措置）

単位の実質化を図る措置として、学生が1年間に履修登録できる単位数の上限を看護学科45単位、栄養学科48単位とするCAP制を導入している。これにより予習・復習の時間を確保し、計画的に履修することを促している（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

シラバスには事前・事後学習の記載欄を設け、各回の授業で求められる事前・事後の学習内容と所要時間の目安を示し、計画的に予習・復習、授業課題に取り組めるようにしている。

（シラバスの作成と活用）

本学では、シラバスの充実が教育を改善する出発点になるとの認識に基づき、シラバスの内容改善に取り組んできた（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。

シラバス作成は、教務委員会が作成する「シラバス作成要領」と「入力マニュアル」に沿って行われている（根拠資料 4-10）。シラバス内容は、チェックリストをもとに作成者によるセルフチェックを行った後、他教員からのチェックを受け、適宜必要な修正を行って提出する。提出されたシラバスは、教務委員会で最終的に点検し、不備のないようにしている。

シラバスは、当該授業科目の概要を示して学生と共有するとともに、学習効果を高めるための機能を備える必要がある。本学では、シラバスが授業を履修するうえでのガイドラインとなるよう、詳細な記述を教員に求めている。とりわけ評価に直結する科目ごとの到達目標の具体化、授業外での学習を促進するための事前・事後学習の明確化、授業イメー

ジを図るための授業形態の記載などは科目間の精粗を無くするように努めている。

新入生にはオリエンテーション時に4学年分のシラバスを印刷媒体で配付し、活用方法をガイダンスしている。また、授業開始時には科目責任者が当該科目のシラバスを用いてオリエンテーションを行い、科目概要や学位授与方針との関連について説明することとしている。

シラバスは授業に関する学生との契約であるから、シラバス内容に則した授業展開がなされている必要がある。この点については、授業評価アンケートへの回答を通じて把握している。

研究科のシラバスも学部とほぼ同じ構成となっており、授業科目の概要や求められる学習行動を予め理解できるよう詳細な記述に努めている。

(履修指導、理解度・達成度の確認、授業外学習に資するフィードバック等の措置)

○履修指導

学年進行に伴い必修科目が多くなっていくが、選択科目に関しては、系統的な履修を行うための情報提供と履修指導を行い、学生自身の履修計画に基づき選択できるよう支援している。履修説明・指導は、教育課程の体系性や科目間の関連性を示すカリキュラム・ツリーやカリキュラム・マップを用いて行っている。

新入生に対しては、各科目の履修方法、履修上の留意事項等について、新入生オリエンテーションで説明し、4年間の履修計画の立案を促している。加えて、学生担当教員による個別の履修指導を行い、学生自身で学習計画を立てることができるよう支援している。看護学科の保健師選択コースの履修希望者に対しては保健師教育課程の担当教員、栄養学科の教職課程選択者に対しては教職課程担当教員が履修相談に対応し、指導に当たっている。成績不振者や単位未修得者に対しては、学生の状況や学習の順次性を踏まえ、学年担当教員と当該学科の教務委員が連携し、履修指導を実施することとしている。

研究科においては新入生オリエンテーションでの履修説明、研究指導教員による個別の履修指導を行っている。『履修の手引き』には、所属領域ごとの履修モデルと科目履修・研究指導に係る標準的なスケジュールを掲載しており、履修科目の選択・決定の参考となるようにしている(根拠資料 1-20【ウェブ】、1-21【ウェブ】)。加えて、研究指導教員は大学院学生と協議して研究指導計画を立案し、学生はそれに沿って計画的に科目を履修し、研究を進める。社会人学生のほとんどが長期履修者であることから、研究指導教員は、計画的な科目履修と研究指導によって予定年限内に修了できるよう、研究活動を支援している(根拠資料 4-11)。

○理解度・達成度の確認

本学では、学期末の定期試験やレポートに重みを置いた成績評価から、形成的評価の積み重ねによる評価への移行を推進しており、定期試験を廃止する科目が徐々に増えてきている。この方式により学生は、自身の学習進捗や目標達成度を確認しながら授業に臨めるようになるため、主体的な学習姿勢の涵養にも有効と考えている。また、教員側としても、形成的評価のための課題提出や小テスト等で学生の理解度・達成度を把握・確認できるため、状況に応じて授業内容・方法を見直すことができ、授業の質向上にも役立っている。授業評価アンケートでは学びの成果に対する学生の認識を確認しているが、これも当該科目における理解度・達成度を間接的に示す情報として、次年度の授業改善に活用される。

研究科においても、授業評価アンケートで理解度・達成度の確認を行い、授業改善の参考にしている。

○授業外学習に対するフィードバック

本学では、授業外学習や提出課題への取り組み等に対しては、フィードバックすることを教員に求めており、シラバスにもその方法を記載することとしている。フィードバックの良否については、授業評価アンケートで確認している。

(大学院学生に対する取り組み)

○学びやすい環境づくり

保健医療系の大学院においては、専門職資格の取得後、現場経験を経て進学する者が高率であることから、本学においても現職社会人を対象に2年分の学費で最長4年間の履修を可能とする「長期履修制度」を設けており、ほとんどの学生に利用されている(根拠資料4-12)。また、社会人の学びやすさを考慮して、授業は平日の18時以降、もしくは土・日曜に実施しているほか、遠方在住の学生や勤務終了後の登校が困難な学生のため、WEBを用いた遠隔授業も取り入れている。

○研究活動費の助成

大学院学生の研究活動を支援するため、学生1名に対して年間15万円の研究費を配賦しており、書籍・物品の購入、データ収集や学会参加時の旅費等での使用を認めている(根拠資料4-13)。また、学内の研究助成制度である「学術奨励研究助成」に応募し採択された場合は、種目に応じた額を助成し研究活動費を支援する体制を設けている(根拠資料4-14)。

評価項目④

成績評価、単位認定及び学位授与を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・成績評価及び単位認定を客観的かつ厳格で、公正、公平に実施しているか。
- ・成績評価及び単位認定にかかる基準・手続(学生からの不服申立への対応含む)を学生に明示しているか。
- ・既修得単位や実践的な能力を修得している者に対する単位の認定等を適切に行っているか。
- ・学位授与における実施手続及び体制が明確であるか。
- ・学位授与方針に則して、適切に学位を授与しているか。

【成績評価、単位認定の適切性】

(成績評価、単位認定の厳格性、公正・公平な実施)

各科目の成績評価は、到達目標に沿って設定されたシラバス記載の「評価基準・観点」に基づいて行われる。シラバスには当該科目の評価方法と評価割合、到達目標を達成するための基準を示し、どのように成績評価がなされるのかを明示している。

成績評価は科目責任者が行い、学部においては、教務委員会、教授会、研究科においては研究科委員会の議を経て、学長が決定する。成績は5段階の絶対評価としており、学則に素点との対応関係を明記している(根拠資料:1-1【ウェブ】、1-2【ウェブ】、4-15【ウェブ】、4-16【ウェブ】、4-17)。具体的には、100点法で、秀は100点~90点以上、優は90

点未満～80点以上、良は80点未満～70点以上、可は70点未満～60点以上、不可は60点未満に対応し、60点未満は不合格として単位を授与しない。

GPAについては、秀を4、優を3、良を2、可を1として、計算式に基づいて算出している（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。GPA制度については、『履修要項・シラバス』で学生に周知している。GPAは、成績優秀者を対象とする学業成績優秀者給付奨学金や保健師コース履修者、就職活動に係る学校推薦、卒業時の被表彰者の選考等での判断材料として活用されるほか、成績不振学生への指導に用いている。

（成績評価、単位認定に係る手続の明示）

成績評価、単位認定は、教務委員会が作成する成績評価日程表に沿って行っている。教務委員会は単位認定までのスケジュールを作成し、教授会での報告後、教員、学生に周知する。

成績評価、単位認定の結果は、成績通知書の交付により学生に通知する。評価結果に疑義のある学生は、「成績評価の異議申し立てに関する規程」に基づき、評価提示後7日以内に書面で問い合わせ、当該科目責任者からの回答を求める。疑義が解消されない場合は、教務部長に対して異議申し立ての手続を行う（根拠資料 4-18）。申し立てに対しては教務委員会で調査・審議を行い、結果を教授会に報告するとともに学生に通知する。大学院学生の場合は、研究科長、研究科委員会が対応することとしている。

成績評価に対する異議申し立て制度、単位認定の基準等については、学部においては『学生便覧・シラバス』に記載し、新入生オリエンテーションや学年ガイダンスで説明・周知している。

（既修得単位等の認定）

学則に基づき、学生が入学前に他大学または短期大学において履修した科目に関し、教育上有益と判断される場合は、60単位を超えない範囲で既修得単位として単位を認定する（根拠資料 1-1【ウェブ】）。「既修得単位認定規程」では従来、認定可能な授業科目を基礎教育科目と専門基礎科目に制限し、かつ10年以内に修得した単位のみとしていたが、様々な背景を有する学生の利益に資するよう、専門科目も認定対象とすることに加えて、取得後の年数制限を撤廃する改正を行った。

研究科においては、入学前に他大学院で修得した単位については、10単位を超えない範囲で認定を認めている（根拠資料 1-2【ウェブ】）。

単位認定に際しては、既修得の学習内容と本学の教育内容を照合し、認定の可否を厳格に確認することとしている。

既修得単位の認定は、本学への入学前に大学または短期大学で単位を修得している者等からの申請に基づいて教務委員会で可否を審査し、教授会の議を経て、学長が決定する（根拠資料 4-20）。研究科においては、カリキュラム部会で可否を審査し、研究科委員会の議を経て、学長が決定する。

【学位授与の適切性】

本学では、所定の授業科目を履修して卒業に必要な単位を修得した学生に、学士の学位授与を行うことを、全学共通及び各学科の学位授与方針に明記している。学則等に定める

卒業要件の充足をもって、当該学科の教育目標及び学位授与方針に示す資質・能力を充足したとみなし、教授会の議を経て、学長が学位授与を決定する（根拠資料 4-21【ウェブ】）。卒業要件の充足状況の確認は、4年次後期の成績評価・単位認定後に、教務委員会、教授会で行う。卒業要件は『履修要項・シラバス』に明記しており、学年ガイダンスで繰り返し説明・周知を行っている。

研究科においては、所定の単位を修得し、修士論文の提出と最終試験に合格した者に修士の学位授与を行うことを学位授与方針に明記している。大学院学則等に定める修了要件の充足をもって、研究科の教育目標と学位授与方針に示す資質・能力を充足したとみなし、研究科委員会の議を経て、学長が学位授与を決定する（根拠資料：4-21【ウェブ】）。

研究科では、必要単位の修得に加えて修士論文の合格が修了・学位授与の要件となる。現時点において修了者は未輩出であるが、学位授与の手続は以下のとおりとなる。

修士論文については、学位論文の審査申請に基づき、研究科委員会が設置する審査委員会が審査を行う（根拠資料 4-21【ウェブ】）。審査委員会は主査1名、副査2名の構成とし、主査には申請者の研究指導教員以外の教員を充てる。最終試験は、論文内容とこれに関係のある教育内容について、審査委員会が口頭試問で行う。審査終了後、審査委員会は審査結果を研究科委員会に報告し、同委員会は修了要件の確認と学位論文・最終試験の合否判定を行う。学長は研究科委員会の意見を聴いて、学位授与を決定する。

評価項目⑤

学位授与方針に明示した学生の学習成果を適切に把握及び評価していること。

<評価の視点>

- ・学習成果を把握・評価する目的や指標、方法等について考えを明確にしているか。
- ・学習成果を把握・評価する指標や方法は、学位授与方針に定めた学習成果に照らして適切なものか。
- ・指標や方法を適切に用いて学習成果を把握・評価し、大学として設定する目的に応じた活用を図っているか。

【学習成果の把握・評価に係る目的・方法等に関する明示】

学位授与方針に示した学習成果を把握・評価するため、「札幌保健医療大学アセスメント・ポリシー」において、アセスメントの目的・概要、方法・項目等を定めている（根拠資料 2-5【ウェブ】）。学習成果の評価レベルは、「機関レベル」、「教育課程レベル」、「授業科目レベル」の3層に区分し、各レベルにおいて、「入学前・入学時」は学生の受け入れ方針を満たす人材かどうか、「在学中」は教育課程の編成・実施方針に則って学修が進められているかどうか、「卒業時・卒業後」は学位授与方針を満たす人材になったかどうかを把握することとしている。アセスメントの主な項目については、アセスメント・リストを作成して評価の周期・対象・内容等を具体的に設定し、学習成果を把握できるようにしている。現アセスメント・ポリシーは形骸化していた旧アセスメント・ポリシーを2023年度に改正したものであるため、改正ポリシーに基づく評価は2024年度からの実施となる。

研究科では、2023年度の開設に合わせてアセスメント・ポリシーを策定し、学習成果の把握・評価の目的・方法等を明示している（根拠資料 2-6【ウェブ】）。学習成果の評価レベルは、「大学・教育課程レベル」、「授業科目レベル」、「学修到達レベル」の3層とし、「入

学前・入学時」、「在学中」、「修了時・終了後」の3区分に評価項目を設定し、学習成果を把握できるようにしている。

【学位授与方針に照らした学習成果の把握・評価の適切性】

学位授与方針、教育目標に示す資質・能力が獲得されたかどうかは、端的には、卒業の認定・学位の授与に集約されるが、そのことをもって教育課程の適切性や教育目標の達成状況を示しているわけではない。それゆえ、目標達成の水準や程度を評価・把握して、教育課程に係る課題・問題の改善を行っていくことが重要である。本学では、アセスメント・ポリシーにおいて、学生が何を学び身に付けることができたのかを明確にすることを目的に掲げ、「卒業時・卒業後」の評価において、学位授与方針を満たす人材になっているかを評価・検証することとしている。また、各評価項目と学位授与方針に定める学習成果の要素の対応関係については、アセスメント・ポリシーの「アセスメント方法・項目」に明示している。

学位授与方針に関する評価としては、機関レベルにおいては、成績や国家試験合格率等の客観的データ（直接的評価指標）と、学びの成果等に関する学生の自己認識を示す主観的データ（間接的評価指標）の両者を用いて実施する。具体的には、客観的データとして、卒業者数・卒業率、GPA 分布、就職状況・就職率、主観的データとしては卒業時アンケート、卒業生アンケート、就職先アンケートなどである。本学のような専門職養成を使命とする大学にとって、資格取得は極めて重要な意味をなす学習成果との認識から、看護師国家試験・保健師国家試験、管理栄養士国家試験の合格率を評価指標に含めている。加えて、各学科のアセスメント・リストで、教育目標・学位授与方針に係る評価項目を定めている。例えば、看護学科においては、学位授与方針の達成状況に係る卒業時調査、段階的な学習の到達として総合的な位置づけとなる最終年次の「看護総合実習」や「看護課題研究」等の目標到達状況と成績分布、学年別目標の達成状況などである（根拠資料 4-22）。

研究科では、修士論文に係る学習の比重が大きいことから、修士論文に学習成果としての重みを付けている。修士論文の審査は、学習成果の測定指標となる評価基準に基づいて実施し、審査を行うことで学習成果を把握・評価する（根拠資料 4-23【ウェブ】）。加えて、修了時アンケートで学習成果に対する大学院学生の認識を問うこととしているが、開設以後修了生を輩出していないため未実施である。

【学習成果の把握・評価、及びその結果の活用】

（学習成果の把握・評価）

アセスメント・ポリシーに則り、学習成果を把握・評価するための間接的評価として、2023年度に在学生（隔年度）及び卒業時の4年次学生（毎年度）を対象に、教育評価に関わるアンケート調査を実施した。以下、主な調査結果と客観的指標である国家試験合格率の概要と、それらの活用について記述する。

○アンケート調査における学習成果の把握・評価

学生対象調査

「学生生活実態調査」は、学生生活・学修、経済状況等の実態を把握し、学生支援・学修支援等の改善検討につなげることを目的に、前身である「学生満足度調査」（4年に1度）を発展させ、2023年度に全学生を対象に実施した（回答率 70.5%）（根拠資料 2-21【ウェブ

ブ)。「卒業時調査」は卒業前の4年次学生を対象に、学修成果の認識、学修・生活支援に対する満足度等を把握し、カリキュラムや各種支援の改善を図ることを目的に実施したものである(2023年度実施、回答率80.7%) (根拠資料7-40)。

これらの調査において、学習成果に関わる特徴的な結果を取りまとめると、以下のような傾向があった。

①カリキュラムに関する評価は概ね肯定的であるが、2学科合同授業や興味深い授業科目は相対的に不足、②教育目標の達成度に対する自己評価は概ね高いが、社会的態度・行動の修得状況に対する評価は相対的に低い、③ボランティア等の社会活動は学習動機・意欲を高める要因となっている、④授業の予習・復習、授業外学習への取り組みに対する自己評価は概ね高いが、全く学習していない者やごく短時間の者もあり、学生間の差異が大きい。

このような結果から、2学科合同教育のあり方や社会活動の正課内外への導入と充実、学習習慣の定着に向けた方策を検討し、具体化していく必要性が示された。

就職先調査

2027年度に改正予定のカリキュラム検討、今後の教育改善に役立てることを目的に、卒業生の就労状況等に関し、就職先(医療機関や企業等)175件を対象にアンケート調査を行った(2024年度実施、回答率51.7%) (根拠資料4-24)。調査において、卒業生の有する資質・能力の評価を求めたところ、「誠実性」「協調性」「責任感」等の情意的能力に対する肯定的評価が高かった一方、「問題解決力」「専門的知識」「コミュニケーション能力」等の認知的能力に関する評価が低い傾向にあり、今後のカリキュラム検討で考慮すべき課題と認識された。

○国家試験合格状況

看護師国家試験の合格率は、2017年度の1期生以後全国平均を上回ってきたが、2024年は85.0%と低迷し、全国平均(新卒93.2%)を下回る結果となった。保健師国家試験に関しては、1期生より100%を維持している。管理栄養士国家試験の合格率は、2021年の1期生以後常に全国平均を下回ってきたが、2023年は34.3%(新卒全国平均87.2%)、2024年は42.1%(新卒全国平均80.4%)と低迷している(根拠資料4-25)。

上記の結果を踏まえ、在学中の学習状況や成績評価との関連を分析したところ、不合格者は、低学年次に開講する専門基礎科目の修得や学習習慣・学習行動に問題・課題を抱えていることが明らかになっている。

○学科における学習成果の評価

本学では、アセスメント・ポリシーに教育課程ごとのアセスメント・リストを具体化しており、このリストに則り学科独自の評価を行っている。看護学科においては、教育目標に基づく学年別のレベル目標を設定し、学年末の目標到達度をループリックで評価している(根拠資料4-26)。また、看護学教育において総合的な学習に位置づく臨地実習に関しては、科目ごとにループリックを用いた実習評価を行っており、学生個々の目標到達度を観点別・段階的に評価している(根拠資料4-27)。これらのループリックを、学生は振り返りとして自己評価に用い、教員は達成度評価に用いている。また、教員は両者の評価結果を面談時に活用し、学習課題の確認・指導を行っている。

(学習成果の把握・評価結果の活用)

学習成果の把握・評価の目的は、学生の学びの成果を教育目標に照らして明確にするとともに、検証をとおして確認された課題を教育改善・改革に活用し、教育課程編成に係る中長期的な見直しや実施方法の改善に活用することである。

上述の調査結果等については、内部質保証推進委員会に報告され、同委員会における検証後、要改善事項について関係委員会に対応を指示・依頼し、次年度計画への反映を求めている。加えて、FS ミーティングで全教職員に周知し、情報の共有化を図っている。学習成果の把握・評価結果は、具体的にはカリキュラムの編成・実施等に係る短期・中長期の改善に活用される。

本学の現行カリキュラムは、栄養学科は 2021 年度、看護学科は 2022 年度の改定後、2025 年度には両学科とも完成年度を迎えたため、基本計画に基づき 2027 年度の改訂に向けた検討作業を進めている。2023 年度には上述の学習成果を測る調査に加えて、学生・教員対象に現行カリキュラムでの教育目標の達成状況と問題・課題点に関する認識調査を行った(根拠資料 2-4)。上述のアンケート結果を含めこれらの調査や種々の客観的指標等の分析により抽出された問題・課題の中長期的な改善を図るため、カリキュラム委員会において、学生視点を重視したカリキュラムとするための検討を行っている。また、学習成果の評価により迅速対応の可能な短期の課題に関しては、主に教務委員会で検討し対応している。

評価項目⑥

教育課程及びその内容、教育方法について定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育課程及びその内容、教育方法に関する自己点検・評価の基準、体制、方法、プロセス、周期等を明確にしているか。
- ・課程修了時に求められる学習成果の測定・評価結果や授業内外における学生の学習状況、資格試験の取得状況、進路状況等の情報を活用するなど、適切な情報に基づいているか。
- ・外部の視点や学生の意見を取り入れるなど、自己点検・評価の客観性を高めるための工夫を行っているか。
- ・自己点検・評価の結果を活用し、教育課程及びその内容、教育方法の改善・向上に取り組んでいるか。

【教育課程等に関する点検・評価の基準、体制、方法等の明確化】

教育課程の実施や教育方法等については教務委員会、科目編成に関する事項についてはカリキュラム委員会が担っている。

また、本学は、「札幌保健医療大学内部質保証の方針」に、教育に関する内部質保証として、「アセスメント・ポリシーに基づくアセスメントによって教育に係る実態を把握するとともに、課題・問題を明確化し、教育活動の改善・向上に活用する」と示しており、アセスメント・ポリシーが教育課程等に関する点検・評価の根拠となっている(根拠資料 2-1【ウェブ】)。アセスメントの実施・検証体制はアセスメント・リストに示すように、機関レベルではアセスメント項目ごとに定める委員会等で、教育課程レベルではアセスメント項目に即して学科、関連委員会で実施し、内部質保証推進委員会において検証する。主な評価項目については、周期、対象、内容・方法、結果の活用方法、実施・検証組織をアセ

メント・リストに明記している（根拠資料 2-5【ウェブ】）。

具体的には、科目レベルでは、FD・SD 委員会で授業評価アンケートを実施・結果分析を行い、必要な場合は全体、または個別に授業改善に係る取り組みを行う。教育課程レベル、機関レベルにおいては、成績評価や単位認定に関わる項目を教務委員会が、各種アンケート調査については関連委員会が担当し、内部質保証推進委員会で検証する。

点検・評価は、学習の成果物等を対象とする直接的評価とアンケート等で主観的な認識を問う間接的評価の組み合わせで実施し、客観・主観の両側面からの多角的な評価を心掛けている。

研究科においてもアセスメント・ポリシーに基準・体制等を明示し、これに則って点検・評価を実施している（根拠資料 2-6【ウェブ】）。アセスメントの実施組織は研究科運営会議とし、研究科委員会で検証のうえ内部質保証推進委員会に上程する。具体的には、研究科委員会の下部組織であるカリキュラム部会が教育課程に関する点検・評価を担っている。研究科においても、直接的評価と間接的評価の組み合わせにより多角的な評価を行っている。

加えて、基本計画・実施計画において学部・研究科の教育課程等に関する点検・評価の実施・改善に係る取組事項が計画されている場合は、これに基づく点検・評価活動を実施する。2023 年度には実施計画の計画項目に基づき、カリキュラム委員会において次期改正のためのカリキュラム評価アンケートを実施した。

【自己点検・評価の客観性を高めるための工夫】

○外部評価委員会による評価

外部からの評価を大学運営等の改善・向上に活かすため、2024 年度に有識者やステークホルダー等からなる外部評価委員会を設置した（根拠資料 2-11）。外部評価委員会は、本学が行う諸活動に関する点検・評価結果の客観性と妥当性を担保するとともに改善・向上に資するために、学長の諮問機関として設置されている。2024 年度に開催した外部評価委員会では、学習成果に重点を置いた評価を受け、国家試験対策やキャリア教育のあり方等に関する指摘と改善の必要性について意見があった（根拠資料 2-12）。外部評価委員会での指摘事項・意見に関しては、内部質保証推進委員会で対応方針を検討し、関連委員会等で対策を計画・実施することとしている（根拠資料 2-12）。

○専門分野別評価の受審

自己点検・評価の客観性を高める取り組みとして、2026 年度に 1 回目の看護学教育評価を受審する。本学は専門職養成を使命とする大学であり、教育課程、教育方法、学習成果、教員組織等は、看護学・栄養学の分野それぞれの特性を有している。それゆえ大学全体として点検・評価すべき事項に加えて、専門分野の特質に即した観点からの点検・評価を行って改善・向上に取り組み、その客観性を高めることが質保証につながると認識し、看護学教育評価機構による専門分野別評価を受けることとした。現在、内部質保証推進委員会の支援を受けて、看護学科において受審準備を進めている。

【自己点検・評価結果の活用と改善・向上への取り組み】

上述のとおり、学部においてはこれまでに実施した学習成果の評価、カリキュラム評価等による点検・評価結果に基づき、2027 年度の改正に向けてカリキュラム委員会で検討を

進めている（根拠資料 4-28）。研究科においても、開設後2年間に実施した点検・評価に基づき、コースワークとリサーチワークの科目編成や開講時期、各科目の単位数、教育内容の重複等の問題・課題が確認されており、カリキュラム改訂に向けた検討に取り組んでいる（根拠資料 4-29）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所・特色】

本学では、看護と栄養の側面から人々の健康と生活に貢献する「人間力」のある専門職を育成するため、看護師・保健師、管理栄養士の養成課程に求められる諸条件を具備するとともに教育理念を実現するための教育目標・3ポリシーを設定し、教育活動を実施してきた。この点に係る本学の特徴として、以下の点をあげることができる。

第一に、本学が養成する看護職と管理栄養士は、看護学・栄養学それぞれの専門知識・技術を駆使し、生活面から人々を支援する役割を担っており、看護学・栄養学に立脚する各職種の実践には「健康」「生活」「食と栄養」という共通の価値が内包されている。このことを前提に2学科を擁する学部としての強みを活かし、看護・栄養のチーム連携・協働を軸とする教育課程を編成している点があげられる。大学院においてはこの考え方を発展させ、多様な専門職種が関わり合う保健医療分野において、看護職と管理栄養士が有する知識・技術を基盤に、「健康と生活」「栄養と食生活」を支える看護職と管理栄養士の連携・協働、看護学と栄養学の連結・融合を目指す教育課程を編成し、学部と研究科の一貫化を図っている。例えば、学部においては「地域連携ケア論Ⅰ～Ⅳ」でのチーム連携学習や両学科合同の「栄養サポートチーム論」、看護学科カリキュラムへの「臨床栄養学」の導入などである。研究科においては、全ての科目が看護学・栄養学の連携・協働の観点から教育内容が組み立てられ、看護学・栄養学の分野別編成を行っていないといったことである。

第二に、本学ではシラバスの充実が教育の改善・向上につながる出発点であるとの認識に基づき、シラバスの継続的な改善に取り組んできた点があげられる。『シラバス作成の手引き』はシラバス作成過程における点検・評価結果に基づいて見直しを行い、毎年度改定し内容の更新が行われている。また、手引き自体が教育方法に関する教員の認識を啓発し、授業改善の意識向上に寄与している。

第三に、教育目標の達成状況やカリキュラムの内容・方法に関わり、学生・教員・就職先等に対するアンケート調査を広く実施し、主観データの分析に基づく評価・検証を行っていることである。検証の結果、教育目標は概ね達成していると判断できるが、より高い水準で達成するにはいくつもの問題・課題を抱えている。また、これらの評価結果については内部質保証システムに依拠し、内部質保証推進委員会を軸に、関連組織において検討を進める仕組みが機能している。

【問題点】

第一に、本学は「健康」「生活」「食と栄養」の3要素を基軸とする教育課程を組織してきたが、開学以降のカリキュラム改訂や科目担当者の変更等により、カリキュラム・コンセプトに対する教員の認識が薄弱化し、教育課程の編成・実施等に影響を及ぼしているのが実状である。一方、研究科においてはこのコンセプトに基づく教育課程としていることから、学部・研究科の教育課程が共通コンセプトのもとに一貫化するよう、学部のカリキ

ュラムを再構築する必要がある。

第二に、現行カリキュラムで「基礎教育科目」に位置づく教養・一般教育科目は開学以後ほぼ見直しが行われていず、初年次教育や情報・データサイエンス等の教育内容の不備・不足等、いくつもの問題・課題を抱えている。よって、最近の大学教育や専門職養成に求められる教養・一般教育の動向を踏まえ、再編を検討する。

第三に、専門職としてのアイデンティティやプロフェッショナルリズムの涵養、将来の社会人としての自立を促すキャリア教育について、本学では関連する専門科目で取り上げるとともに正課外のキャリア支援活動により行ってきたが、断片的な実施にとどまっている。改訂カリキュラムにおいては職業的自立に関わる正課科目に位置づけ、キャリア教育の充実を図る。

第四に、授業外学習時間の学生間差異は大きく、また、日常の学習姿勢が国家試験準備に関連していることも明らかになっている。学生の学習を実質化するため、事前・事後学習課題のシラバスへの記載や形成的評価の導入等、種々の取り組みを行っているものの、現状は、学習に対する主体形成という課題を本学が十分に達成できていないことを示している。低学年からの授業外学習の習慣化と定着を図るため、学習支援のあり方を含めた対策を講じる必要がある。

第五に、学習成果の評価指標について、看護学科では学年別目標の達成状況や臨地実習評価にルーブリックを活用し、学生個々の学習状況・目標達成度を明確化するとともに、評価の透明性・客観性・公平性を高める取り組みを行っているが、栄養学科ではこうした評価指標の開発が遅れているため、学習成果を適切に評価する指標を検討する。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、教育理念及び札幌保健医療大学学則・札幌保健医療大学大学院学則に定める人材育成目的に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を学位課程ごとに策定し、継続的な点検・評価とそれに基づく改善・向上に取り組んでいる。学位授与方針には学位授与に際し修得が求められる能力・資質を学習成果として示し、教育課程の編成・実施方針には教育課程の体系、教育内容・方法等を明示し、公表している。また、カリキュラム・マップ、カリキュラム・ツリーの作成、シラバスの整備・充実化を通じて、カリキュラムの体系性や科目間の関連性を高めるとともに、カリキュラムに対する学生・教員の理解を促してきた。

学生の学習の活性化の面では、シラバスの整備・充実化を図るため、チェック体制を整え、授業のねらいや到達目標、授業方法、評価基準等を詳細に記載して、授業に関する情報を提供している。また、主体的な学習計画の立案や学習行動につながるよう、事前・事後学習の内容と所要時間、フィードバック方法等を示している。

成績評価、単位認定、学位授与に関しては、関係規程に基づく手続・基準を厳守して公正・公平に行い、厳正に判定されている。大学院学生に対する研究指導は研究指導計画書に沿って行われ、研究計画書評価基準、学位論文審査基準は明確に定められ、学生に公表されている。

学習成果については、アセスメント・ポリシーに示す直接的評価指標・間接的評価指標から得られる客観データ・主観データから総合的に評価し、抽出された問題・課題に対する短期・中長期的な対応策を検討・実施している。また、学習成果の評価・検証結果は、

カリキュラムの見直しや改定の検討材料として活用される。

教育課程の内容・方法等の点検・評価は、アセスメント・ポリシー、基本計画に基づいて実施し、それらにより抽出された課題・問題に対し、短期的には年度単位で変更・改善に取り組んでいる。また、中長期的には、点検・評価の積み重ねにより認識された現行カリキュラムの問題点や、外部評価における指摘事項、大学教育・社会状況等の変化を踏まえ、カリキュラム改正の検討を行っている。

以上のように、本学では、教育課程の編成・実施、学習成果の把握・評価に係るいくつかの課題・問題を抱えているが、教育・学習の一層の充実を図るための改善活動に努めている。今後は、開学以来のカリキュラム改革を実現し、2027年度入学生への適用を目指して着実に検討を進める。

第5章 学生の受け入れ（基本情報一覧）

入学試験要項

学部・研究科等の名称	URL・印刷物の名称
保健医療学部	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/admission/requirements ・2025年度学生募集要項
保健医療学研究科	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/course/daigakuin_hokeniryougaku/pamphlet ・大学院 募集要項
備考：	

入学者選抜に係る規程

規程名称	URL・印刷物の名称
札幌保健医療大学入学者選抜規程	札幌保健医療大学入学者選抜規程
札幌保健医療大学入学者選抜委員会規程	札幌保健医療大学入学者選抜委員会規程
札幌保健医療大学大学院入学者選抜規程	札幌保健医療大学大学院入学者選抜規程
備考：	

第5章 学生の受け入れ(本文)

評定：B

1. 現状分析

評価項目①

学生の受け入れ方針に基づき、学生募集及び入学者選抜の制度や運営体制を適切に整備し、入学者選抜を公平、公正に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れ方針は、少なくとも学位課程ごと（学士課程・修士課程・博士課程・専門職学位課程）に設定しているか。
- ・学生の受け入れ方針は、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像や、入学希望者に求める水準等の判定方法を志願者等に理解しやすく示しているか。
- ・学生の受け入れ方針に沿い、適切な体制・仕組みを構築して入学者選抜を公平、公正に実施しているか。
- ・入学者選抜にあたり特別な配慮を必要とする志願者に対応する仕組みを整備しているか。
- ・すべての志願者に対して分かりやすく情報提供しているか。

【学生の受け入れ方針の策定と内容】

学部においては、「札幌保健医療大学3ポリシーを策定するための方針」及び「全学ポリシー」に基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえた学生の受け入れ方針を学位課程単位でアドミッション・ポリシー（以下、「AP」という。）として設定している（根拠資料 1-19【ウェブ】）。

APは、「求める学生像」、「入学までに身に付けておいてほしいこと」、「入試の種類とAPの関係」で構成し、入学前の学習歴、学力水準、能力等の求める学生像、入学希望者に求める水準等の判定方法を明示している。

研究科においても学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を踏まえたAPを規定している（根拠資料 2-26）。

【学生の受け入れ方針に基づく学生の受け入れ】

学部・研究科のAPに基づき、「札幌保健医療大学入学者選抜規程」及び「札幌保健医療大学大学院入学者選抜規程」が定める入学試験区分により入学者選抜を行っている（根拠資料 5-1、5-2）。

学部では、APに沿った多様な人材を確保するため、個別学力試験を課する一般選抜、2種類の学校推薦型選抜、受験生の適性や意欲等を評価する総合型選抜、大学入学共通テスト利用選抜等の入学者選抜試験を行っている。また、両学科において社会人選抜を採用している。栄養学科では、短期大学等での栄養士資格取得後に管理栄養士を目指す学生を受け入れる編入学試験を実施している。

研究科では、一般選抜、社会人選抜、本学の卒業見込みの者を対象とする推薦型選抜の3種類を実施している。研究科の教育目的等を踏まえて、出願資格者は、看護師・保健師・助産師、または管理栄養士の免許取得者、もしくは取得見込みの者と限定している。社会人学生の受け入れに関わり長期履修制度を導入しており、働きながら学修・研究を進められる環境を提供している。

広報活動としては、学部では、大学案内、オープンキャンパス、入試説明会、進学相談会、高校訪問、新聞広告等で広く展開している。研究科では、大学院案内、WEBによる進学相談、在学生への説明会、卒業生に対するダイレクト・メール等で実施している。

【入学者選抜の体制・仕組み】

学部では、「札幌保健医療大学入学者選抜規程」において、公平かつ厳正な選抜と選抜に係る責任体制の明確化を定めており、責任組織として入学者選抜委員会を置いている。

入学者選抜委員会は学長を責任者とし、学部長、学生部長、教務部長、学科長等の役職者を中心とする構成としており、入学試験体制の整備や試験問題の作成、実施計画の立案等に責任を負う。入学者選抜の実施・運営は、同委員会のもとに設置している入試実施部会が準備・実施し、合否判定資料の作成等を行う。

入学者選抜試験では、学長を総責任者とする入試本部を設置し、入試実施部会長が運営責任を担い統括する。選抜試験当日の監督員・面接員等に関しては、学長の指名により教職員が役割を担う。これらの入試関係者に対して、入学者選抜委員会で作成する実施要領・監督要領、面接試験マニュアル等を用いた説明会を事前開催し、入学試験に備える体制をとっている（根拠資料 5-1、5-3）。

入試結果に基づく合否の審議は入学者選抜委員会において行い、判定結果を評議会に上程し、最終的に学長が決定する。合否判定は、入学定員と照らして合格者が適切な人数となるように、各入試区分の出願状況の推移や実績等を踏まえて行っている。

研究科では、「札幌保健医療大学大学院入学者選抜規程」において、入試の公平かつ適正な実施等概要を定め、研究科委員会が責任を負っている。入学試験要項の準備、試験問題の作成、実施計画の立案等は研究科委員会のもとに設置している入試広報部会が役割を担っている。

入学者選抜試験の実施に関しては、研究科長を本部長とする入試本部を設置し、入学試験当日の監督員や面接員等は、研究科委員会の構成員が担うこととしている。研究科の入学者選抜においても実施要領・監督要領等を作成し、不備のないように準備している（根拠資料 5-1、5-3）。合否判定は、研究科委員会、評議会の議を経て、学長が決定する。

【公平・公正な入学者選抜の実施】

学部の入学者選抜については、入学者選抜委員会において実施要領を作成して執行手順等を明確化し、適切性を確保している。総合型選抜と学校推薦型選抜で実施する面接試験に関しては、「面接試験マニュアル」を作成して面接員の共通認識を促すとともに、面接員間の評価の差異が小さくなるよう評価基準を明確にして公平性を担保している。また、入学試験概要、入試形態別合格者の成績等に加えて、一般入学試験では学科試験問題、推薦型入試の小論文問題を「入学者選抜試験データ及び試験問題集」として事後公表し、透明性の確保に努めている（根拠資料 5-4）。

入試問題の作成・採点に係る教員は入学者選抜委員会において選出し、学長が委嘱する。氏名は非公表としており、関係者には守秘義務を課している。入試問題は試験当日まで出題者と校閲・監修担当の入学者選抜委員及び入学者選抜委員長、専任の事務局担当者のみが取り扱い、厳重に管理・保管する。また、業務委託している外部者に対しても守秘義務を含む契約を取り交わしている。試験実施後も採点から合否判定まで、公正性が保たれるように努めている。

研究科の入学者選抜にあたっては、研究科委員会で実施要領を作成し、小論文や面接の実施・評価は「小論文試験・面接試験実施マニュアル」に基づいて行い、公平性・公正性

を確保している。研究科入試の過去問題に関しては、希望者の来学による閲覧を可としている。問題作成・採点は研究科委員会の下に置かれた入試広報部会が担っており、公正性を保っている。

また、公平な入学試験実施のため、障害のある受験生に対しては、「身体に障害のある入学志願者の事前相談対応等に関するガイドライン」を策定し、方針を定めている。対象者への合理的配慮に関しては、学部・研究科とも学生募集要項、ホームページに明示するとともに、要配慮の申し出があった場合は、学部においては入学者選抜委員会、研究科については研究科委員会で協議し、適切な対応を講じることとしている（根拠資料 5-5）。

【志願者に対する入試情報の提供】

入試情報については、ホームページ、学生募集要項、大学案内、大学院案内、そのほか学生募集に係る広報媒体により志願者に提供している。また、入試に関わる最新情報はホームページに掲載している。周知事項が発生した場合は、志願者本人及び志願者の在籍する高校に直接連絡し、確実な情報提供に努めている。

評価項目②

適切な定員を設定して学生の受け入れを行うとともに、在籍学生数を収容定員に基づき適正に管理していること。

<評価の視点>

- ・ 学士課程全体及び各学部・学科並びに各研究科・専攻の入学者数や在籍学生数を適正に維持し、大幅な定員超過や定員未充足の場合には対策をとっているか。

【学部・研究科における入学定員及び収容定員の管理】

学部については過去の出願状況、入学試験結果と入学者数等を踏まえ、入学定員と乖離しないよう合否判定を行っている。学部の入学定員に対する入学者数比率は 2024 年 4 月現在の定員 180 名に対して 0.69、2023 年度 0.92、2022 年度及び 2021 年度 0.93、2020 年度 0.84 であり、入学定員充足率の 5 年間平均は 0.86 である（根拠資料：大学基礎データ表 2）。学科別には、看護学科は定員 100 名に対して 2024 年度 0.77、2023 年度 1.07、2022 年度 1.11、2021 年度 1.07、2020 年度 1.08、5 年間平均 1.02 である。栄養学科は定員 80 名に対して 2024 年度 0.59、2023 年度 0.73、2022 年度 0.7、2021 年度 0.75、2020 年度 0.53、5 年間平均 0.66 である。

また、収容定員に対する在籍学生数比率は、2024 年度 4 月現在 0.85、2023 年度 0.90、2022 年度 0.88、2021 年度 0.84、2020 年度 0.79 となっている（根拠資料：大学基礎データ表 6）。栄養学科においては開設以降定員未充足が継続していたことから、本学への志願動向、他大学の出願者数・入学者数等も踏まえて、2025 年度より入学定員の変更を行った。

研究科の入学定員に対する入学者比率は 2023、2024 年度とも 0.6 であり、収容定員に対する在籍学生数比率は 0.6 である。開設後 2 年間定員未充足となっている状況を踏まえて、その要因を検証するとともに入学試験方法を検討するなど見直しを行い、対策を講じる必要がある。

【定員未充足の場合の対策】

上述のとおり、栄養学科においては定員未充足が続いていたことより、2025年度より入学定員を80名から40名に削減することを決定した。看護学科においても2024年度に定員未充足を喫したことから、他大学を含む志願者動向を分析・検証したうえで、収容定員を適切に管理するため定員の検討を行い、2026年度より100名から80名に減員する。併せて、魅力ある教育課程とするためのカリキュラム改革や学生支援、学習環境整備等に取り組み、入学者確保に努める。

研究科の在籍学生数比率は0.6であり、定員未充足となっている。上述のとおり、入学試験方法を検討することに加えて、学士課程学生の進学や社会人の受け入れを促すため、学納金の減免制度や入学検定料の減額等を検討予定である。加えて、志願者の興味関心に広く対応できるよう研究分野の拡充等も検討する。

評価項目③

学生の受け入れに関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生の受け入れに関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生の受け入れに関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

【学生の受け入れに関わる定期的な点検・評価】

学部の入学者選抜に関しては、入学者選抜委員会において入試区分や入試方法、実施体制・実施結果、入試広報等に関する点検・評価を行い、次年度の入学者選抜の計画・実施に反映させている。入学者数の確定後に入試結果を入学者選抜委員会で検証、教授会への報告後、全学に周知し情報共有を図っている。

試験区分ごとの受験者数や試験成績等の得点情報は、IR分析によって試験問題や評価基準等の妥当性・適切性を検証して入試方法等の検討に活用するとともに、入学後の成績評価と関連させることで入試方法の見直しにも役立てる。

学生の受け入れに関わる当該年度の実施計画の達成状況に関しては、入学者選抜委員会で自己点検・評価を実施して問題・課題を明確にし、内部質保証推進委員会による検証を経て、次年度計画において改善を講ずることとしている。

研究科に関しては、実施体制等に関する入試広報部会での点検・評価後、研究科委員会で検証し、次年度計画等に反映させている。

【点検・評価結果にもとづく改善・向上】

学部の入学者選抜に関する点検・評価に基づく取り組みとして、総合型選抜と推薦型選抜で実施している面接試験に関し、評価項目・内容とAPの連関が明確でないことや、面接対応に関する面接員の認識の不一致が評価結果に影響していることが明らかになったことから、この点を踏まえて、APと一貫した評価基準とするための評価票の見直しと、面接員の共通理解を促すための面接試験マニュアルの作成を行い、改善を図った。

入試広報活動に関する改善・向上に向けた取り組みとしては、入試広報活動の資料とす

る入学時アンケートを実施し、その結果を参考に各種取り組みの充実を図っている（根拠資料 5-6）。また、オープンキャンパスでは高校生・保護者別にアンケートを実施してそれぞれのニーズを把握し、以後のオープンキャンパスの企画・実施に活かしている（根拠資料 5-7）。

研究科における点検・評価結果に基づく取り組みとしては、小論文・面接試験の評価基準に関し、採点者・面接員間の認識の不一致が判明したため、評価票の見直しを行い、評価基準の改善を行った。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

医療人に求められる能力には学力のみならず、意欲や動機などの内面性や対人関係形成能力等が重要であるとの考えから、多様な背景や特性を有する学生を受け入れることを目指し、複数の入学者選抜試験を導入しているのが特徴である。

学部における問題点としては、栄養学科においては入学者数比率が5年間平均 0.66 であり、学生定員を減じたものの全国的な出願状況は減少傾向をたどっていることから、学生確保に困難をきたす状況となっている。看護学科においても 2024 年度の入学者数比率は 0.77 であり、入学者確保に課題があるため、学生確保対策を強化する必要がある。

また、近年は、学校推薦型選抜の出願者が多くなっており、総合型選抜と合わせて年内入試による入学者が半数以上となっている。これらの入試形態による入学者の中には、基礎学力や学習意欲に課題をかかえる者がおり、入学後の学修や大学生活への適応が難しいなどの状況が生じているため、リメディアル教育の充実を図っていく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、学部・学科、研究科の学位課程ごとに、AP に求める学生像、入学前の学習歴、学力水準等を明確に規定し、ホームページ、大学案内、学生募集要項等において公表している。

学生募集、入学者選抜の制度や運営体制については、学部では入学者選抜に係る責任組織として入学者選抜委員会を設け、多様な背景を有する学生の受け入れることを目指して、一般選抜、学校推薦型選抜、総合型選抜、大学入学共通テスト利用選抜等の入学者選抜を実施し、学生確保を行っている。入学者選抜の準備・実施については実施要領等を作成して明確な執行手順をもとに行われ、試験実施後から合否判定に至る過程においても公平性・公正性が保たれている。研究科では研究科委員会が責任組織となっており、一般選抜、社会人選抜、推薦型選抜を実施し、準備・実施、合否判定の全過程において公平・公正に行われている。

障害のある受験生などへの対応については、学生募集要項に明示するとともに、配慮の申し出がなされた場合は、入学者選抜委員会、研究科委員会において合理的な配慮を検討し、提供することとしている。

定員管理については、学部において定員未充足が続いており、とりわけ栄養学科の未充足率が高くなっていることに加えて、看護学科の定員未充足も生じる状況となっており、改善の必要な課題と認識している。また、編入学者数は少ない状況であり、継続の是非も含めた対応が求められる。研究科においてははかろうじて基準を満たしているものの、学生確保のための取り組みを強化する必要がある。

学生受け入れに関わる定期的な点検・評価とその結果に基づく改善・向上の取り組みについては、学部においては入学者選抜委員会、研究科では研究科委員会をとおして入試区分や入試方法、実施体制等に関する点検・評価を行い、その結果を次年度の入学者選抜の計画・実施、実施計画に反映させることにより、改善・向上に取り組んでいる。

以上より、学生の受け入れに関しては、理念・目的の実現に沿った取り組みを行っているものの、学部の入学定員・収容定員未充足、研究科の入学定員・収容定員未充足であることから、これらを改善することが課題である。

第6章 教員・教員組織（基本情報一覧）

大学として求める教員像を示した資料・教員組織の編制方針

資料名称	URL・印刷物の名称
札幌保健医療大学教員組織の編制に関する方針	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/policy/230613.pdf 札幌保健医療大学教員組織の編制に関する方針
備考：	

個別教員の教育課程の編成その他の学部の運営への参画状況、主要授業科目の担当有無・担当科目単位数に関する情報

資料名称	URL・印刷物の名称
専任教員時間数	・2023年度 専任教員時間数（看護） ・2023年度 専任教員時間数（栄養）
備考：	

設置基準上必要専任教員・基幹教員数の充足[*]

[学士課程]（専門職大学及び専門職学科を除く）※2022年10月改定前の設置基準に基づく「専任教員」制の場合

	学部・学科等名称	総数	教授数	根拠となる資料		
全体（注1）		47	19	大学基礎データ（表1）		
学部・学科等	保健医療学部・看護学科	28	10			
	保健医療学部・栄養学科	19	9			
学部・学科等（薬学）（注2）	学部・学科等名称	総数	教授数	実務家教員数（注3）	うち、みなし専任教員の数と割合	根拠となる資料
	-	-	-	-	-	-
備考：						

※関係法令：2022年10月改定前の大学設置基準第13条

※基礎データ（表1）の数値と一致するよう作成してください。（以下各表も同様。）

※教員数が不足する場合、不足する数を備考欄に記述してください（以下各表も同様。ただし、[専門職大学及び専門職学科]及び[専門職学位課程]表において「みなし専任教員」に関する場合は、「不足する数」を「超過する数」と読み替える）。

注1 [全体]：大学設置基準別表第1及び別表第2に基づいて算出される専任教員の配置状況を意味します。

注2：薬学に関わる学部・学科等のうち、臨床に係る実践的な能力を培うことを主たる目的とするもののみをこの欄に記載してください。

注3：「実務家教員数」及び「みなし専任教員数」について、表の該当欄には○又は×（「みなし専任教員」については設置基準上必要となる実務家教員数に比した割合も（ ）で併記）を記載し、また、それらの実数を備考欄に記載してください。

[修士課程]

研究科等名称	総数	教授数	研究指導教員数	研究指導補助教員数	根拠となる資料
保健医療学研究科	13	7	7	6	大学基礎データ（表1）
備考：					

※関係法令：大学院設置基準第9条第1項

授業担当教員と指導補助者の責任関係や、指導補助者が担う役割を定めた規程

資料名称	URL・印刷物の名称
札幌保健医療大学大学院保健医療学研究科教員組織、及び大学院担当教員に関する申合せ	札幌保健医療大学大学院保健医療学研究科 教員組織、及び大学院担当教員に関する申合せ
備考：	

教員の募集、採用及び昇任に関する規程

規程名称	URL・印刷物の名称
札幌保健医療大学教育職員選考規程	札幌保健医療大学 教育職員選考規程
札幌保健医療大学教育職員選考規程施行細則	札幌保健医療大学 教育職員選考規程施行細則
教育職員の採用・昇任に係る選考に関する要綱	札幌保健医療大学 教育職員の採用・昇任に係る選考に関する要綱
備考：	

第6章 教員・教員組織(本文)

評定：B

1. 現状分析

評価項目①

教員組織の編制に関する方針に基づき、教育研究活動を安定的にかつ十全に展開できる教員組織を編制し、学習成果の達成につながる教育の実現や大学として目指す研究上の成果につなげていること。

<評価の視点>

- ・大学として求める教員像や教員組織の編制方針に基づき、教員組織を編制しているか。
 - ※具体的な例
 - ・教員が担う責任の明確性。
 - ・法令で必要とされる数の充足。
 - ・科目適合性を含め、学習成果の達成につながる教育や研究等の実施に適った教員構成。
 - ・各教員の担当授業科目、担当授業時間の適切な把握・管理。
 - ・複数学部等の基幹教員を兼ねる者について、業務状況や教育効果の面での適切性。
- ・クロスアポイントメントなどによって、他大学又は企業等の人材を教員として任用する場合は、教員の業務範囲を明確に定め、また、業務状況を適切に把握しているか。
- ・教員は職員と役割分担し、それぞれの責任を明確にしながら協働・連携することで、組織的かつ効果的な教育研究活動を実現しているか。
- ・授業において指導補助者に補助又は授業の一部を担当させる場合、あらかじめ責任関係や役割を規程等に定め、明確な指導計画のもとで適任者にそれを行わせているか。

【大学として求める教員像の設定】

本学では、「札幌保健医療大学教員組織の編制等に関する方針」において、求める教員像を以下のように明示している（根拠資料 6-1【ウェブ】）。

- (1) 教育理念に掲げる「人間力教育を根幹とした医療人の育成」の実現のため、正課内外における教育活動、学生支援を第一の責務とし、教育者としての人間力の涵養に努める、
- (2) 大学運営に積極的に参画し、種々の業務を誠実かつ責任をもって遂行する、
- (3) 大学教員の使命として、教育力・研究力の向上に積極的・継続的に取り組む、
- (4) 教育研究活動の成果を地域社会に還元し、地域の保健医療福祉の充実に寄与する。

【教員組織の編制に関する方針の明示】

本学では、大学の理念・目的を実現し、質の高い教育を行うには、教員組織の充実が不可欠であるとの認識に基づき、教員組織に係る方針を「札幌保健医療大学教員組織の編制等に関する方針」（以下、「教員組織の編制方針」という。）として策定し、教員組織編制に関する基本的な考え方、求める教員像（上述）、教員定数及び配置、職位別の役割、教員組織の検討等について明示している。本方針に定める教員組織編制に関する基本的な考え方は、以下のとおりである。

- (1) 大学設置基準に基づくとともに、教育研究分野の体系性、中長期的な展望等を考慮しながら、各学科等における教育研究上の目的等を実現するために必要な教員を配置する、
- (2) 教員間の連携体制を確保して組織的な教育研究を行うとともに、大学の運営等に資するため、適切に教員の役割を分担する、
- (3) 教員組織は、教育研究、大学運営にふさわしい編制とし、職階、年齢、性別構成に留意する、
- (4) 教員の募集・採用、昇任等にあつ

ては、大学の諸規定に基づき、公正かつ適切に実施する、(5) 教員の資質向上を図るため、ファカルティ・ディベロップメント活動等に組織的に取り組む、(6) 大学院保健医療学研究科の教員は学部と兼務し、大学院設置基準に基づくとともに、健康増進支援、健康再生支援に係る学問分野の動向や、大学・学部の教員組織の事情等に即して、配置する。

【教員組織の編制方針に基づく教員組織の編制】

(教員組織の編制)

教員組織の充実は教育の質向上にとって不可欠の課題である。本学の教員組織の単位は、基本的に学部・学科であり、各学科においては法令要件を充たすとともに、本学の理念・目的、教育研究上の目的、学部・学科の教育目標の達成のため、教育課程の枠組と特徴、学生の収容定員、専門分野／領域の特性等により必要な教員数を定め、配置している。

看護学科の教員組織は、大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則を踏まえ、学科が養成する専門職（看護師・保健師）の教育課程の枠組に沿って、基礎分野、専門基礎分野、専門分野を担当する教授・准教授・講師・助教を配置している。専門分野の担当者に関しては、看護学体系に基づく専門領域が最小単位となっている。栄養学科においては、大学設置基準及び栄養士法施行規則・管理栄養士学校指定規則を踏まえ、教育課程の枠組に沿って、専門基礎分野と専門分野を担当する教授・准教授・講師を配置するとともに、法令で定める助手業務を担う助教・助手を置いている。加えて、栄養教諭免許状取得に関わる教職課程の専任教員を配置している。

研究科については、2023年度の開設時に文部科学省大学設置・学校法人審議会による教員資格審査において判定を受けた研究指導教員・研究指導補助教員を配置している。研究科の教員組織は、教員組織の編制方針にあるとおり学部との兼務である。研究指導教員は、「札幌保健医療大学大学院保健医療学研究科教員組織、及び大学院担当教員に関する申合せ」（以下、「研究科教員組織等に関する申合せ」という。）（根拠資料 6-2）に基づき、領域ごとに配置している。

(教員が担う責任の明確性)

「札幌保健医療大学の役職に関する規程」は、第2条第2項において「学長は、校務をつかさどり、所属職員を統督する」、第3条第2項において「学部長は、学部及び担当する各種委員会に関する校務をつかさどる」と定め、図書館長、教務部長、学生部長、学科長の役割を定めている（根拠資料 6-3）。

また、教員が担う責任については、教員組織の編制方針において、職位別の役割として、教授、准教授、講師、助教、助手の職位ごとに規定している（根拠資料 6-1【ウェブ】）。例えば、教授に関しては、「専攻分野に関する教育研究上の責任を担い、学生を教授し、研究指導を行うとともに、自らの研究に従事する。また、大学・学部等の運営に参画して主要な役割を担い、学科運営においては中心的役割を果たす。」と定め、下位の職位との責任の相違を明確にしている。

役職者の選考に関しては、教員組織の編制方針に選考時の留意事項を示している。学位プログラムを統括する学科長については、その役割責任を明確にするため、選考条件として明記している。

研究科に関しては、研究指導教員（主指導教員）と研究指導補助教員（副指導教員）の

役割責任について、「研究科教員組織等に関する申合せ」に明示している。

学部、研究科は、教育研究に係る諸事項の審議を行う単位であり、教授会規程、研究科委員会規程を定めている。当該学位課程に関わる教学事項、その他重要事項については、教授会、研究科委員会の議を経て、学長が決定する（根拠資料 6-4、6-5）。

（法令で必要とされる教員数の充足）

本学では基幹教員制を採用して、専任教員制をとっている。

上述のとおり、学部においては、大学設置基準及び保健師助産師看護師学校養成所指定規則、もしくは栄養士法施行規則・管理栄養士学校指定規則（管理栄養士指定基準）に基づき、求められる教員数を充足している。管理栄養士指定基準は、専任教員数に加えて教育内容別専任教員数と資格条件が定められているため、栄養学科ではこれを遵守して教員配置を行っている。加えて、同学科には栄養教諭の養成コースがあることから、教職課程認定基準を充たす教職専任教員を配置している。

研究科においては、大学院設置基準を充たす研究指導教員・研究指導補助教員を置いている（根拠資料 6-20）。

（科目適合性、学習成果の達成につながる教員構成について）

看護学科・栄養学科とも国家試験受験資格等に係る保健師助産師看護師学校養成所指定規則、及び栄養士法施行規則・管理栄養士学校指定規則との関係で、看護学・栄養学の専門科目の多くが必修であり、そのほとんどを専任教員が担当している。そのため教員の任用に当たっては、候補者の科目適合性を厳格に審査し、適否を判断している。

上述のとおり、本学では基本的に専門職教育の枠組に沿って教員を配置してきたが、中長期の計画を推進するためには政策的な教員配置が必須と判断し、教学上の課題に即した教員を採用することとした。しかし、教員の増員は財政上も容易ではないため、看護学科の専門分野／領域の統廃合を行って分野／領域別教員定数を見直し、同学科の教員定数の範囲内で教学上の課題に対応する教員を任用することとした。教員任用にあたっては、「IR体制の整備、機能の充実」、「学習支援の体制強化」、「ICT・AI リテラシー等情報教育の充実」の3点の課題について、求める教員の条件や担当授業等を人事等検討委員会で検討し、その結果に基づき 2024 年度に教員選考を行った。

（各教員の担当授業科目、授業時間の把握・管理）

各教員は、採用条件で示された専門分野／領域に即した科目を中心に授業を担当している。各科目の担当者は、非常勤講師等を含めて、基礎教育科目については教務委員会、専門基礎科目・専門科目については各学科で検討し、教務委員会、教授会を経て決定する。

担当授業時間は、私立大学等経常費補助金の算定基礎の関係から全教員（一部役職者を除く）に最低 165 時間の担当を義務としているが、授業形態や教育内容によって担当時間のみで負担度を計るのは適当ではないため、授業特性に即して適切な担当授業時間となるよう状況に応じて調整を行っている。

担当授業時間はシラバスの記載事項から事務局で取りまとめ、教員人事計画、教員組織検討に反映させるため人事等検討委員会で確認している。同委員会では必要に応じて関係組織に指示し、担当時間の調整を図る等の対応を行っている。

【教員と職員の役割分担、協働・連携】

本学では、「大学運営に関する基本方針」において、「大学運営にあたっては、教員及び事務職員の適切な役割分担の上、相互に協働し連携しながら、教育研究活動の質の向上を目指す。」「大学運営に関する情報の周知・公表を通じて、教職員一人ひとりが大学の現状・課題を認識し、目標を共有するとともに、それぞれの役割・責任において積極的に大学運営に参画する環境づくりを行う。」と定めている（根拠資料 1-11【ウェブ】）。教員と職員の役割分担、協働・連携については、この方針に則って推進している。大学の政策立案の中核を担う企画運営会議には事務局長、事務局課長がメンバーとなり大学の政策決定等に関与しているほか、各種委員会には事務職員1名以上が正式な委員として参画し、教員と職員が協働・連携して事業展開に当たっている。

具体例を示すと、教職員のFD・SD研修プログラムの企画立案は教員と職員が協働で行い、両者とも研修会に参加している。FD・SD委員会によるFD・SDマップの作成も両者で行った（根拠資料 6-6）。入学者選抜委員会が担う入試・広報業務については、職員が高校生のニーズや入試トレンド等の最新情報を入手して入試業務の企画運営に反映させ、教員による入学者選抜方法の検討にも基礎情報として活用している。障害を有する学生に対しては、事務職員がサポートチームのメンバーとして加入し教員と連携して支援する役割を担うなど、本学では教職協働による大学運営を推進している。

【非常勤講師等の任用状況、及び役割・責任に関する取り決め】

本学は専門職養成を目的とする大学であるため、専門基礎科目・専門科目の多くが国家試験科目となる主要科目であり、それらは概ね専任教員が担当しているが、教育内容によっては専任教員のみでは対応困難なため、一部の科目・授業を非常勤講師に委嘱している。また、主要科目外となる基礎教育科目については非常勤講師への委嘱率が高くなっている（根拠資料 6-8）。加えて、看護学科の学内演習や臨地実習は、到達目標の達成に少人数指導を要することから、非常勤の実習指導員・演習指導員を任用している。非常勤指導員の役割責任等に関しては、「非常勤指導員に関する申合せ」に業務、資格、事前講習等について定めている（根拠資料 6-9）。

評価項目②

教員の募集、採用、昇任等を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・教員の募集、採用、昇任等に関わる明確な基準及び手続に沿い、公正性に配慮しながら人事を行っているか。
- ・年齢構成に著しい偏りが生じないように人事を行っているか。また、性別など教員の多様性に配慮しているか。

【教員の募集、採用、昇任等に関わる基準及び手続】

教員の募集、採用、昇任等に関しては、「札幌保健医療大学教育職員選考規程」に即して行っている（根拠資料 6-10）。同規程は、学校教育法第92条及び大学設置基準等法令に定められた教員の資格要件等を踏まえて作成されている。この規程に基づき、「札幌保健医療

大学教育職員選考規程施行細則」(以下、「施行細則」という。)に定める手続に則って選考を行う(根拠資料 6-11)。

教員の募集、採用、昇任は、政策上の人事計画、施行細則が定める手続に即して実施し、「教育職員の採用・昇任に係る選考に関する要綱」が定める選考基準に基づいて選考を行う(根拠資料 6-12)。

教員の採用・昇任を含む教員組織の整備計画は人事等検討委員会で検討する。募集・採用・昇任に係る選考は教育職員選考委員会で行い、教授会の議を経て学長が決定する(根拠資料 6-13)。

教員の募集、採用、昇任に関する手続は概ね以下のとおりである。

○教員の募集、採用に関わる手続

教員の退職により欠員が生じることが明らかな場合は、次年度の授業担当体制に支障を来さないよう速やかに教員選考を行う。専門基礎分野・専門分野の担当教員の後任に関しては、基本的に同領域を担当する教員を採用する。基礎分野の担当教員については、中長期的な観点から、担当科目、職位等を人事等検討委員会で検討する。

教員の採用については、公募もしくは学内推薦のいずれかで応募者を募る体制としている。欠員が生じる学科から学長宛てに提出される教員選考申出書に基づき、教員選考委員会において当該学科の意見を踏まえ募集方法(公募もしくは学内推薦、またはそれら両方)、職位、条件(担当科目等)等を決定し、選考計画を立案して募集要領を作成する。同委員会は選考計画に基づき、学内推薦あるいは本学ホームページ、JREC-IN Portal 等による公募を行う。応募者に対しては教員選考委員会において選考基準に基づく書面審査と面接審査を実施し、准教授・講師・助教・助手に関しては応募者の中から1名、教授の場合は2名まで選考して教授会に上程する。教授候補者の場合は同委員会による教授会への審査結果の報告後、必要に応じてプレゼンテーション等を実施する。プレゼンテーション等の方法・内容は、教員選考委員会において募集分野・条件等を勘案して決定することとしている。教授会では、教員選考委員会による審査結果とプレゼンテーション等を総合して審議し、教授候補者には投票による採決を経て、学長が決定する。准教授・講師・助教の場合は、教員選考委員会による教授会への審査結果の報告、審議を経て、学長が決定する。

○教員の昇任に関する手続

昇任に関しては、各学科からの昇任候補者の推薦申出書に基づき、教員選考委員会において選考基準の充足状況を審査した後、教授会を経て学長が決定する。手続は採用に関わるものとほぼ同様である。

【教員の年齢構成、性別等】

教員組織の編制方針において、年齢・性別等に留意して構成することを基本的な考えとして示している。

性別に関しては、看護学・栄養学分野の専門家・専門職は女性が多いことから、本学の教員も女性比率が高くなっている。年齢構成については、偏りが大きくならないように心がけてはいるが、看護学・栄養学を専門とする専任教員が得難い現状において、バランスよく配置するのは困難と言わざるをえず、高齢に偏りのある年齢構成となっている。助教・講師に関しては可能な限り若手を採用するように努めている。

評価項目③

教育研究活動等の改善・向上、活性化につながる取り組みを組織的かつ多面的に実施し、教員の資質向上につなげていること。

<評価の視点>

- ・教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るために、組織的な取り組みを行い、成果を得ているか。
- ・大学としての考えに応じて教員の業績を評価する仕組みを導入し、教育活動、研究活動等の活性化を図ることに寄与しているか。
- ・教員以外が指導補助者となって教育に関わる場合、必要な研修を行い、授業の運営等が適切になされるよう図っているか。

【教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発及び改善につなげる組織的な取り組み】

(FD・SDに関する方針に基づくFD・SDの取り組み)

現在本学のFD・SDは、2023年度に策定した「札幌保健医療大学FD・SDに関する方針」(以下、「FD・SD方針」という。)に基づき実施している(根拠資料6-14【ウェブ】)。FD・SD方針は、FDを「学部、大学院研究科の人材育成の目的を実現するため、教員による教育活動、及び教職員による学生支援の内容・方法を改善・向上し、学生一人ひとりの成長に向けて組織的に取り組む活動」、SDを「教育理念の実現を目指し、教職員一人ひとりが積極的に大学運営に参画し、教職協働により大学の諸機能を充実・発展させるため、大学運営に係る能力・資質の向上に向けて、組織的に取り組む活動」と定義し、FD・SDに係る諸事項を定めている。FD・SD活動はFD・SD委員会が中核的な役割を担い、内部質保証推進委員会、その他各委員会、事務局等と連携しながら取り組みを統括する(根拠資料6-15【ウェブ】)。FD・SD方針では、本学が実施する主なFD・SDについて、①全学FD・SD研修会の実施、②新任教員研修会の実施、③学内FD・SD活動の管理と把握、④学外FD・SD研修の情報収集及び参加促進、⑤シラバス作成ガイドラインの作成とシラバスチェック、⑥授業評価に基づく学生参画FDの実施、⑦情報セキュリティに係る研修の実施、⑧ハラスメント防止・対策に係る研修の実施、⑨研究倫理、公正な研究活動の推進におけるコンプライアンス研修の実施、⑩科研費セミナー等の実施、と定め、実施計画等はFD・SD委員会がFD・SDマップに沿って企画し、運営している。FD・SDマップは、教育・研究・管理運営など、大学教員・職員の根幹をなす業務に関するFD・SDを網羅的に体系化し、FD・SDに関して求められる能力と目標を可視化したもので、FD・SD方針(根拠資料6-14【ウェブ】)の策定後、2023年度にFD・SD委員会により作成された。

FD・SD研修に関しては、FD・SD委員会がFD・SD方針(根拠資料6-14【ウェブ】)とFD・SDマップ(根拠資料6-7【ウェブ】)に沿って年間計画を立案する。教員の教育能力の向上、教育課程や授業方法の開発・改善に関わるテーマについては、教員からの要望や授業評価アンケートの結果、当該年度の実施計画、重点対応事項等を踏まえて企画することとしている。FD・SD委員会が主催する学内の研修会に関しては、全教員の年1回以上の参加を達成指標としているが、参加率は各回とも概ね高く、1人1回以上の参加は達成できている(根拠資料6-16)。

小規模大学の本学が取り組めるFD・SD活動には限界があるため、学外の研修会への参加を推奨している。正会員となっている北海道FD・SD協議会主催の研修会等、学外FD・SD研修に関する情報を教職員に提供し、半期ごとに参加状況を確認し把握している（根拠資料6-16）。

（学生による授業評価アンケートの実施と活用）

授業評価アンケートは、授業に対する学生の評価や意見を収集して授業改善に役立てることを目的に実施しており、FD・SD方針（根拠資料6-14【ウェブ】）の定めのとおりFD・SD委員会が企画・実施する。2023年度までのアンケートは学生の主観面を問う項目が多く、授業内容・方法の改善に連結させづらいものであったため、点検・評価結果を踏まえて評価項目を検討し、2024年度から新しい様式を用いて行っている。科目責任者はアンケート結果を踏まえて、当該年度の授業への取り組みと今後の改善に向けた工夫等についてコメントを記載し提出する。教員によるコメントは、各科目の経年的な傾向比較と回答分布と合わせて公表することとしている。また、授業評価アンケートの結果は、現在検討中の教員活動状況評価の評価項目として活用する予定である。

【教員の研究活動や社会貢献等の諸活動の活性化や資質向上を図るための組織的な取り組み】

本学では教育研究活動等の充実強化を図るため、学術奨励研究等助成制度を設け、教員の教育研究、社会連携等の諸活動を支援している。助成制度については「札幌保健医療大学学術奨励研究等助成に関する要綱」に定め、①教育研究助成、②短期海外研修助成、③学術研究集会等開催助成、④公開講座等開催助成、⑤国際交流懇談会等開催助成、⑥社会連携活動等助成の6種目を設定し、①③は年1回、②④⑤⑥は年2回募集し、審査委員会で採択の認められた申請内容に対し、助成を行っている（根拠資料6-17）。

教育研究助成については、共同研究を対象とする学術研究助成、個人研究を対象とする奨励研究助成に加えて、前年度の科研費応募の結果、審査区分における評価が一定以上であることと当該年度の科研費公募に応募することを条件とする科研費採択支援を設け、若手教員（准教授、講師、助教、助手）の科研費申請を支援している。

また、2023年度までは研究活動に対する助成に限定していたところ、研究に限らず教員の諸活動の活性化と資質向上を図ることをねらいに助成制度の見直しを行い、2024年度より現行制度で運用している。同制度のあり方に関しては今後検証し、必要な対応を行っていく。

【教員の業績を評価する仕組みの導入】

教員の業績を評価する取り組みとして、2024年度に「札幌保健医療大学における教員活動状況評価に関する基本方針」を策定した。2025年度は「教員活動状況評価実施要領」に基づく試行実施期間として、2024年度の活動状況評価を行うこととしている（根拠資料6-18）。活動状況評価の目的は、①教員個々の教育・研究・社会活動・管理運営等の活動実績を評価することにより、組織全体の質を高めて活性化を促すとともに、大学の理念・目的の実現に資する、②教員個々が教育・研究・社会活動・管理運営等の実績を自己点検・評価することにより、諸活動に対する自身の意欲を高め、活動業績の改善・向上を図る、の

2点である。

評価対象は教育・研究・社会活動・管理運営の4領域としており、教員は評価領域ごとに自己点検・評価を行って課題を明確化して次年度目標を設定する。各教員は毎年度末に活動状況調書と活動状況評価表を提出し、2段階の他者評価を経て、最終的に総合評価を判定する。これにより各教員の活動状況を把握するとともに、評価結果は個人研究費の付与額、昇任審査の条件等として活用する。

今後は、試行に基づく教員からの意見収集、及び試行結果の検証を行って所要の改善を図り、2025年度の活動状況評価から正式運用することとしている。

【指導補助者等に対する研修等】

ティーチングアシスタント等指導補助者の雇用実績はないが、前述のとおり、学内演習や臨地実習の到達目標の達成には少人数指導を要することから、看護学科においては非常勤の実習指導員、演習指導員を任用している。非常勤指導員に対する研修等は「実習指導員に関する申合せ」に定めるとおり、実習、演習指導の開始前に講習等を実施しているほか、実習指導員に対しては実習指導者研修会等への参加、指導員向けの手引書等で、臨地実習指導に関する理解を深める機会を設けている（根拠資料 6-9、6-19）。

評価項目④

教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教員組織に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教員組織に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

【教員組織に関する定期的な点検・評価】

大学設置基準、各専門職養成に係る法令はもとより、本学の教員組織の編制方針に基づいて教員組織の適切性を点検・評価し、適切な運用を心がけている。

欠員や退職に係る採用、昇任人事等は、教員組織の編制方針に即して人事等検討委員会で採用人事、昇任人事の計画を検討し、教授会を経て教員選考委員会による選考を決定する。教員組織の整備は、全学的な必要性だけでなく学科事情を踏まえる必要があることから、学長が各学科長にヒアリングを行い、教員組織の適切な運用ができるよう点検・評価している。事業計画における重点課題の遂行等に関わり教員組織の変更が必要となる場合は、企画運営会議で大学全体の教育研究等の方向性を確認しつつ、学長が改善・強化すべき分野を判断し、人事等検討委員会で協議するプロセスとしている。本学ではこのように課題に適した教員組織の編制のため点検・評価を行い、改善を図っている。

採用・昇任に係る選考基準、教員業績評価のあり方は、大学教育を取り巻く環境や学術分野の動向に即して見直す必要があることから、人事等検討委員会で点検・評価し、必要な改善を行う。

各教員の担当授業時間の調整、適切な教員配置の実現に係る点検・評価は、毎年度の授業担当状況の報告に合わせて点検・評価し適切性を確認している。

FD・SD 活動に関しては、FD・SD 委員会によって、FD・SD 研修等への教員の参加状況や効果検証を行って次年度計画に活かすなど、FD・SD 活動の点検・評価が実施されている。

【点検・評価結果に基づく改善・向上への取り組み】

基本計画等に基づく教員組織の検討により、従来の教員組織を変更し、IR 体制の整備、ICT・AI リテラシー等情報教育の充実等の課題に対応する教員を新たに採用した。FD・SD 活動に関しては、FD・SD 委員会による点検・評価の結果をもとに FD・SD マップの作成が行われ、組織的・多面的な FD・SD 活動、教員の参加率上昇につながった。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

教員組織の編成に際しては、教員組織の編制方針に依拠するとともに、大学の基本計画等政策に基づき、学長を中心とする人事等検討委員会のもとで整備を進めている。教員選考は教員選考規程等に基づいて行っており選考の公平性・透明性を確保している。教員組織に係る諸事項については全学において点検・評価を行い、課題を明確にして人事計画等に活かしている。また、教員の役割や職員との連携に関しても方針等により明確化して共同の取り組みを推進し、FS ミーティング等で共通認識を形成することができている。

問題点としては、第一に、看護学科において教員退職後の後任者確保が難渋していることである。看護系大学の増加により多くの大学で教員確保が難しくなっており、本学においても教員定数が埋まらない状況が続いている。欠員のある分野に関しては、学科内のサポートや非常勤講師・非常勤指導員により教育活動を手当しているが、在職教員の負担増となっていることは否めない。第二に、教員の年齢層の偏りである。教員不足の問題とも相俟って高齢に偏る教員構成となっているため、年齢分布が適正化されるよう教員人事を進める必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は、大学の理念・目的を実現し、質の高い教育を行うには、教員組織の充実が不可欠であるとの認識に基づき、教員組織の編制に係る方針を定めて、求める教員像及び教員組織編制に関する基本的な考え方等を明文化し、この方針のもとに教員組織を整備している。

教員組織整備に際しては、大学設置基準や各職種の教育課程を規定する法令を遵守することに加え、大学の基本計画等の政策に基づいて、学長を中心とする組織において、限られた教員枠をどのように調整し、大学全体の教育を改善していくかという問題・課題に取り組み、教員配置の変更や新規採用等の整備計画を策定している。また、教育の質を向上し学習成果の達成につながる教員組織とするため、任用に当たっては科目適合性を厳格に審査するとともに、授業担当時間を把握して調整するなど特定教員の負担軽減に取り組み、効果をあげている。教員と職員の役割分担に関しては、大学運営に関する方針において相互の連携・協働の必要性を明示しており、それぞれの役割・責任において、一人ひとりが積極的に大学運営に参画するための環境づくりを進めている。

教員の採用、昇任等は、定められた手続と選考基準に則って行われており、公正性・厳格性は保たれているが、退職教員の後任人事は必ずしも順調ではないため、教員定数未充

足が続いていることに加えて、年齢層は高齢に傾いている。

FD・SD活動に関しては、FD・SD方針（根拠資料 6-14【ウェブ】）やFD・SDマップ（根拠資料 6-7）に基づいて組織的かつ多面的に実施されており、教員の資質向上、教員組織の改善・強化につながっている。

今後は、試行中の教育活動状況評価による教員業績評価を制度化し、これを教員個々の自己点検・評価の取り組みとして自身の意欲向上と活動業績の改善につなげることで、教員定数の充足と年齢バランスの是正に取り組むことが必要である。

第7章 学生支援（基本情報一覧）

学生支援に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
学生支援に関する方針	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/policy/230726.pdf ・学生支援に関する方針
備考：	

第7章 学生支援(本文)

評定：A

1. 現状分析

基準7 学生支援**評価項目①**

学生支援に関する大学としての方針に基づき、学生支援の体制を整備し、適切に実施していること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関する大学としての方針に基づき、各種の学生支援体制を整備し、教員と職員がそれぞれ役割を果たしながら支援を行っているか。
- ・各種の学生支援にあたり、専門的な知識・能力や経験を有する者を含む必要なスタッフを配置しているか。
- ・学生支援に関する情報を学生に積極的に提供するとともに、その支援は学生の利用しやすいように配慮しているか。

[修学支援（学習面）]

- ・学生が能力に応じて自律的に学習を進められるようサポートする仕組みを整備しているか（補習教育、補充教育、学習に関わる相談等）。
- ・障がいのある学生や留学生の実態に応じ、それらの学生に対する修学支援を行っているか。
- ・学習の継続に困難を抱える学生（留年者、退学希望者等）に対し、その実態に応じて対応しているか。
- ・遠隔授業をはじめ教育等でICTを活用する場合は、ICT機器の準備や通信環境確保等において学生間に格差が生じないように、必要に応じて対応しているか（機器貸与、通信環境確保のための支援等）。
- ・ICTを利用した遠隔授業を行う場合にあっては、自宅等の個々の場所で学習する学生からの相談に対応するなどの学習支援を行っているか。また、学生の通信環境へ配慮した対応（授業動画の再視聴機会の確保等）を必要に応じて行っているか。

[修学支援（経済面）]

- ・学生に対する経済的支援（授業料減免、学内外の奨学金を通じた支援等）を、学生の実態等に応じて行っているか。

[生活支援]

- ・学生の心身の健康、保健衛生等に関わる指導相談を、学生の実態に応じて行っているか。
- ・学生の孤立化を防止するため、人間関係構築につながる措置（学生の交流機会の確保等）を必要に応じて行っているか。とりわけICTを利用した遠隔授業を行う場合において配慮しているか。

[進路支援]

- ・各学位課程（学士課程、修士課程や博士課程など）や分野等における必要性、個々の学生の特性等に応じ、就職支援のほか、職業的自立に向けたキャリア教育・キャリア形成支援等の進路支援を行っているか。

[その他支援]

- ・上記のほか、部活動・ボランティア活動等の正課外における学生の活動への支援など、必要に応じた支援を行っているか。

[学生の基本的人権の保障]

- ・ハラスメント防止、プライバシー権の保障や苦情申立への対応など、学生の基本的人権の保障を図る取り組みを行っているか。

【学生支援に関する大学としての方針】

（学生支援に関する方針）

本学では、教育理念に掲げる人間力を形成し、医療専門職として社会に貢献できる人材を育成するため、修学支援、学生支援、キャリア支援等の領域において、学生一人ひとり

に応じた支援を行うため、「札幌保健医療大学学生支援の方針」を定めている（根拠資料7-1【ウェブ】）。

修学支援、学生支援、進路支援に関する方針は、以下のとおりである。

○修学支援

- (1) 両学科にクラス担任（学年担当教員）を配置し、個々の学生の特性に応じた継続的できめ細かな修学支援を行う。
- (2) 学生が、学習に対する意欲を高め、円滑かつ安心して学ぶことができる環境を提供するとともに、主体的な学習を促すための体制を整備し、運用する。
- (3) 成績不振者、留年者、休学者、退学希望者については、早期の状況把握に努め、クラス担任を中心に効果的かつ具体的な対応策を講じる。
- (4) 障害のある学生に対する支援体制を整備し、学生の個別的な状況に即した環境を整備するとともに、適切な合理的配慮を提供する。
- (5) 修学・生活支援の効果を高めるため、学生支援に関する情報を適宜保護者と共有し、連携を図る。

○学生支援

- (1) 学生の豊かな人格形成を図るため、課外における各種活動の機会を提供するとともに、積極的かつ自主的な取り組みを促す体制を整備し、運用する。
- (2) 学生の心身の健康を保持・増進し、安定した大学生活を送ることができるよう健康管理、保健衛生、安全管理のための体制を整備し、運用する。
- (3) 多様な背景を有する学生の人権を保障し、ハラスメントの防止対策を講じるとともに、ハラスメント問題への適切な対応を行う。
- (4) 学生が安定した大学生活を送ることができるよう、学内外の各種奨学金制度の周知を図るとともに、経済的事情により修学が困難な学生に対する相談体制を整備し、運用する。

○進路支援

- (1) 学生の社会的な自立を促し、将来の進路を主体的に選択できるようにするためのキャリア教育、進学・就職に関わる相談・指導、就職関連セミナー等、キャリア形成と進路選択に係る各種取組を提供する。
- (2) 看護師・保健師、管理栄養士の資格取得のための効果的な国家試験対策を行い、全員が国家試験に合格できるよう支援体制を整備し、運用する。

上記の方針に関しては、取り組みの検証等を踏まえ、必要に応じて見直しを図ることとしている。また、「学生支援の充実化に向けた取組」に関する4項目の基本計画のもと、2024年度は6項目の実施計画を策定し、学生支援の充実に取り組んでいる。

【学生支援体制の整備】

学部学生の修学、学生生活の支援体制として、修学については教務部長、生活に関しては学生部長を置いている。学生部長が委員長を務める学生委員会においては、学生生活の実態把握や生活支援、奨学金に関する事項を担っている。また、学生の懲戒に関しては、

学生部長が委員長となる学生懲戒委員会の意見を踏まえて教授会で審議し、学長が決定する（根拠資料 7-2）。障害のある学生への支援については「障害学生支援委員会」、就職支援や国家試験対策については「キャリア開発委員会近藤」、保健・健康管理に関しては「保健センター」など、支援内容・課題に応じて組織を設けており、それぞれの役割責任のもとに連携を図って、適切な支援の実施に努めている。

また、学科においては学科長、学年担当教員（以下「学担」という。）を中心に、関係組織と連携し、支援を実施している。研究科については研究指導教員を中心とした支援体制としている。

（学生支援に関する体制）

○学担を中心とする支援体制

個々の学生への支援は主に学担が担っている（根拠資料 7-3、7-4）。学担は、看護学科では1～3年次は1学年に4～6名の教員を当て、原則1年次から3年次まで同一教員が担当する。4年次に関しては、研究科目を指導する教員が学担を担い、履修指導や国家試験の個別対策、就職相談等を担当している。栄養学科では、1～4年次は1学年に3、4名の教員が担当する体制としていたが、国家試験対策充実化の一環として、2024年度からは1、2年次は各4名の教員が学担となり、3、4年次はほぼ全教員が学生数名を受け持つこととし、学担業務と合わせて国家試験の個別指導等にも関わっている。

学担は基本的に「学年担任（学担）に関する業務」に定める業務を担い、最低でも学期はじめと学年末に個別面談を実施し、学習・生活・進路等に関する指導・助言を行う。他の教員・職員等との連携が必要な場合は、学生の同意のもとに情報を提供・共有し、協力して支援することとしている。また、各学年に総括者1名（教授もしくは准教授）を置き、学担間の情報共有と各学年の対応方針の協議、学担への支援を行う体制を敷いている。

研究科では、研究指導教員を中心に、学生の修学・生活・進路等に関する個別的な支援を行っている。組織として検討・対応を要する事項に関しては、研究科運営会議で協議し、研究科委員会で決定する。

（学生支援に係る教職協働）

本学では、各種委員会等に事務職員が委員として参画していることに加え、事務局担当者が委員会活動をサポートする体制をとっている。学生支援に係る各委員会も同様であることから、支援内容に応じて教員と職員が日常的に連携・協働して支援を行っている。修学や生活に関わる支援は学務課、就職・進路に関しては進路支援課が担当し、課内の担当職員が中心となる。

学担は、学生の状況に即して関係部署の担当職員と情報を共有し、適宜連携して関わることで支援の充実を図っている。例えば、障害のある学生に対する支援に関し、入学前は進路支援課担当者が対応するが、対応内容等の情報は学務課担当者と共有され、障害学生支援委員会や保健センター等の関係機関と連携して受入体制を整備するとともに、入学後のスムーズな支援につなげるなどである。

（専門的な知識・能力や経験を有するスタッフの配置）

学生支援に関わる各組織の特性に即して、専門的なスタッフを配置している。進路支援

課にはキャリアアドバイザーの認定資格を有する職員1名を配置し、主に就職支援を担当している。保健センターには医師1名（看護学科所属の専任教員）、常勤の看護師1名、非常勤のカウンセラー（臨床心理士／公認心理師）2名を置き、保健・健康管理を担っている。図書館には司書資格を有する専任職員2名、派遣職員1名を配置し、学修支援に携わっている。

（学生の意見を改善に活かす取り組み）

本学では学生の意見を改善に活かす体制づくりに取り組んでいる。2023年度からは各学科各学年の学生代表から学生生活等に係る要望・意見を聴取し、意見交換を行うミーティングを開催している（根拠資料 7-5）。2023年度は学生委員会主催でトライアル実施し、2024年は教務委員会・学生委員会共催で開催した。2024年度は学事暦や時間割等の教学課題、学内イベントのあり方や学内環境等について要望・意見を聴取した。学生代表には予め学生に意見を求める事項を提示してクラスの意見を集約し、出席してもらっている。ミーティングで示された要望・意見、指摘事項については内部質保証推進委員会で確認・協議のうえ必要に応じて関係各所に対応を指示し、学生支援の充実に努めている。大学の対応や指摘事項への回答については、連絡ツール（掲示板及びWEB）により全学生に周知している。

また、学長と学生との懇談会を開催している。2023、24年度は学業成績優秀者給付奨学金の受給者との懇談会を学科ごとに複数回実施し、学習環境、経済的支援、就職・国試対策等の学生支援について、学生との意見交換・意見聴取を行った。懇談会の内容については学長より内部質保証推進委員会に報告・共有され、支援内容の改善に役立てている。

（保護者との連携）

修学・生活上の課題・問題に即して、学担が保護者に連絡をして情報を共有し、連携して支援することとしている。加えて、新入生の保護者対象の保護者説明会、年に1度の後援会主催の保護者懇談会を開催している（根拠資料 7-6）。懇談会では、修学・学生生活に係る情報提供を行い大学に対する理解を促して協力を要請するとともに、個別面談の機会を設けている。

【各種の学生支援の適切な実施】

（学習面に対する支援）

○能力に応じて自律的な学習を進めるための支援

年内入試（学校推薦型入学試験、総合型入学試験）による入学予定者に対し、学習習慣の維持継続と基礎学力の向上、大学の学習への適応を目指して、入学前教育を実施している（根拠資料 7-7）。入学前教育は、入学後の学習に直結する生物・化学等の課題を学科特性に応じて設定し、テキストと視聴覚教材を用いて行っている。学習期間中には学担予定者が電話／リモート面談により取組状況を確認して途中でリタイアすることのないようサポートを行っている。3月には登校機会を設けて（遠方の入学予定者はリモート参加）入学前ガイダンスと教員・上級学生との交流会を開催し、入学前の不安軽減と専門分野への動機づけ、学生生活へのスムーズな移行を図っている。入学後には化学・生物・英語のプレシメントテストを実施して履修クラスを決定し、習得状況に即した学習が為されるよ

うに対応している。

○学習継続に困難を抱える学生（成績不振者、留年者、退学希望者等）への対応

成績不振者に対しては、学習のつまづきを早い段階で発見することが肝要であることから、学担は年間をとおして担当学生の出欠席や成績等の履修状況を把握し、随時、面談や学習指導・助言を行い、原因把握と早期対応に努めている。成績不振者の中にはメンタルヘルス問題や対人関係問題を抱える学生が少なくないため、学担と保健センターが協力して相談・支援を行い、必要に応じて保護者とも連携することとしている。

過去5年間の学籍異動者は退学者58名（看護学科26名、栄養学科32名）、休学者52名（看護学科25名、栄養学科27名）、復学者22名（看護学科11名、栄養学科11名）で、卒業延期者は看護学科32名、栄養学科3名である。主な休学理由は、進路再考、経済困窮、体調不良であり、退学者の60%は休学期間を経て退学に至っている。

学籍異動者（休学・退学等）に関しては、学担・学科長が本人と面談するとともに、保護者に連絡して状況把握を行う。休学・退学の意思が固い場合は休学・退学届に学担による面談記録を付して事務局に提出し、教務委員会を経て教授会で審議する。病気を理由とする休学・退学については診断書の提出を求めている。授業欠席の多い学生や成績不振者等の休学・退学につながる可能性の高い学生に対しては、上述のとおり早期に面談・指導を行うようにしており、専門的支援が必要と判断される場合は保健センターにつなげるなどの支援を行う。休学者に対しては、休学中、学担が適宜連絡をとって生活状況を把握し、大学とのつながりが切れないように対応している。休学期間の終了前には面談を実施し、休学事由の解消・解決状況と復学意思の確認を行ったうえで、復学願の提出を求めている。病気を理由とする休学に関しては、復学可能とする診断書の添付を求めている。

研究科に関しては、開設後2年間休学・退学者は現れていないが、研究指導教員、研究科長による面談を経て、面談記録と本人からの届出に基づき研究科委員会で審議することとなる。

○障害のある学生に対する対応

本学では、「障害のある学生への支援に関する規程」に基づき、障害のある学生（学生及び入学志願者）に対する支援を円滑に実施するため、「障害のある学生の支援に関するガイドライン」（以下「ガイドライン」と言う。）を制定し、支援体制を整えている（根拠資料7-8）。

ガイドラインでは、「障害学生からの支援要請に基づき、対象学生に対し等しく学修の機会を与えられるよう、本人と協議の上、必要な対策を講じるものとする。」ほか9項目の基本方針を定め、(1)障害学生が十分かつ適切な学修環境のもと学修に専念することができ、所属学部、学科及び研究科が掲げる教育目標を達成できること、(2)障害学生が自身のできること、得意なこと、生涯にわたり自身の活動に必要な支援や希望を周囲に発信し、各人の知識や経験を存分に発揮し社会に貢献できるようになること、(3)障害学生支援を通じ、全ての人にとって利用しやすく学びやすい学内環境を整えること、(4)全ての教職員、在学生在が多様性を理解、尊重し、障害の有無に関わらず、共に成長できること、の4つの支援目標を掲げている。

障害のある学生は入学前後いずれの時期においても必要な支援を要請できるようにして

おり、当人からの申請に基づいて障害学生支援委員会（根拠資料 7-9）が学生個々のサポートチームを組織し、合理的配慮を提供する。障害学生支援委員会は申請に係る助言や、支援内容・関係部署間の調整等、サポートチームは個別支援計画の策定・実施、学生からの相談・助言の役割を担う。委員会の構成員には保健センター長（学校医）や学務課長を含めており、全学的な支援をスムーズに行うための体制を構築している。

学生からの支援要請は、医師の診断書を添付した申請書に基づくこととしているが、昨今は受診・診断には至っていないが、修学に特段の配慮を要するケースも散見される。こうした状況に対応するため、学科等においては必要時、学生の個別状況に応じた教育的配慮を行うこととしている。学科等はこのようなケースに関し、障害学生支援委員会に支援に関して相談し助言を求める等、連携を図ることができるようにしている。

○ICTの活用に関わる支援

現在本学では、入学前準備としてパソコン購入と通信環境整備を求めている（根拠資料 7-10）。これらに対応できない学生に対しては、修学に学生間格差が生じないように、希望者に対するパソコン貸与と通信環境確保のための支援を行うこととしているが、コロナ禍後、貸与等希望者はほぼいない状況である。

本学ではコロナ禍以後、基本的に遠隔授業は実施していないが、冬季の暴風雪警報発令時等で登校不可となった場合に限り、オンライン型の遠隔授業を実施することとしている（根拠資料 4-5）。遠隔授業の準備としては、教務委員会において、大学での遠隔授業経験のない1年次学生を対象に、アプリケーションのダウンロードや操作方法、遠隔授業時の留意事項、出欠管理方法、授業根拠資料の入手や課題の提出方法等のガイダンスを実施している（根拠資料 7-11）。また、学務課で数回に分けて接続テストを行い、全学生が確実に遠隔授業を受講できるよう準備を整えている。

研究科においては、正規雇用勤務をしながら学業を進める社会人学生や遠方在住者が多いことから、コースワークにおいてはオンライン型の遠隔授業を高頻度を実施している。大学院学生は勤務先で遠隔会議や遠隔研修等を経験している者が多いため、留意事項の確認以外の特別対応を要しない状況である。

（経済面に対する支援）

学生の経済的問題に対しては、学担が中心に助言・指導を行い、事務局学務課と連携して各種奨学金等の情報提供を行い支援している。

奨学金としては、現在792名（給付・貸与330名、給付105名、貸与294名）が受給する日本学生支援機構奨学金制度を基本とし、それを補完するものとして大学独自の奨学金制度を運用している。看護学科学生に関しては、北海道看護職員養成修学資金や市町村及び医療機関による修学資金等多種の制度が利用可能である。本学独自の制度としては、2年次以上の在学生のうち、前年度の学業成績が優秀で、かつ人物ともに優れた者に対する「札幌保健医療大学学業成績優秀者給付奨学金」（根拠資料 7-12）、経済的事由により学業継続が困難な学生を対象とする「札幌保健医療大学給付奨学金」（根拠資料 7-13）、同胞が同時に本学に在学する場合に入学年度1回に限り授業料の一部を免除する「札幌保健医療大学兄弟姉妹同時在学時授業料の免除」（根拠資料 7-14）を整備している。学内の奨学金制度に関しては、学生委員会において各奨学金給付の目的に沿って対象者を審査・選考し、

教授会を経て学長が決定する。

奨学金制度に関しては、学生便覧やホームページに掲載、前期ガイダンスで周知している。また、入学時の保護者説明会や年1度の保護者懇談会においても奨学金受給と返還に関する情報提供を行っている。

研究科においては、学部学生に対する教育補助業務をとおして大学院学生のトレーニングと大学教育の充実を図るとともに、これに対する手当の支給を経済的支援の一助とすることを目的に、ティーチングアシスタント制度を設けている（根拠資料 7-15）。

（生活支援）

○心身の健康、保健衛生等に関わる支援

保健管理に関する体制

学生の保健管理に関する業務を担当し、心身全般にわたる健康の保持増進を図るため、保健センター（以下「センター」と言う。）を設置している（根拠資料 7-16）。センターは、保健管理に関する実施計画の企画・立案、健康診断とその事後措置、学内の環境衛生と感染症予防に関する指導等の保健管理業務、健康相談、精神衛生相談等の健康相談業務、急性疾患に対する応急処置等の医療業務を担い、専任教員である学校医をセンター長に、健康管理室に看護師、学生相談室にカウンセラーを置いている。健康管理室の開室時間は9時～17時50分で看護師が常駐し、対応している。学生相談室は週5日11時～17時50分（火曜日のみ12時～18時50分）に開室しており、非常勤カウンセラー2名が交代で相談業務に当たっている。また、両学科から若干名の教員が保健センターを兼務し、学科と保健センターとの連携を図る役割を担っている。2023年度の学生利用者は、健康管理室が延べ2611名、学生相談室が延べ460名であり、利用者数は漸増傾向にある。心身の不調等の健康問題が発覚した場合には、学校医であるセンター長が面談し医療機関を紹介するなど早期対応に心がけていることに加え、必要に応じて当該医療機関と連携して支援する体制をとっている。また、継続的な支援を要する学生については、センター員と学担等が個人情報に配慮しつつ必要な情報を共有し、学生生活の安定と学業継続に向けて支援している。センターでは定期的に連絡会議を開催して要支援学生に対する情報共有と支援方針を確認するとともに、健康管理に関する課題等への対応を協議・検討し、迅速かつ適切な対応に努めている。また、『保健センターだより』を定期発行して、センター利用状況や流行感染症の発症状況等の情報提供、健康に関するトピックの掲載等による啓発活動を行っている（根拠資料 7-17、7-18）。

定期健康診断の実施と健康問題の把握

定期健康診断は毎年4月に実施しており、受診率は例年100%である。健康診断結果は保健センター長の確認後、再検査や保健指導が必要な学生に対しては看護師が個別対応を行う。また、保健センターでは入学手続に合わせて健康調査を実施しており、健康問題を有する学生を入学前に把握して早期の支援につなげることとしている（根拠資料 4-8）。

感染予防対策の実施

医療従事者を養成する本学の特性上、感染予防対策は極めて重要である。とりわけ臨地実習では感染症抗体価とワクチン接種の証明書提出を求められることが多くなっている。

感染予防対策の必要性については、ガイダンス時の保健センターからの説明に加え、各学科において臨地実習前に再確認することとしている。

感染予防対策の一つとして、麻疹・風疹・水痘・流行性耳下腺炎・B型肝炎・C型肝炎の抗体価検査を大学の全額負担で実施している。抗体価検査の結果、抗体価が陰性あるいは擬陽性の場合には自己負担でのワクチン接種を勧奨し、実習前に終了するように個別指導している。ワクチン接種の有無と接種後抗体価については、実習開始前に保健センターに自己申告させ、医療従事者としての自覚を促すとともに臨地実習に向けての準備の一端としている。また、全学生を対象に後援会の全額助成によるインフルエンザのワクチン接種を実施している。このほか栄養学科の大量調理実習・臨地実習においては、「大量調理施設衛生管理マニュアル」に準じて検便検査を行っている。検査により陽性が確認された場合は、保健センターの指示により学科において学生対応を行う。また、2024年度には女子学生を対象に、子宮頸がんを予防するHPV（ヒトパピローウイルス）ワクチンの集団キャッチアップ接種を提携医療機関と連携して実施した。

（進路支援）

○進路・就職支援

キャリア教育としては、看護職・管理栄養士の養成大学としての特性上、ほとんどの学生が看護職・管理栄養士／栄養士としての就職を希望しており、両学科の教育課程内に専門職業人としてのキャリアに関する教育内容が組み込まれている。例えば、看護学科では「看護学概論」「看護教育論」「看護管理論」等、栄養学科では「管理栄養士論」等の科目で各職種のキャリアを考える機会を与えていることに加えて、専門科目内で専門職者の役割や経験等を聴講する機会を多く設けている。また、看護学／栄養学の専門科目が多くなる2年次後期に、「人間力のある専門職業人を目指す者としての意志を固めるとともに、保健医療に携わる専門職としての職業意識を高め、役割責任の自覚を促す」ことを目的に、「グローアップセレモニー」を開催している（根拠資料7-19）。2024年度のセレモニーでは、保健医療福祉の場で看護職／管理栄養士として活躍している卒業生4名によるパネルディスカッションを実施し、パネラーのキャリア形成に関する紹介と意見交換を行った（根拠資料7-20、7-21）。

キャリア支援としては、上述のキャリア教育に加えて、専門職業人としての意識・態度の醸成、個々の学生の興味関心領域への進学や就職、個性に適した就職先の選択等を支援するため、キャリア開発委員会と進路支援課が連携し支援に当たっている（根拠資料7-22）。進路支援課にはキャリアカウンセラーであるキャリア支援相談員を1名配置し、主にキャリア支援室の運営を担っている。キャリア支援室には、道内外の求人状況の閲覧やWEBによる情報収集、企業研究ができる設備を整備している。また、求人を訪れた病院・企業等への聞き取り報告、採用試験の報告書等が配架されており、就職活動に係る情報源として活用されている。キャリア支援員は学担と連携しながら、採用試験の面接トレーニングや小論文指導、応募書類の記載指導等に対応している。

キャリア開発委員会では、キャリア形成と就職支援に係る4年間の計画をもとに毎年度活動計画を策定し、支援を実施している（根拠資料7-23、7-24、7-25）。2024年度の主な取り組みとしては、看護学科におけるキャリアビジョンスタートアップセミナー（2年次対象）、キャリアビジョンセミナー（3年次対象）、栄養学科における企業説明会（3年次

対象)などの開催があげられる。

卒業生の就職率は、看護学科・栄養学科とも、例年、就職希望者の100%となっている。看護学科においては約9割が北海道内の医療機関に就職している。残りの約1割が道内行政機関、道外医療機関への就職、助産師・保健師志望者の大学院等への進学である。栄養学科においては北海道内での就職が約8割で、多くが管理栄養士/栄養士として医療機関・社会福祉施設・給食施設・行政機関・食品メーカー・薬局等に就職している。残りの2割が教育機関(栄養教諭)、一般企業等であり、就職先は多岐にわたっている(根拠資料7-26【ウェブ】)。

○国家試験受験に関する支援

看護師・保健師、管理栄養士の国家試験受験に関しては、各学科のキャリア開発委員会委員を中心に4年間の活動計画を踏まえた年間計画を作成し、進路支援課と協力しながら支援を行っている(根拠資料7-25)。両学科に共通する主な対策としては、①模擬試験(2~3年次及び4年次)、②予備校講師による対策講座、③専任教員による対策講座、④成績下位者に対する個別指導等である。4年次学生に対しては模擬試験結果や学習状況に応じて適宜学担当が面談を実施し、個別対応を行っている。このほか模擬試験結果の分析をもとに不得意分野の補習講座を実施するなど、状況に即して対策を検討し実施している。看護学科においては外部講師による対策講座を無料動画配信サービスで閲覧できるようにしている。国試対策に係る費用負担の大きい4年次学生に対しては、後援会より模擬試験受験料の一部補助を受けている。予備校講師による対策講座についてはテキスト代を除いて大学負担で実施している。

国家試験合格率は、看護師は開学以降全国平均を上回っていたが、2023年度は85.0%と全国平均を大きく下回る結果であった。管理栄養士については開設以降全国平均を下回っており、とりわけ2022年度は34.3%、2023年度は42.1%と低迷している(根拠資料4-25)。この結果を踏まえ、2024年度は看護師及び管理栄養士の合格率低迷の原因を分析し、各学科において対策強化を図っている。また、不合格者に対しては、国家試験問題の関連科目や対策講座の聴講を許可しているほか、担当教員が適宜連絡をとって状況把握を行い、大学とのつながりが途切れないように継続的に支援している。保健師については1期生より100%を継続している。

2023年度の合格率低迷を踏まえ、内部質保証推進委員会では両学科に国家試験対策に係る月例報告の提出を求め、実状に即した指導・助言を行っている。各学科では委員会からの指導・助言を参考に対策を見直し、翌月の改善につなげることとしている(根拠資料2-8)。

(部活動・ボランティア活動等正課外における活動支援)

本学では、学生の自治活動やサークル活動、ボランティア活動等の課外活動は、教育理念である人間力教育の一環と捉えており、学生の主体性やコミュニケーション力を促す機会と位置づけている(根拠資料1-23)。

本学における課外活動への支援・助成としては、後援会による課外活動費の支援に加えて、学術奨励研究費等助成制度の枠内で教員と学生が共同で行う、もしくは教員の支援を受けて学生が実施する社会連携活動を対象とする助成制度がある(根拠資料6-18)。

学生の自治組織としては、学生間の親睦や福利等を含めて学生生活の充実・向上を図ることを目的に学友会が組織されている。学友会は学生中心に運営されているが、学生委員会や事務局学務課が必要な支援を行っている。学友会活動は執行部を中心に行われているが、学友会主催の体育大会や大学祭においては実行委員会が組織され、教職員と協働で企画・実施に当たる（根拠資料 1-3、7-27）。

サークル活動としては、現在 16 団体が組織されている。学生がサークル等の団体を結成しようとする際は、学生 5 名以上で専任教員の顧問を定め、たうえで団体結成願を学友会に提出し、学生部長による承認を受ける（根拠資料 1-3、7-28）。サークル活動に対しては公認団体としての自主性を保障しつつ、リーダーシップやメンバーシップ、コミュニケーション力の向上等、人間力を涵養する機会となるよう、顧問教員や学生委員会、事務局学務課が支援を行っている（根拠資料 7-29）。

本学のサークル活動の特徴として、看護、食育、商品開発等に関するサークルが複数組織され、教員とともに活発な活動が行われていることがあげられる。例えば、連携協定締結先である自治体や医療法人が実施する事業や、近隣地区の行事等での健康相談、地域食堂への協力、食品関連事業者との共同商品開発、食をとおした育児支援、プロバスケットボールチームとの協定に基づく栄養管理講習への参画等があげられる。

（学生の基本的人権の保障）

○ハラスメントの防止対策

ハラスメント防止に関しては、「札幌保健医療大学ハラスメント防止に関する基本宣言」（根拠資料 7-30【ウェブ】）に基づき、「札幌保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程」（根拠資料 3-31）及び「札幌保健医療大学ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」（根拠資料 7-32【ウェブ】）を制定し、ハラスメント防止対策委員会がハラスメント防止対策を担っている。同委員会は、学生・教職員等に対するハラスメント防止のガイダンス・研修会等の実施、相談体制の整備等を行い、ハラスメントの発生防止に努めている（根拠資料 7-31）。

相談体制としては、教職員の中からハラスメント相談員を任命し、事務局学務課の担当者を窓口相談申込を受け付け、委員会において相談員 2 名を選定し、相談に応じている。相談員の決定は申込者の希望を優先するが、相談内容に即して適格な相談員を提案することとしている。ハラスメントに起因する問題が生じた場合には、ハラスメント防止対策委員会において調査・調整・通知等の解決策を講じ、可及的速やかに問題解決に至るよう努めている。

また、同委員会では、潜在的なハラスメントを把握するとともにハラスメント防止に対する意見を聴取するため、隔年で全学生・教職員対象にハラスメント実態調査を実施している。結果概要は各学年のガイダンスで説明・周知するとともに、ホームページ等で公表している（根拠資料 7-33）。

学生に対しては入学時及び学年ガイダンスにおいてリーフレットを用いてハラスメント防止・対策に関する説明・啓発を行うとともに、学内各所にポスターを掲示して周知を図っている（根拠資料 7-34）。教職員に対しては年 1 度のハラスメント防止研修を開催し、ハラスメントのない環境づくりに努めている（根拠資料 7-35）。また、相談員に任命された者は相談員研修を受講して相談員として必要な知識を得たうえで、相談対応に当たって

もらうこととしている（根拠資料 7-35）。

また、看護学教育機関に対しては臨地実習中の暴力・ハラスメント対策が要請されている。看護学科では臨地実習オリエンテーションにおいて「臨地実習共通要項」を用いた説明・周知を行っている（根拠資料 6-20）。

○LGBT等に関わる対応

「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の施行に伴い、2024年度に「札幌保健医療大学性の多様性（LGBT等）を尊重するための基本理念と対応ガイドライン」を制定し、LGBT等の学生に対する支援体制を整えた（根拠資料 4-9）。LGBT等を巡る状況は今後も変化していくことを踏まえ、現時点での支援として、氏名・性別情報の取り扱い、授業における対応、施設・設備の利用、相談体制等を整備し、学生に対してはガイダンスにおいて、教職員に対してはFSミーティングで説明・啓発するとともに、リーフレットの配布、学内各所へのポスター掲示を行い、周知を図っている（根拠資料 7-36）。

○プライバシー権の保障

学生の個人情報に関しては、「学校法人吉田学園プライバシーポリシー」、「学校法人吉田学園個人情報保護規程」、「学校法人吉田学園情報公開規程」に基づき保護している。入学手続時、及び在籍期間中の個人情報の取り扱いについては「入学手続要項」に明示し、入学前に書面により同意を得ることとしている（根拠資料 7-37、7-38、7-39）。また、在学中の広報活動に係る写真撮影等に際しては、その都度説明し了解を得てから行うこととしている。

LGBT等の学生については、性の多様性（LGBT等）を尊重するための基本理念と対応ガイドラインにおいて氏名・性別情報等の慎重な取り扱いを定めている。また、多目的トイレを3カ所に設置するなど、プライバシー権の保障に努めている（根拠資料 4-5）。

評価項目②

学生支援に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・学生支援に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、学生支援に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

【学生支援に関わる状況の定期的な点検・評価】

学生支援に関わる定期的な点検・評価は、大学の方針、実施計画における点検・評価、次年度計画の検討への反映に加え、内部質保証推進委員会で行っている。

日常的には、修学支援については教務委員会、生活支援は学生委員会、就職・キャリア支援及び国家試験対策はキャリア開発委員会、障害のある学生に対する支援は障害学生支援委員会、保健センターは保健センター運営委員会、研究科においては研究科委員会が活動計画に基づいて点検・評価を行い、課題を検証しながら支援体制を整えている。また、

学部においてはアセスメント・ポリシーに基づき、「学生生活実態調査」、「卒業時アンケート調査」、「卒業生アンケート調査」等を実施し、学生支援に関わる実態把握を行って点検・評価に活用している（根拠資料 2-21【ウェブ】、7-40）。国家試験対策については、各学科が独自にアンケートを実施し、学科の取り組みや個別指導に反映させている。（根拠資料 7-41）研究科については毎年度「学習環境に関する調査」を実施し、実態把握と改善に努めている（根拠資料 7-42）。

各組織による自己点検・評価結果は内部質保証推進委員会での検証を経てフィードバックされ、次年度の改善につなげている。

【点検・評価結果を活用した学生支援の改善・向上】

学生支援内容の改善としては、各学科や関連委員会の取り組み、各種アンケート調査等における要望・意見等に基づき、迅速対応を要するもの、可能なものについては適宜改善を図るとともに、次年度計画に盛り込んでいる。例えば、心身の健康に課題を抱える学生の増加を踏まえ、共通方針に基づく学生対応と健康管理を行う必要性から、健康管理室と学生相談室を保健センターに統合・組織化するとともに、センターに両学科の教員を配置することで、学科・保健センター等が連携して学生の健康支援に当たる体制を整えた。就職支援については、就職活動に係る説明会や専門職との交流会の時期等の変更に対する要望を踏まえ、キャリア開発委員会、各学科において実施時期を検討し、次年度の改善につなげている。また、障害のある学生に対する支援体制に関しては、大学としての支援方法及び体制等が整えられておらず、学担・学科に依存する状況となっていた。2022年度の配慮を要する学生への支援を機に、従来の支援体制・方法を点検・評価し、大学としての体制を整備するに至った。障害のある学生に対する合理的配慮は、国公立大学では2016年に「障害者差別解消法」において義務化されていた一方、私立大学に義務化されたのは2023年であり、本学は他の道内私立大学に先駆けて体制を整えた。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所・特色】

本学では、「札幌保健医療大学学生支援の方針」に基づく学生支援を行っており、アンケート調査の結果や直接示された意見・要望、教職員からの提案等を踏まえて、改善・向上に積極的に取り組んでいる。個々の学生に対しては学担を軸に関係組織と適宜連携して、個別状況に応じた支援を行うように努めている。健康支援体制や障害のある学生支援、基本的人権の尊重等は、社会の動きや大学教育への要請等を踏まえ、体制整備を図っている。

【問題点】

第一に、国家試験合格率や専門的学習に必要な基礎学力の向上を図るためには、国家試験対策や学習支援の充実が喫緊の課題である。また、学生の希望進路を実現させるには、低学年次からのキャリア形成支援が重要であるが、体系的な取り組みがなされていないことは問題点としてあげられる。

第二に、学費の支弁者が学生自身で、学費や生活費を得るために長時間のアルバイトをしている学生が1割程度存在している。また、学費延納者や経済的事由による除籍者も出ており、経済的支援の充実を求める学生も多いため、経済的問題への支援体制を検討する

必要がある（根拠資料 7-43、7-44）。

第三に、今回の自己点検・評価において、キャリア開発委員会の業務としている国家試験対策や就職支援の一部は実質的には学科で実施されており、委員会が支援活動の中心的役割を担えていないことが判明した。これらの支援内容については支援体制の見直しを行い、本学の特性に見合うよう再整備する（根拠資料 7-45）。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、「札幌保健医療大学学生支援の方針」に基づき、基本計画・年度ごとの実施計画を策定し、学生支援の充実に取り組んでいる。個々の学生への支援は学担を軸に行われており、教職協働体制のもとに関係組織と連携しながら個別状況に即した支援を実施している。また、学生の意見・要望を把握するため、各種アンケート調査や学生-教職員のミーティングを行い、学生の意見・要望を反映した改善と充実を図るよう努めている。また、心身の健康に関わる支援や障害のある学生等、多様な学生に対する支援体制を構築しており、全ての学生が安心・安全に学習に専念し、安定した学生生活を送ることができるよう体制整備を行っている。一方で、学生からの要望の多い国家試験対策は一層の充実化が必須であり、就職支援についてもキャリア教育と連動した取り組みを行い、学生の希望進路を実現させていく必要がある。

経済的支援については、学外の奨学金を基本とし、それを補完するものとして大学独自の奨学金制度を運用している。しかし、経済的困難層が多くなっていることから、大学収支状況を踏まえつつも、一層の支援充実を検討することが必要である。加えて、入学後の学習への適応促進や学業不振者に対する学習支援を充実するため、入学前から入学後の一貫した学習支援のための体制づくりを図っていく。

大学院学生に対しては、社会人学生が多くほぼ長期履修者であることから、仕事と研究・学習を両立しながら修了できるよう、研究指導計画書に基づく計画的な支援を充実させていく。

第8章 教育研究等環境（基本情報一覧）

教育研究等環境の整備に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
教育研究等環境の整備に関する方針	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/policy/kankyounoseibi230927.pdf 教育研究等環境の整備に関する方針
備考：	

研究倫理、研究活動の不正防止に関する規程、方針等

資料名称	URL・印刷物の名称
研究倫理委員会規程	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/kitei/701.pdf ・研究倫理委員会規程
公的研究費等の使用に関する行動規範	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/kitei/84.pdf ・公的研究費等の使用に関する行動規範
公的研究費等取扱規程	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/kitei/8B.pdf ・公的研究費等取扱規程
公的研究費等の不正に係る調査の手続き等取扱規程	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/kitei/88B.pdf ・公的研究費等の不正に係る調査の手続き等取扱規程
人を対象とする医学系研究に関する倫理規程	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/kitei/A88B.pdf ・人を対象とする医学系研究に関する倫理規程
利益相反管理規程	・利益相反管理規程
備考：	

第8章 教育研究等環境(本文)

評定：A

1. 現状分析

評価項目①

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習、教員の教育研究活動に必要な環境を適切に整備していること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、学生の学習環境や教員の教育研究環境を適切に整備しているか。
- ・学生の学習や教員の教育研究活動の必要性に応じてネットワーク環境やICT機器を整備し技術的な支援を行う等により、それらの活用を促進しているか。
- ・学生及び教職員の情報倫理の確立を図るために取り組んでいるか。

【教育研究等環境の整備に関する方針の明示】

教育・研究・地域貢献等の諸活動の向上・発展に資するため、2023年に「札幌保健医療大学教育研究等環境の整備等に関する基本方針」を制定した。基本方針においては、施設・設備・キャンパスアメニティの充実、研究環境等の整備、研究倫理等の推進、図書館・学術情報の充実等の6項目を明示し、ホームページ等で公表している（根拠資料 8-1【ウェブ】）。また、基本計画に教育研究等環境の整備に関する項目を設定し、各年度の実施計画を策定している。

【教育研究等環境の整備に関する方針に基づく環境の整備】

教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、下記のように環境整備を行っている。

○多様性に配慮したキャンパスアメニティ

バリアフリー等への対応については、車椅子利用者等に配慮した段差のない構造としているが、一部の棟にしかエレベータを設置できない建物構造のため、緊急対応用に担架等の輸送器具を要所に配置している（根拠資料 8-2）。また、多目的トイレを3カ所に設置し、利用者の便に供している（根拠資料 1-22【ウェブ】）。

○施設、設備等の整備

本学では、施設、設備、備品等の整備、構内環境等の充実・改善を図るため、施設設備アメニティ等検討委員会を設置し、施設・設備等の整備計画と有効活用、アメニティ等構内環境の改善に取り組んでいる（根拠資料 8-3）。2023年度には、老朽化した教育研究用機器、施設・設備等の整備・更新など、教育研究の質的向上を図るための整備計画を立案し、現在優先順位に即して整備を進めている。

施設・設備の維持管理については、事務局総務課の管財担当職員や保守点検業者による日常点検・定期点検を行い、建物・設備の損傷や老朽化等の発見に努めている。また、幹部教職員が定期的に学内環境を点検し、改善・整備等の必要性を確認している。施設・設備等の損傷・老朽化による不具合等が発生した場合は、速やかに補修・修理を行うようにしている。また、施設設備アメニティ等検討委員会に設置したキャンパスアメニティ等検討WGが施設・設備等に関して学生から聴取した意見、各種アンケート調査等における学生からの要望等を踏まえ、可能な改善を図ることとしている。

○学習環境の整備

学生の主体的学習を促す環境整備として、各棟に計8カ所の学生ラウンジを備えている

(根拠資料 1-22【ウェブ】)。また、2025 年度には学習支援の充実策として、図書館に近接するラーニングルーム等をラーニングコモンズとして整備する予定である。研究科では、大学院生研究室を整備しており、学生個々に専用デスク等の什器とパソコンを配置するとともに、ディスカッション可能な共用スペースを設け、学習環境を整えている。

○大学農場の設置

本学では、栄養学科の教育研究に活用する農産物を栽培・収穫するため、大学農場を併設している。大学農場では一般作物に加えて地元の伝統野菜を栽培しており、収穫物は授業やサークル活動、社会連携活動に活用されている。農場の管理運営は栄養学科の教員を中心に行っており、維持管理作業には学生、嘱託職員も携わっている(資料 3-2)。

○ハラスメントの防止・対策等に係る体制整備

ハラスメントのない教育研究環境の実現を目指し、2023 年度にハラスメント防止・対策体制を見直し、充実を図った。ハラスメント防止・対策は、学長から発出された「札幌保健医療大学ハラスメント防止に係る基本宣言」に基づき、「札幌保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程」、「札幌保健医療大学ハラスメント防止・対策に関するガイドライン」に沿って実施されている(根拠資料 7-33)。学生・教職員に対しては、年 1 回以上の研修を実施し、ハラスメント防止に対する意識向上を図っている。また、定期的なハラスメント実態調査により現状把握に努めるとともに、結果を対策強化に反映させている(根拠資料 7-30【ウェブ】、7-32【ウェブ】、7-34)。加えて、「性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律」の制定を踏まえ、LGBT 等の当事者である学生・教職員の権利擁護のため、2024 年度に「性の多様性(LGBT 等)を尊重するための基本理念と対応ガイドライン」を策定し、学修・労働環境の整備に取り組んでいる(根拠資料 4-9【ウェブ】)。これらの取り組みはハラスメント防止対策委員会において行っている。

【ネットワーク環境や ICT 機器の整備】

ネットワーク環境については、大学全体に無線 LAN が整備されており、情報処理室等の共用 PC のほか、学生所有のデバイスでも同一アカウントで利用可能となっている。また、コロナ禍を機に入学準備としてノート PC の購入を必須としており、情報処理室以外での授業に活用している。ネットワーク環境等については、ICT 活用を促進するため、2023 年度に通信環境の改善とパソコンの更新整備を行った。

情報通信技術に係る機器・備品等の整備については、情報処理室に 114 台の共用 PC、プリンタ等を設置しているほか、各演習室等にも同様の機器を配備している。情報処理室は授業以外の時間帯で自由に利用できるような環境を整えている。

ネットワーク環境や ICT 機器の整備等については、事務局総務課の担当者が担っており、必要に応じて企画運営会議等で検討を行い対応している。

【情報倫理の確立を図るための取り組み】

情報セキュリティに関しては、「学校法人吉田学園情報セキュリティポリシー」に準拠している(根拠資料 8-4)。

情報倫理の確立を図るための取り組みとして、学生に対しては、学年ガイダンスにおける情報倫理に関する動画視聴、情報系必修科目での情報倫理教育を実施している。臨地実

習に係る情報倫理に関しては、「実習等における個人情報等の取扱いに関する指針」を作成し、実習ガイダンスで配付、詳しい説明を行っている。教職員に対しては e-learning による情報倫理・モラル研修を開催し、情報倫理を高める取り組みを行っている（根拠資料 8-5）。

評価項目②

図書館サービス及び学術情報サービスを提供するための体制を備えていること。また、それらを適切に機能させていること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境の整備に関する方針に基づき、図書その他の学術情報資料を体系的に整備しているか。
- ・図書館には、学生及び教員の利用のために、必要な専門的な知識を有する職員を含む人員を適切に配置しているか。また、図書館等の施設環境が適切であるか。

【図書その他の学術情報資料の整備】

図書館サービスに関しては、「教育研究等環境の整備に関する基本方針」において、「利用者本位の図書館運営を行い、学術情報を適切に提供するとともに、大学図書館の公共性にふさわしいあり方を追求し、体制の充実を図る。」と明示しており、この方針に基づく運営を行っている。（根拠資料 2-24、8-6 図書館規程、8-7 図書館利用要領）

図書館の蔵書数は図書 42,071 冊、雑誌 199 タイトル、電子ジャーナル 87 タイトル、視聴覚教材 1,223 本等となっている（大学基礎データ表 1）。蔵書構築に際しては、教員・学生による選書・要望、学生参加のブックハンティング、シラバス掲載の指定・参考書の購入、レファレンスブックの継続購入、後援会助成費からの寄贈等により年間約 1,300 冊を購入・整備している。一方、図書館の収容可能冊数は約 48,000 冊であるため、除籍基準・手続等に則り計画的に図書を除籍するとともに、書庫の整備（書架の入替）を行っている（根拠資料 8-23）。2024 年 3 月 31 日現在の蔵書数は、図書 42,028 冊、学術雑誌 246 種、視聴覚資料 1,223 点である。また、本学では、教育理念にある人間力教育の観点から、専門図書の整備はもとより一般図書等の充実にも努めており、学生の読書への関心を喚起して教養を高めるねらいで年複数回の企画展示を行っている（根拠資料 8-8）。

近年はコロナ禍における非来館型サービスの需要に応えるため、電子リソースの整備に重点をおいてきた。利用可能な電子リソースとして、電子ジャーナルは LWW の看護フルテキストコレクション「Ovid Nursing Full Text」、医学書院の電子ジャーナルパッケージ「Medical Finder」を主に 81 タイトルを契約している。データベースは、看護・医療系の代表的な文献検索ツールである「医中誌 WEB」、「JDreamⅢ」、「最新看護検索 Web」をはじめ MEDLINE、CINAHL に関しては EBSCO 社が提供するアグリゲータ系データベース「MEDLINE Complete」、「CINAHL with Full Text」を導入しているほか、「メディカルオンライン」、「Gale Academic OneFile (Nursing Allied Health)」を契約しており、約 5,400 タイトルの利用が可能である。電子書籍は、「Maruzen eBook Library」、「LibrariE (後援会文庫)」、「ProQuest Ebook Central」、「Gale Ebooks」を導入し、約 21,000 タイトルが利用可能となっている。

電子リソースを含む所蔵資料の検索は、蔵書検索システム「OPAC」及び「ディスカバリーサービス（かもん Search）」を用いている。2023年4月に「ディスカバリーサービス」を導入し、複数の異なるプラットフォームで提供される電子リソースと OPAC（図書等の蔵書データ）をまとめて検索できるようにしたことで、学術情報へのアクセスが容易となり利便性の向上につながった。OPAC 及びディスカバリーサービスは図書館のホームページで提供しており、蔵書検索のほか、開館スケジュール等の情報発信、各種電子リソースのポータルサイトとして整備している。教職員及び学生は、ホームページ上から貸出、予約状況の確認、貸出延長の手続、ILL の申込が可能な仕組みとなっている。

学術情報の相互提供システムの構築に関しては、国立情報学研究所の目録所在情報サービス NACSIS-CAT/ILL 事業に参加し、本学図書館目録の作成に活用するとともに、所蔵情報を公開している。また、ILL システムを介して相互利用サービス（文献複写、現物貸借）を行い図書館間の相互協力に貢献している。加えて、私立大学図書館協会、北海道地区大学図書館協議会、北海道地区私立大学図書館協議会に加盟し、他大学図書館との連携を図っている。北海道地区大学図書館協議会では相互利用サービス事業に参加しており、これにより学生証・職員証の提示で加盟館の利用（入館及び閲覧、貸出、複写等）が可能となっている。

学術情報の公開については、後述する紀要の発行と紀要論文のホームページでの公開に加えて、科研費公募に係り研究成果や研究データの公開が義務付けられることを踏まえ、2025年度からの機関リポジトリの運用開始を目指し、現在、規程類の策定・整備、担当者の技術習得に取り組んでいる。（根拠資料 8-9【ウェブ】、8-10、8-11、8-12）

【専門知識を有する職員等の配置、及び図書館等の施設環境】

○専門知識を有する職員等の配置

司書資格を有する図書館職員として、専任2名、派遣1名を配置している。専任職員に関しては、専門力量の向上のため、図書館関連団体や私立大学協会が主催する研修・講習等に参加し、専門知識・技術の習得と最新動向の把握に努めている。2024年度は、大学図書館職員研修集会（北海道地区大学図書館協議会主催）、業務研究会（北海道地区私立大学図書館協議会主催）に参加したほか、私立大学図書館協会や JPCOAR 主催のオンラインセミナー等を受講した。

専任職員は、選書・収書、図書・雑誌等資料の受入・目録作成、カウンター業務（貸出・返却、レファレンス等）に加えて、図書館事業の企画立案、予算管理、広報活動等の管理運営を担うほか、学部学生に対する図書館リテラシー教育や、学部・大学院学生に対する文献検索演習等の教育活動に参画している。

○図書館等の施設環境の整備

図書館の延床面積は、706.97 m²（閲覧室 523.72 m²、事務室 24 m²、グループ閲覧室 39.5 m²、書庫 119.75 m²）、座席数は学生収容定員 730 名に対して 120 席（6 人に 1 席）を整備している。また、蔵書検索及び AV 資料視聴に利用可能な AV/PC コーナーに PC 6 台を設置しているほか、グループ学習等に利用可能なグループ閲覧室を 1 室備えている。なお、図書館の環境改善、機能強化のため、2025 年度にグループ閲覧室をラーニングコモンズとして整備する予定としている。

開館時間は、平日は開講期が9時から20時、休業期間中は9時から17時30分、土曜日知は10時から15時である。10月から2月の土曜日に関しては、国家試験対策支援の一環として開館時間を17時まで延長している。2023年度の開館日数は計276日であり、入館者数は1,311名であった（根拠資料8-13）。

評価項目③

研究活動に関わる支援、条件整備を通じ、研究活動の促進を図っていること。また、健全な研究活動のために必要な措置を講じていること。

<評価の視点>

- ・研究に対する大学の基本的な考えに沿って、長期的な視点に立った支援や条件整備を十分に行い、各教員の研究活動の活性化につなげているか（教員に対する研究費の支給、研究室の整備、研究時間の確保、専門的な研究支援人材の活用等の人的な支援、若手研究者育成のための仕組みの整備等）。
- ・研究倫理や研究活動の不正防止に関する規程を定め、かつ、学生も含めて研究倫理の遵守を図る取り組みを行っているか。

【研究に対する基本的な考え方】

本学においては教育活動のエフォートが高く、研究活動は必ずしも活発とはいえない。科学研究費補助金等外部資金への申請も低迷していることから、研究活動の活発化、研究力の向上を課題としている。

このことを踏まえ、学長ビジョン2024、基本計画において、研究に対する基本的な考え方を示している。学長ビジョンには「本学の特徴を活かした研究を推進するとともに、研究体制、環境を整備し、研究活動の活性化を図る」と掲げ、基本計画の計画項目として「科学研究費等外部資金の獲得に向けた取組」と「研究活動の活性化に向けた取組」を設定している。本学ではこれらに基づき、研究活動の推進と研究力の強化に取り組んでいる（根拠資料1-16）。

【長期的な視点に立った支援や条件整備】

○研究費の支給

研究力の向上と研究活動への支援、専門分野に対する知見の向上に資することを目的として、「札幌保健医療大学個人研究費規程」を定め、職位に応じた個人研究費を配賦している。研究費の用途については、「札幌保健医療大学個人研究費等取扱要領」に基づき、備品・消耗品等の購入、国内外の学会・研修会等への参加に要する旅費・滞在費等、研究活動に係る費用への支出を広く認めている（根拠資料8-14）。加えて、第6章でも述べたように、研究助成制度として「札幌保健医療大学学術奨励研究等助成に関する要綱」に基づく助成事業を行っており、共同研究に対する学術研究助成、個人研究に対する奨励研究助成、科研費申請を支援する科研費採択支援の3種類を運用している（根拠資料6-17）。学術研究・奨励研究助成は研究活性化をねらいに、助手を含む本学の教員と大学院学生を助成対象としている。科研費採択支援は若手研究者育成への支援と位置づけており、教授を除く教員を助成対象者に設定している。

○研究支援体制

上述のとおり、本学の現状として外部資金への申請も低調であることから、基本計画に

「科研費等外部資金の獲得に向けた取組」を計画項目として設定し、改善に取り組んでいる。

外部資金獲得のための支援として、毎年度、FD・SD委員会主催の「科研費セミナー」を開催し、科研費獲得に関する情報や申請書作成の要点等に関するFD・SD研修を行っている（根拠資料 8-15【ウェブ】）。他にも事務局の科研費担当者による申請書の記載内容に対するチェック体制を整えるなど、科研費申請に係る支援体制の強化を図っている。2025年度からは、研究支援に関する経験豊富な教員の任用により、研究支援体制の充実を図ることとしている。

また、教員・大学院学生の研究成果の発表の場として、「札幌保健医療大学紀要」を発行している。過去5年の平均掲載論文は5.2編である（根拠資料 8-16【ウェブ】）。

○研究室の整備

講師以上の教員に個室を与えており、PC等の基本備品を設置している。助教・助手については2～3名の共同研究室、または2～4名ごとにパーティションで仕切られた最大12名用の共同研究室を整備している。実験系分野については、精密機器等を配備している理化学実験室等での実験を可とし、研究環境としての整備も進めている。

○研究時間の確保

大学・学科等の役割は職位による負担を考慮して与えており、若手教員の研究時間を確保するように努めている。しかし、講義・演習・実習等での教育指導に加えて、成績不振者に対する学習支援や生活指導、国家試験対策などに費やす時間が漸増しており、十分に確保できていないのが実状である。

学外での研究等の取組みについては、1ヵ月に5日または40時間を限度に学外研修として従事することを認めている（根拠資料 8-17）。

【研究倫理等に関する規程の策定、及び研究倫理遵守に関わる取組み】

○研究倫理等に関する規程の策定

本学では、人を対象とする医学系研究等については、文部科学省・厚生労働省等が定める「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に準拠した倫理規程を策定し、これに基づく研究活動を行っている。また、公的研究費の不正行為を防止する大学の責任として、「公的研究費等の取扱いに関する行動規範」と「札幌保健医療大学公的研究費取扱規程」を定め、公的研究費不正防止計画に基づき公的研究費不正防止委員会での内部監査を行うなど、適正な使用を推進する体制を敷いている（根拠資料 8-18、8-19）。

○研究倫理遵守に関わる取組み

研究倫理審査については、「札幌保健医療大学研究倫理委員会規程」に基づき研究倫理委員会を設けており、教員等が行う研究等に関する計画書の倫理審査、研究倫理に関する事項について審議、調査等を行っている。研究倫理委員会では、「人を対象とする医学系研究に関する倫理指針」が2023年度に上述の「人を対象とする生命科学・医学系研究に関する倫理指針」に改正されたことを踏まえ、2024年度に現行の倫理規程に改定している（根拠資料 8-20）。

研究倫理の遵守を図る取組みについて、教員には研究倫理委員会が企画・実施する年1回の研修への参加を義務付けている。2023年度はe-learningプログラム「eL CoRE（日本学術振興会）」の受講、2024年度は改正倫理指針に関する研修会を開催し、受講率は100%

となっている（根拠資料 8-21）。学部学生に対する研究倫理教育としては、看護学科では必修科目の「看護課題研究」に組み込んでいる（根拠資料 1-4【ウェブ】、1-5【ウェブ】）。大学院学生は、必修科目の「研究法概説」と「保健医療と倫理」で学修している（根拠資料 1-20【ウェブ】）。

評価項目④

教育研究等環境に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・教育研究等環境に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、教育研究等環境に関わる事項の改善・向上に取り組み、効果的な取り組みへとつなげているか。

【定期的な点検・評価、成果と課題の把握】

教育研究等の環境整備に関しては、施設設備アメニティ等検討委員会において整備課題の把握に努め、施設・設備、構内アメニティ等の適切性を点検する体制を敷いており、優先性を踏まえた整備計画を立案している（根拠資料 8-3）。施設・設備等の維持・管理、情報ネットワーク・ICT 環境については、事務局総務課が点検・整備の役割を担っており、上述のとおり日常点検・定期点検を行い、損傷や老朽化の性質や程度に即して対応している。

図書館は、図書館長を委員長とする図書館運営委員会において、図書館運営等に関わる重要事項を審議するとともに、点検・評価を行って運営改善を図っている（根拠資料 2-24）。

こうした教育研究等環境の点検・評価によって、計画的整備が必要な課題・問題が明確になった場合は企画運営会議で検討し、次年度の事業計画と予算に反映される仕組みとなっている。

研究活動については、研究計画書の倫理審査を含め、本学における研究倫理のあり方全般を研究倫理委員会が審議する役割を担い、研究倫理の充実に取り組んでいる（根拠資料 8-20）。研究支援に関しては、企画運営会議で点検・評価を行い、対応を検討している。

【点検・評価結果の活用と改善・向上の取り組み】

自己点検・評価によって問題・課題が明確になった場合は、企画運営会議での検討後、次年度の計画と予算に反映される。翌年度、該当する委員会等においては、それらに基づく活動計画を立案し、改善・向上に取り組むこととしている。

例えば、点検・評価結果に基づき、以下の取り組みを行った。

施設・設備に関しては、施設設備アメニティ等検討委員会での点検・評価結果に基づき、2024年度に栄養学科給食実習室の厨房内シンクシステムの改修を行った。従来のシンクシステムは栄養士・管理栄養士養成施設の指定要件を満たしていたものの、予洗いが十分に行えない造りであり、衛生管理が必ずしも十分とはいえなかったことから、改修工事によって衛生環境の改善を図った。

学部学生の研究倫理教育については、研究倫理委員会において両学科の研究科目の教育

内容を点検したところ、栄養学科4年次に対する研究倫理教育が不十分であることが判明し、翌年度より研究倫理に関する教育内容の充実を図った。

研究力の向上、研究活動の活性化に関しては、学内の研究費助成が上位の職位者を優遇する制度となっており、若手研究者の研究支援が不十分だったことから、企画運営会議において2023年度に助成制度の見直しを行った。上位者の優遇措置を廃止するとともに教育研究活動を広く支援する制度に変更したところ、2024年度の申請数増加につながった（根拠資料8-22【ウェブ】）。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

学内にある8カ所の学生ラウンジは、個別学習やグループ学習等で学生が自由に学習する場として利用されている。

研究活動に関する支援として、学内研究費助成に科研費申請を前提とした若手教員に対する助成枠を設定したことで、申請を促す機能として活用されつつある。

図書館は専門図書のみならず一般図書等の整備・充実に努め幅広く蔵書を構築しているほか、テーマ別の企画展示を年に複数回開催するなど、教育理念に即した運営を行っている。

管理栄養士養成機関で農場を有する大学はわずかであり、本学の特徴の一つとなっている。大学農場は教育活動に利用されるのみならず、収穫物を用いた製品を菓子製造販売業者と共同開発するなど、社会連携活動の推進にも役立っている。

問題点としては、第一に、学生の主体的な学習を促すための環境改善を図ることである。学生ラウンジ数と面積は学生数に比して充実しているが、テーブル・座席配置や学習機材等は個人・グループ学習の形態に適したものとなっていないことから、学生や教職員等利用者の評価や要望を整備計画に反映し、学習空間としての改善を図る。第二に、若手教員の研究力の向上と研究の活性化を目指し、科研費申請書のレビュー制度や相談窓口の設置、若手対象の研修会等の導入が検討されているため、結果に基づき研究支援体制の整備を行う。第三に、将来的な大学農場の活用と管理運営のあり方について、大学としての方針を定めるとともに付置施設としての位置づけを明確化する必要がある。第四に、現在図書館に専任司書2名、派遣司書1名を配置しているが、人員不足により開館時間の延長等の業務拡大、学習支援の充実やレファレンスサービスの向上に支障を来している。

上記に加えて、教育研究等環境に関わる委員会等の管理運営体制を整備・変更したことに伴い、規程類の制定・改廃を行っているが、点検・評価において規程間の矛盾や不備が発見されているため、確認・整備を行う必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学は「札幌保健医療大学教育研究等環境の整備等に関する基本方針」に、教育研究等環境の整備について明示している。この方針に基づき基本計画に関連項目を設け、各年度の実施計画を策定して環境整備を行っている。

施設・設備の整備に関しては、主に施設設備アメニティ等検討委員会が点検・評価に基づく整備計画の立案と改善に取り組んでおり、当面は、学生の主体的学習を促す環境の充実を優先課題として対応することとしている。ネットワーク環境やICT機器については必要に応じて改善・更新が為されており環境は整備されているが、情報環境の発展・変化は

著しいため、ICT等を活用した教育研究の推進のためには専門職員の任用と学内体制の整備が必要である。

図書、その他の学術情報資料は、本学の教育理念と教育研究に資する蔵書構築を行っており、学外からも学術情報にアクセスできる環境を整えている。一方で、専任司書の人員不足がレファレンスサービスの向上を妨げていることから、司書業務を整理するとともに業務補助者を雇用して業務負担を削減するなど、サービス向上を図る工夫が必要である。

研究活動に関わる環境整備については、個人研究費の付与、研究室などの施設設備を整備している。また、学内公募による研究費助成制度を設けており、若手研究者への助成を充実させている。今後は科研費等外部資金の申請に係る相談対応や申請書レビューなどの支援を実施することで、研究力の向上と研究の活性化につなげたい。

研究倫理や研究活動の不正防止については、各種規程を設けて公表・周知している。また、定期的な研修によって研究倫理や不正防止に関する理解を促している。研究倫理に関する審査は体制を確立して運用しており、適切に対応できている。

以上のことから、本学の理念・目的を踏まえた教育研究等環境に関する方針を明示し、それに基づいた施設・設備等の管理・整備を行っている。その適切性については関連委員会等が点検・評価を行うとともに改善・向上に向けて取り組んでいるが、一層の迅速対応に努める必要がある。

第9章 社会連携・社会貢献（基本情報一覧）

社会連携・社会貢献に関する方針

資料名称	URL・印刷物の名称
札幌保健医療大学地域貢献・社会連携に関する方針	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/social/overview ・地域貢献・社会連携に関する方針
備考：	

第9章 社会連携・社会貢献(本文)

評価：A

1. 現状分析

評価項目①

社会連携・社会貢献に関する方針に基づき、社会連携・社会貢献に関する取り組みを実施していること。また、教育研究成果を適切に社会に還元していること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関する方針のもと、学外機関、地域社会等との連携、大学が生み出す知識、技術等を社会に還元する取り組みを行っているか。
- ・社会連携・社会貢献に関する取り組みにより、地域や社会の課題解決等に貢献し、大学の存在価値を高めることにつながっているか。

【社会連携・社会貢献に関する方針の明示】

本学では、教育理念にある「人間力」に含意する「他者との共存」の実現には、社会連携・社会貢献が不可欠と認識し、開学以来、地域との連携、貢献活動を行ってきた。本学は、大学が有する人的・物的資源の活用と、教育研究成果の地域社会への還元により、「地域に根ざす」「地域から必要とされる」存在となることを目指して、札幌保健医療大学地域貢献・社会連携に関する方針（以下、「地域貢献・社会連携方針」という。）を明示している（根拠資料 9-1【ウェブ】）。

地域貢献・社会連携方針では、地域での社会活動を学生の学びの機会とするとともに、教員の研究成果の還元等により、地域住民のニーズに応え、保健医療福祉の充実に寄与することを基本的な考え方とし、以下の事柄を推進する。

○地域貢献の推進

地域貢献の内容は、以下のとおりである。

- (1) 地域住民の健康増進に向けた取組
- (2) 健康・生活にかかわる生涯学習の機会の提供
- (3) 看護師・保健師・管理栄養士等として活躍する卒業生の継続的支援、保健医療福祉を担う人材の育成
- (4) 大学施設の開放、課外活動等による地域貢献活動への参画

○社会連携の推進

以下の考え方に基づいて行う。

- (1) 社会連携の対象は、本学の教育研究、学生支援、学生確保等に関わり、本学の発展と地域の保健医療福祉の充実に貢献するものとする
- (2) 社会連携は、公平性・持続性を重視した協定等の締結や契約等により、協力内容、役割分担、責任体制等を明確化して行う
- (3) 社会連携の推進を可能にする組織や制度の充実にを図る。

○情報発信・情報提供の推進

地域貢献・社会連携を支援し、それらに関わる情報発信・情報提供を積極的に行い、地域社会との連携を深めるとともに、本学の認知度を高める。

上記の方針に加えて、基本計画において社会連携・地域貢献に係る項目を設定し、これを中期的な方針として位置づけ、毎年度の実施計画のもとに諸活動を展開している。

【学外機関、地域社会等との連携、大学資源の社会への還元】

本学は、地域貢献・社会連携方針に基づき、様々な形で地域貢献・社会連携活動を行っている。これらの活動は、看護学科・栄養学科の教員、事務職員に加えて、学生ボランティアや複数の学生サークルの関与により実施されている。地域住民との交流や社会活動への参画は、学生のコミュニケーション力やボランティア精神の向上・醸成に役立っており、本学が重視する「人間力」の涵養につながっている。とりわけ栄養学科においては、食・栄養に関わる種々の産学連携活動を行っており、地域の発展や住民の健康増進に寄与している。以下、連携協定に基づく取り組みのほか、本学の社会連携・貢献活動について例示する。

（札幌市東区連携協定事業と中沼地区夏祭り、防災訓練等への貢献）

本学は札幌市東区に立地していることから、自学の有する資源の効果的な活用により、東区のまちづくり推進に寄与するとともに、相互の発展に資することを目的に、札幌市東区と東区所在の3教育機関との地域連携協定を締結し、東区民協議会の構成員として、健康づくりや子育て支援等の連携事業に協力している（根拠資料 9-2）。例として、「ひがしく健康・スポーツまつり」や「健康づくりフェスティバル」において、両学科の教員と、看護技術向上研究会、食育サークルといったサークルメンバー、その他のボランティア学生が、健康相談や健康チェック等を実施し、東区民の健康意識の向上や食習慣・運動習慣の改善に寄与するなどである（根拠資料 9-3【ウェブ】）。

また、本学の所在地域である丘珠連合町内会、モエレ町内会の催事等に学生・教職員がボランティアとして協力している。2024年度は、丘珠連合町内会の防災訓練で、東区役所、消防署、NPO 法人等とともに厳冬期の大規模災害に備えた防災訓練の運営支援を担当、モエレ町内会主催の「中沼西夏祭り」では、看護学科の教員・学生が健康相談を行った（根拠資料 9-4【ウェブ】、9-5）。

（札幌市東区まちづくりセンターとの共同事業）

札幌市は、市としての活力向上と北海道全体の発展に向けて、札幌市東区にある丘珠空港の延伸を計画しており、空港と周辺地域の活性化に向けた取り組みを展開している。本学は東区まちづくりセンターと共同で、周辺地域の小中学校・高等学校と連携し、「丘珠空港おもてなしプロジェクト」の企画・実施に当たっている。2024年度は、第1弾として「丘珠空港おもてなし隊」が空港利用者の血圧測定とベジチェック（野菜摂取量の測定）を実施、第2弾として地域の伝統野菜を使用した空港レストランの新メニューを高校生とともに考案し、販売につなげた。

（プロバスケットボールチーム「レバンガ北海道」との包括連携協定に基づく取り組み）

2017年の栄養サポートパートナー協定の締結を機に、本学の資源を活用した選手の健康支援、地元プロスポーツチームの振興と発展、北海道の活性化に寄与することを目的に、2019年に包括連携協定を締結した（根拠資料 9-6）。本学は、トップチーム選手に対する栄

養マネジメント、ユースチーム選手の体組成測定と栄養相談、保護者に対する栄養講習に加え、トップチームのホーム試合後の食事メニューの考案・調理、配給等のサポートを行っている。これらの取り組みは栄養学科中心に行われており、その一部はスポーツ栄養コースの教育活動に活用されている。また、食事メニューの調理・配給等には、スポーツ栄養サークルの学生がかかわり、栄養学に関わる知識・技術の拡大や管理栄養士の職域理解につながっている。

（医療法人社団豊生会との包括連携協定に基づく取り組み）

札幌市東区を中心に医療・福祉活動を広く展開している医療法人社団豊生会と、地域住民の健康づくり、子育て・多世代交流の推進、医療・福祉人材育成への協力等を目的に包括連携協定を締結し、教職員、学生の参画により様々な活動を実施している（根拠資料 9-7【ウェブ】）。2024年度は、豊生会グループのNPO法人ニルスの会が主催する「ニルスフェス」に参加し、地域食堂における学生の食育ボランティアや教員による栄養指導等を実施した。

（地元小学校の教育活動に対する貢献）

教職課程を選択する学生の多くが春季休業中に、近隣小学校の授業補助ボランティアとして教育支援活動を行っている。受け入れ先小学校からは、授業補助として教育支援の一助になっているとの評価を得ることができている。様々な学級の授業補助で児童生徒と直接交流することで、教職への意欲を高めるキャリア形成の機会となっていることから、課外学習としての意味も大きい（根拠資料 9-9【ウェブ】）。

（地元の小中学校・高校との教育連携を図る取り組み）

本学が立地する地区は、札幌市内でも人口減・少子高齢化の進展速度の速い、児童生徒の学力問題を抱える地域である。こうした現状を踏まえ、地域の児童生徒の学びの推進と地域活性化を図るため、学びの共同体を創設するための取り組みを行っている。2023年度は本学において、中沼・丘珠地区の保育園・小中学校・高校との教育フォーラムを開催した（根拠資料 9-10【ウェブ】）。以後、小学校・高校の生徒と本学学生のイベント等による相互交流を実施している。

（地元企業等との共同商品開発等）

本学では、教員の研究活動と連関した学生サークルが多数設立しており、地元企業と共同での商品開発が複数行われている。なかでも地産地活の一環として、大学農場での収穫物を用いた商品やレシピ開発が活発になされている。札幌伝統野菜であるタマネギ「札幌黄」を用いたカレー食パンや、赤ビーツを原料とするジェラートが学生の考案により商品化された（根拠資料 9-11【ウェブ】、9-12）。

【社会連携・社会貢献に関する取り組みによる地域や社会の課題解決等への貢献】

（地域住民対象の公開講座の開催）

開学以来、保健医療に関する大学資源を地域社会に還元し、大学と地域社会との結びつきを強めるとともに、地域住民に生涯学習機会を提供することを目的に、コロナ禍を除い

て年2回の公開講座を開催している。2024年度は、「未来を形作る～認知症との共生から生み出されること」、「あきらめないで 子どもの食物アレルギー」の2テーマで実施した（根拠資料 9-15【ウェブ】、9-16）。

（専門職を対象としたリカレント教育、卒業生対象ホームカミングデーの実施）

「看護師・保健師・管理栄養士等として活躍する卒業生の継続的支援、保健医療福祉を担う人材の育成」を掲げる方針に基づき、教員主催の研修会・セミナーを開催している。2024年度は、他大学やNPO法人と共同で「多職種連携防災セミナー：災害母子救護研修」、「ライフサイクルに応じた虐待事例への対応」、「新生児蘇生法（NCPR）継続学習支援スキルアップセミナー」、「相手のやる気（主体性）を引き出すコミュニケーションスキル・コーチング」等のセミナー、研修会を開催した（根拠資料 9-13【ウェブ】）。

卒業生対象の企画としては、2024年度に初めてホームカミングデーを開催し、卒業生の交流の場を設けた（根拠資料 9-14）。

評価項目②

社会連携・社会貢献活動の状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・社会連携・社会貢献に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・点検・評価の結果を活用して、社会連携・社会貢献に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

社会連携・社会貢献に係る点検・評価は、当該年度の実施計画と地域連携委員会（根拠資料 9-17）が立案する個別計画をもとに同委員会で取り組み、内部質保証推進委員会の検証を経て、次年度予算・計画に反映される。地域連携委員会が主催する公開講座に関しては、参加者にアンケートを実施し評価してもらうとともに、テーマや開催方法等に関する意見・要望を募り、改善に向けた取り組みの参考にしている。東区や町内会との連携事業に関しては、協議会での意見交換や関係者へのヒアリング等を行うことで、次年度の改善に役立てている。

学外機関との連携協定については、協定に基づく活動実績等を踏まえて、企画運営会議で点検・評価を行い、協定内容の見直しや継続の是非等についての検討を行っている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所・特色】

本学は、「地域に根差した」「地域から必要とされる」大学としての役割を果たすため、様々な形で札幌市、東区、中沼地区等の住民を対象とする地域貢献を行ってきた。これらの活動には教職員に加えて学生ボランティアやサークルメンバーが多数参画しており、地域住民との交流やコミュニケーション力の向上等、教育理念にある「人間力」の涵養に役立っている。2023年度に実施した「学生生活実態調査」では、ボランティアとしての社会

活動への参加が学修のプラス要因となるとの分析結果が示されており、社会連携・地域貢献活動の学習としての意味を確認することができた（根拠資料 9-18）。

また、地域貢献・社会連携方針を 2023 年度に改正し、地域貢献の対象として地域医療に従事する卒業生や医療・福祉等に携わる専門職を加え、リカレント教育への取り組みを方針に加えた。専門職の質を高めることが地域の保健医療福祉の向上につながるとの認識によるものであるが、2024 年度に実施した取り組みがその第一歩となった。

【問題点】

第一に、教員・学生による社会連携・貢献活動は年々増加し、地域社会との積極的な連携が図られている一方で、個々の活動を大学として掌握できていない事態が発生している。地域住民との交流を安全・安心に実施するためには、個々の活動を把握・整理し、社会連携・貢献に係る大学としての責任を明確にする必要がある。

第二に、地域貢献・社会連携方針において、社会連携は協定等の締結、契約等により、協力内容、役割分担、責任体制等を明確化して行うことになっている。しかし、包括連携協定については、協定締結時からの時間経過に伴い、協定内容と実際の活動に齟齬が生じているため、協定内容の見直しを図る。また、企業等との連携で行っている商品・レシピ開発などに関し、相手方企業等との協定や契約を根拠とせずに行われている取り組みが多数あることから、大学と企業等との権利関係等を明確にして取り組む必要がある。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学では、理念・目的に基づき、学外組織と連携を図りながら、地域交流、社会貢献活動に取り組んできた。

産学官連携に関しては、札幌市東区の行政機関等との連携による、地域住民の健康や生活に係る事業への参画、地元の小中高校との連携活動など、本学の特性を活かした地域に根差す取り組みを実施している。また、その時々々の地域ニーズに対応して活動を拡大し、住民の健康や生活への貢献を継続的に行っている。地元企業等との産学連携については、地産地活への貢献として、大学農場の収穫物を用いた商品・メニュー開発が積極的に行われており、地域の活性化に寄与している。

こうした活動の一層の活発化と地域社会への貢献、学生の課外活動の推進のため、本学では、地域貢献・社会連携方針を明示し、それに基づき学外組織と連携し、社会貢献や地域交流に取り組んでいる。

改善を要する事項としては、上述の問題点への対応が必要である。特に、地域貢献・地域連携方針にあるように、社会連携活動については協定等の締結や契約等を適切に行い、協力内容、役割分担、責任体制を明確化するとともに、活動実績や状況変化に即して、協定内容等の見直しを図る。

今後の発展方策としては、第一に、「地域に根差し」「地域から必要とされる」大学を目指した地域活動の推進を図るため、地域連携委員会を中心としてきた学内体制を見直し、大学としての役割・責任を明確にするとともに、社会連携・貢献活動を大学事業に位置付けるための体制整備を行う。第二に、近隣の小中学校・高校等と連携し「学びの共同体」を構築することである。このことにより児童生徒・学生の交流を促進し、共同の地域活動による学習機会の創出、地域の活性化につなげる。第三に、本学の所在地域の特性を鑑み、

地域の人々の健康・生活の改善・向上に資するため、看護・栄養が連携・協働による支援活動を発展させ、学生の学びと地域へのサービスを同時展開する地域基盤型教育を検討し、正課内外に組織する。

本学は、大学の規模や立地、本学が有する資源等に即した社会貢献・社会連携活動に取り組んでおり、教育研究の成果を社会に還元している。これらの取り組みについては、アンケートやヒアリング等により連携機関や地域住民から直接・間接に評価を受ける機会を設けており、その結果をもとに改善・向上を進めている。一方、社会連携・貢献活動を発展させるためには学内体制が脆弱であるなどの改善点がある。また、上述した発展への取り組みを着実に進めることが必要である。

第10章 大学運営・財務（1）大学運営（基本情報一覧）

大学運営関係資料・規程

	資料・規程名称	URL・印刷物の名称
大学運営に関する方針を明らかにした資料	大学運営に関する基本方針	https://www.sapporo-hokeniryuu-u.ac.jp/uploads/files/about/overview/policy/daigakuu-neipolicy246.pdf 大学運営に関する基本方針
学長選出・罷免に関する規程	札幌保健医療大学学長候補者選考規程	札幌保健医療大学学長候補者選考規程
役職者の職務権限に関する規程	札幌保健医療大学の役職に関する規程	札幌保健医療大学の役職に関する規程
教授会規程	札幌保健医療大学教授会規程	札幌保健医療大学教授会規程
設置法人の理事会（役員会）及び評議員会の名簿（役職、氏名、所属先を示したもの）	学校法人吉田学園役員一覧（理事・監事）	https://yoshida-g.gr.jp/uploads/files/group/johokokai/1Byakuin202406.pdf 学校法人吉田学園役員一覧
学長選考会議または学長選考・監察会議の名簿	札幌保健医療大学学長候補者選考規程	札幌保健医療大学学長候補者選考規程
職員採用規程	—	
監事監査法人又は公認会計士による監査報告書による監査報告書	監査報告書	https://yoshida-g.gr.jp/uploads/files/group/johokokai/2023(R05)C_kanji.pdf 監査報告書
事業報告書	学校法人吉田学園事業報告書	https://yoshida-g.gr.jp/uploads/files/group/johokokai/2023(R05)A_jigyohoukoku.pdf 事業報告書
備考：		

第10章 大学運営・財務（1）大学運営(本文)

評価：B

1. 現状分析

評価項目①

大学運営に関する方針に基づき、学長をはじめとする所要の職を置き、教授会等の組織を設け、これらの権限等を明示していること。また、それに基づいた適切な大学運営を行っていること。加えて、大学を設置・管理する法人の運営が適切であること。

<評価の視点>

- ・大学の理念・目的、大学の将来を見据えた中・長期の計画等を実現するために必要な大学運営に関する大学としての方針を教職員で共有しているか。
- ・関係法令及び大学運営に関する方針に基づき、明文化された規程に従って大学運営を適切に行っているか。また、その透明性を確保するために、学長等の役職者、教授会等の組織の権限と役割を法令に基づき規程上明確に定めているか。さらに、その選任、意思決定や権限執行等を、適正な手続のもとで行っているか。
- ・法人はその組織及び役職者の権限と責任を明確化し、大学を適切に管理しているか。また、関係法令に基づき定めた規程に従い役職者の選任及び運営を適切に行い、意思決定・業務執行に対する法人組織内のチェック機能を働かせているか。

【大学運営に関する大学としての方針】

学校法人吉田学園（以下「学園」という。）では、2021年度に2025年度までの5年間の中期計画である「吉田学園中期計画2025」（以下、「法人中期計画」という。）を策定し、大学を含む学園全体の「ありたい姿」を定めている（根拠資料1-10【ウェブ】）。

本学においては、毎年度、学長が示す「大学運営に関する基本方針」（以下、「大学運営方針」という。）をもとに、教学を中心とした大学運営を行ってきたが、法人中期計画との関連・連携が明確ではなかった。2023年度の新学長就任を機に、中期計画期間である2025年度までの3年間について、法人の中期計画項目を包含した大学独自の基本計画を策定し、その上で、各年度における実施計画を制定、計画に基づいた各種活動に取り組んでいる（第2章参照）。

また、2024年度には、本学の「人間力教育を根幹とした医療人育成」という教育理念の達成のため、大学設置基準等の改正を踏まえ、学科内外の連携、教職員の協働、社会への説明責任を果たすための情報公表など、大学運営に関する基本的な方向を示すため、「大学運営に関する基本方針」（根拠資料1-11【ウェブ】）を策定し、運営にあたることとした。当該方針については、企画運営会議・教授会を経て決定し、全学的に共有しながら大学運営を行っている。

【大学運営の適切な実施】

管理運営に関する基本的な規程等については、私立学校法、大学設置基準等に基づいて整備しており、2023年度からは基本計画・実施計画及び大学運営方針に基づき、全教職員が協働して大学運営を行っている。

運営のための組織体制については、学長、学部長、教務部長、学生部長、学科長、大学院研究科長、図書館長、事務局長等が中心となる体制としており、役職者について、「札幌保健医療大学の役職に関する規程（以下、「役職規程」という。）」（根拠資料6-3）に規定している。

学長については、役職規程第2条において、「校務をつかさどり、所属職員を統督する」

と明記し、研究及び管理・運営を円滑に推進し、将来構想や基本計画などの管理運営上の重要事項について協議する企画運営会議や、教育研究等諸活動に係る点検評価改善等を審議する内部質保証推進委員会の議長を務めるなど、リーダーシップを発揮して、大学運営にあたっている。

学部長、研究科長、教務部長、学生部長、学科長等は、大学の管理運営について協議・検討を行う企画運営会議のメンバーとして、意思決定に参画している。

役職者の選考に関しては、役職者ごとに定める選考規程に基づいて選考している。学長の選任については、「札幌保健医療大学学長候補者選考規程」に定め、法人理事長、法人理事及び札幌保健医療大学の教授で構成する学長選考会議において学長候補者を選考し、当該候補者について理事会審議のうえ、決定している。学部長・学科長については「札幌保健医療大学保健医療学部学科長選考規程」、研究科長については「札幌保健医療大学大学院研究科長候補者選考規程」においてそれぞれ規定し、任命している。

教授会は学則第9条において設置が定められており、「札幌保健医療大学教授会規程」（根拠資料 10-1）に基づき、学生の入学・卒業、学位授与、教育課程など教育研究活動に関する事項、及び大学運営に関すること等を定期的に審議し、学長に意見を述べる役割を担っている。また、大学院研究科については、「札幌保健医療大学大学院保健医療学研究科委員会規程」に基づいて研究科委員会が重要事項を審議し、学長に意見を述べる役割を担っている。なお、規程上、理事会決定を要する事案については、教授会・研究科委員会での審議を経て理事会に上程し、審議決定する。

【法人としての大学の管理】

学校法人の運営に必要な組織は、「学校法人吉田学園組織規程」（根拠資料 10-2）に、権限は「学校法人吉田学園決裁権限規程」（根拠資料 10-3）に定め、当該規程に基づき適切に管理している。大学ではさらに業務の組織的かつ効率的な運用を図るため「札幌保健医療大学事務分掌規程」（根拠資料 10-8）を定め、運営を行っている。

組織規程に定める運営単位及び職制単位においては、その所管する業務を執行するために必要な事項について、所定の様式により関係者の審議を経て、決裁権者の決裁を受けることを「学校法人吉田学園稟議規程」（根拠資料 10-4）に定めている。業務執行に関しては、法人関係者を決裁権者に含めて審議を行い、このことにより意思決定・業務執行に関するチェック機能を働かせている。

また、「学校法人吉田学園就業規則」（根拠資料 10-8）、「学校法人吉田学園札幌保健医療大学教育職員就業規則」（根拠資料 10-17）等、法人として大学の管理・運営に関する規程を整備し、当該規程に基づく運営管理を行っている。

評価項目②

予算編成及び予算執行を適切に行っていること。

<評価の視点>

- ・ 予算を適正な手続で編成し、予算執行においては透明性を確保しているか。

【予算編成及び予算執行について】

予算編成は学園法人経営企画局、大学事務局、専門学校総合事務局が担当範囲の予算を編成し、原案を経理統括責任者である法人本部長に提出する。経理統括責任者は予算原案を集計し、資金の収支等の考慮・調整し、学園予算案を策定、理事長に提出する。理事長は学園予算案の検討後、評議員会に付議して意見を聴取し、理事会の議決を経て決定する。

大学における予算編成については、毎年度、学長または事務局長名により、予算編成方針を通知し、収支均衡を意識した予算編成になるよう教職員に周知徹底している。

2025年度予算編成にあたっては、各予算要求部署へ前年度予算10%シーリングによる要求を依頼するなど予算要求時における削減の意識を徹底しているほか、必要に応じて各部署の要求内容ヒアリングを行うなど、大学全体として適正な予算編成となるよう取り組んでいる。（根拠資料10-5）

予算執行にあたっては「学校法人会計基準」及び「学校法人吉田学園経理規程」（根拠資料10-6）に基づいて適正に実施しており、全体の予算執行管理は経理責任者が状況を把握しながら行っている。

評価項目③

法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援、その他大学運営に必要な組織を設け、人員を配置していること。また、その組織が適切に機能していること。

<評価の視点>

- ・大学運営に必要な組織を整備し、法人及び大学の運営に関する業務、教育研究活動の支援等の業務内容に応じた人員を配置しているか。
- ・大学運営が円滑かつ効果的に行われるように、教員と職員の協働・連携を図っているか。
- ・必要に応じ、専門的な知識及び技能を有する職員の育成、配置を行っているか。
- ・職員の採用、昇格等の人事及び業務評価やそれに基づく処遇改善を、適正に行っているか。
- ・大学運営に関する教員及び職員の資質向上を図るため、教員及び職員に対して、スタッフ・ディベロップメント（SD）活動を組織的に実施しているか。

【大学運営組織】

大学運営に必要な組織は「学校法人吉田学園組織規程」（根拠資料10-2）に基づき、職務遂行に必要な職制単位を設け、職制単位に必要な役職者を選任し、職務の遂行とその管理運営にあたっている。事務分掌については「札幌保健医療大学事務分掌規程」（根拠資料10-7）を定め、組織的かつ能率的な運用を図るとともに相互協力の考え方を堅持し、セクショナリズムに陥ることなく、どのような事態にも臨機応変に対応できるよう努めている。また、事務局内各課の連携及び円滑な業務執行に向けて、後述する「学長ミーティング」等による情報共有・課題共有を行っている。

事務局職員は事務分掌と業務量に応じて職務遂行に必要な人員を配置しているが、大学の問題・課題に対応するために業務量が増加する傾向にあり、学生のニーズや教員サポートに十分に対応しきれていない状況が出ている。

【大学運営における教職協働・連携、専門知識を有する職員育成】

「大学運営に関する基本方針」（根拠資料 1-11）において、「大学運営にあたっては、教員及び事務職員の適切な役割分担の上、相互に協働し連携しながら、教育研究活動の質の向上をめざす」旨を明記しているほか、教務委員会、学生委員会をはじめとした各種委員会においては、事務局職員を構成メンバーとしており、大学運営に係る様々な課題等に教員職・事務職が連携しながら、迅速かつ適切に対応できる体制となっている。

また、学長のリーダーシップのもと、円滑な大学運営を行うための取り組みの一つとして、学長、事務局長、事務局課長をメンバーとする「学長ミーティング」を月2回、定期的に開催し、業務進捗・課題等を共有し、意見交換を行う機会を設けている。

職員育成については、中堅職員や管理職員の能力向上のための研修として、私立大学協会や大学基準協会等外部団体が開催する研修会に積極的に参加しており、例えば、2023年度においては、私立大学協会の中堅指導者研修会、課長職研修会、経理研究協議会などに参加し、各職員の能力向上に取り組んでいる。

【職員の採用・昇格、人事・業務評価及び処遇改善】

職員の採用は、理念・目的の実現に向けて、教職員サポート、学生支援、地域連携など大学が果たすべき役割を理解し、運営・管理業務を円滑に担える人材の採用を「学校法人吉田学園就業規則」（根拠資料 10-8）に基づき行っている。

具体的な採用活動の取り組みとしては、大学ホームページ、専門業者ウェブサイト、就職説明会等を活用し、大学や法人の収支状況に留意しながら、各課における業務状況を考慮して、その役割や業務量に応じ補充にあっている。採否については、大学事務局、法人本部を経て、理事長の総合的判断により決定する。

昇格等については、「学校法人吉田学園教育職・総合職人事考課規程」（根拠資料 10-9）に基づき、職務遂行能力・業務への取り組み姿勢・業務成績等から評価し、人事上の処遇に反映させるとともに、職員能力開発・人材育成を図っている。

具体的な評価は、「学校法人吉田学園人事査定要領」（根拠資料 10-10）に規定の「人事査定表」に基づいて各課・事務局長が評価し、最終的に役職者による評定会議等により、昇格も含めた職員評価を判断・決定している。査定結果から、給与への反映、個々の能力や適性を把握し、適材適所となるよう配属部署の検討に活用している。

また、「学校法人吉田学園目標設定並びに賞与査定要領」（以下、「査定要領」という。）（根拠資料 10-11）に基づき、各年度の学園スローガン等を踏まえた年度目標を組織ごとに取り決め、各職員には査定要領に規定する「目標設定兼賞与査定シート」を使用し、自己目標を設定することを求めている。その達成状況は賞与に反映する仕組みとしており、個々の能力に応じた処遇につなげることで、職員のモチベーションアップや業務意欲の向上に寄与している。

【SD活動の組織的な実施】

大学を取り巻く環境変化に対応し、迅速な課題解決を行うためにも、職員個々の基本的な能力アップは必要不可欠である。本学ではスタッフ・ディベロップメント（SD）として、法人が新人職員研修等を開催しているほか、規程・労務管理・予算管理等組織運営全般に係る管理職研修会を実施している。

本学としてのSD活動は、第6章で述べたように、「FD・SD方針」に基づき、実施している。FD・SD委員会が主催する活動のほか、そのほかの学内委員会においても業務課題に応じた研修会等を企画・開催している。例えば、研究倫理委員会が主催する研究倫理研修、科研費セミナーなどがあげられるが、これらの研修会への職員参加は、事務担当としての能力向上を図ることをねらいとしている（根拠資料 8-15【ウェブ】）。

全学FD・SD研修会のほか、FSミーティングとして、毎年度4～5回、大学の基本計画・実施計画についての研修、ハラスメント防止・対策に係る研修なども実施している。とりわけFSミーティングは、大学運営方針に定める「教職協働」を推進する取り組みに位置づけている。2024年度には、教員・職員混成の小グループで、学生への学習支援のあり方や教育理念に関する意見交換を行うプログラム等も実施し、大学課題の解決に向けた協働や交流を促す機会となった。

また、2024年度には、地域の高校主催のキャリア座談会「丘珠地区『しごとびと』によるキャリア座談会」に若手職員を参加させるなど、職員の経験を広げる機会を与え、SDの一環とした。今後は、若手職員が能力向上へのヒントを得るための学内外における機会の創出、研修参加報告の義務づけによる職員間での学びの共有等の取組を行い、事務職員全体の能力向上につなげていく。加えて、本学職員に不足しているIT関連知識の獲得や大学職員としてのプロフェッショナルリズム涵養のための研修等を含め、研修内容の多様化の検討が必要である。

評価項目④

大学運営に関わる状況を定期的に点検・評価し、改善・向上に向けて取り組んでいること。

<評価の視点>

- ・ 監事による監査、公認会計士又は監査法人による財務監査等を適切なプロセスと内容で行い、大学運営の適切性を担保するとともに、その結果を活用して改善・向上に取り組んでいるか。
- ・ 大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項を定期的に点検・評価し、当該事項における現状や成果が上がっている取り組み及び課題を適切に把握しているか。
- ・ 点検・評価の結果を活用して、大学運営にかかる組織のあり方等を含む大学運営に関わる事項の改善・向上に取り組む、効果的な取り組みへとつなげているか。

【監事による監査・財務監査等】

法人においては、「学校法人吉田学園監査規程」（根拠資料 10-12）に基づき、監事が監査計画（根拠資料 10-13）を立案し、毎会計年度1回、定期監査を実施している。定期監査では、法人の業務全般及び財産の状況、理事の業務執行状況に関する監査を実施しており、監事監査の結果については報告書が提出され、年度当初の理事会で報告がなされる。これまでに不正行為及び法令・寄附行為に反する事実はなく、適正である旨の監査報告を受領している。

監事は、年度末に学長業務の執行状況調査、理事会及び評議員会への出席、監査法人とのコミュニケーション、学園職員とのコミュニケーションにより情報を収集し、監査業務に当たっている（根拠資料 10-14）。また、学園の監査室が「学校法人吉田学園内部監査規程」（根拠資料 10-16）に基づき実施している内部監査の経過・状況を監事に報告するなど、

監査の適正な執行に努めている。

加えて、法人は毎年、監査法人との「監査契約書」を締結し、それに基づき監査を受けている。とくに近年は、理事長・監事とのコミュニケーションを重視した監査が行われている。監査法人からは、適正である旨の独立監査人の監査報告書を受領している（根拠資料 10-15）。

【大学運営の定期的な点検・評価、課題把握】

各年度の実施計画に係る自己点検・評価については、内部質保証推進委員会の指示に基づき、学科・研究科・委員会等において自己点検・評価を行い、結果を内部質保証推進委員会に報告している。学長は、内部質保証推進委員会で集約・検証した自己点検・評価の結果を教授会等に報告し、大学としての課題共有を図った後、理事会において最終報告を行っている。

【評価結果の活用、大学運営の改善・向上】

自己点検・評価結果において改善が必要な事項については、所管する組織からヒアリングを行うなどにより、組織の長に改善指示・助言を行っている。

また、全学的な自己点検・評価における客観性の担保のため、2024年9月に外部評価委員会を設置し、外部評価委員から評価を受ける機会を設けた。外部評価委員からの評価・指摘事項等については、内部質保証推進委員会で指摘事項に対する対応状況を取りまとめ、外部評価委員に報告することとしており、学内における評価のみならず、外部からの客観的な評価に基づく改善・向上への取り組みへとつなげている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

2023年度から新学長のリーダーシップの下、効率的かつ効果的な運営に資するため、委員会等各種体制の見直し、諸規程等の点検・改正を行ってきたところであるが、事務事業の効果的な執行のため、業務分掌・業務状況に応じた人員配置の適正化と体制の見直しに加えて、各種業務の効率化を図ることが必要である。今後、各種業務の個別マニュアル等の見直しや新規策定を行った上で、教職員間で共有し、連携しながら運営していく。

また、事務局職員の人材育成については、法人主催の研修、SD研修を中心とした職場研修のほか、職場外における研修などを組み合わせながら取り組んでいるが、複雑化・高度化する業務に対応していくためには、自ら課題を見つけて検討し、実行していく力を身につけることが重要である。研修等で得た成果を評価するとともに、日常業務を通じたOJTについても取り組んでいく。

3. 改善・発展方策と全体のまとめ

本学においては、法人の中期計画を包含した大学独自の基本計画・実施計画、及び2024年度に策定した「大学運営に関する基本方針」により大学運営を行っている。

大学事務局における組織は3課であり、全体として少人数の中で、教員と連携して学生のニーズに対応するとともに、大学が抱える諸課題の解決に尽力しながら大学運営に当たっている。諸課題への対応については、教員と職員が協働で各種委員会等での協議・検討を行い、企画運営会議や教授会を経たうえで、学長のリーダーシップに基づく迅速な決定

を行っている。

予算管理については、北海道の18歳人口の急激な減少、管理栄養士志願者の減少により、2025年度募集から栄養学科の学生定員を80名から40名に減じることとした。これにより学納金収入の減は避けられないため、定員未充足による経常費補助の減額を抑える努力をしつつ、現状の予算編成・執行状況を鑑みた要求時点でのシーリング等、教育活動や学生対応に悪影響を及ぼさない範囲で、予算削減努力を行っていく。

事務職員の人材育成については、新人職員研修会や若手職員研修会のほか、SD研修等を実施しているが、職位に応じた階層別研修やマネジメント力強化のための研修機会を設けるなど、職員の資質向上のための取り組みを強化する必要がある。今後は、事務職員を対象とする学内研修の機会を増やし、個々のスキルアップや大学職員としての専門性向上に地道に取り組む、学園・大学の組織力向上につなげていく。

一般的な事務処理についても、規程・マニュアル等を改正整備し、規程に則った事務処理を行っていくことが、事務の効率的処理につながっていくものとする。

大学運営の改善・向上に向けては、内部における組織的な自己点検は不可欠であるが、大学組織として地域に対する説明責任を果たし、大学情報を積極的かつ確実に公表していく。このことが外部各方面からの客観的な評価につながり、ひいては大学の認知度向上・学生確保の一助となり得ると考える。

また、大学の役割と目指す姿を考えると、地域の小中学校・高校等の教育機関や地元企業、自治体等との連携・協力の推進は不可欠であり、地域の大学としての存在感を高めるための取り組みを職員・教員の協働により実現していく。

第10章 大学運営・財務（2）財務（基本情報一覧）

財務関係資料

	URL・印刷物の名称
<私立大学>	
財務計算書類（6カ年分）	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/ 計算書類（2019年度～2023年度）
財産目録	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/ 財産目録
事業報告書	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/ 学校法人吉田学園 事業報告書（2019～2023年度）
監事による監査報告書（6カ年分）	https://yoshida-g.gr.jp/johokokai/ 学校法人吉田学園 監査報告書（2019～2023年度）
監査法人又は公認会計士による監査報告書（6カ年分）	独立監査人の監査報告書
備考：	

第10章 大学運営・財務（2）財務（本文）

評定：B

1. 現状分析

評価項目①

教育研究活動を安定して遂行するため、中・長期の財政計画を適切に策定していること。

<評価の視点>

- ・具体的かつ実現可能な中・長期の財政計画を策定し、大学運営にあたっているか。
- ・財務関係比率に関する指標又は目標を設定し、健全な運営を確保しようとしているか。

学校法人吉田学園は、法人経営企画局、大学事務局、専門学校総合事務局の3局が協力し、「吉田学園中期計画 2025」を策定し、2021年3月15日理事会において承認された。この「吉田学園中期計画 2025」は、2025年度の当学園及び各部署の「ありたい姿」を明確にし、進むべき方向性を定め、教職員一丸となって実現するために策定しており、その到達に向けた大学を含む学校法人全体の財務目標も包含されている。中期計画の期中ではあるが、各年度目標財務比率を検証すると、2021年度から2023年度の大学部門において、各年度目標は達成されている状況である（根拠資料 10-19）。

評価項目②

教育研究活動を安定して遂行するために必要かつ十分な財政基盤を確立していること。

<評価の視点>

- ・教育研究水準を維持し、向上させていくための安定的な財政基盤を確保しているか。
- ・授業料収入への過度の依存を避けるため、学外から資金を受け入れ、収入の多様化を図っているか。また、それによってどの程度の財源が確保されているかが明らかであるか。

学園の財政状況を日本私立学校振興・共済事業団の「定量的な経営判断指標に基づく経営状況の区分」による事業団判定表にあてはめ、判定すると「A3」となり正常状態である（資料 10-20）。本学は開学の2013年度以降常に「A3」を継続しており、正常な状況であると判定できる。また、学園全体の借入金は、現在、専門学校部門において存在しているが、2025年度内で完済する予定となっている。大学部門において借入金は無い状況である。

本学の資金は、完成年度までは、ほぼ授業料収入のみであったが、完成年度以降は授業料収入と補助金収入が主となっている。2019年度までの補助金比率は5%程度であったが、2020年度以降は10%以上となり、補助金を従前より多く獲得できる状況となってきた。

寄付金募集については学園全体で推進しており、直接振込方式及びWEB決済可能方式により募っている（資料 10-21【ウェブ】）。獲得状況は、2018（平成30）年以降、現物寄付を除いて約9,600千円である。このほか大学への直接寄附として1,000千円を受け付けている。

本学においては、授業料収入への過度の依存を避けるため、外部資金の獲得のため、各種の取り組みを行っている。とりわけ私立大学等経常費補助金については、従来、事務局内での獲得努力に留まっていたところ、2023年度以降は補助金獲得要件である「教育の質に係る客観的指標」を企画運営会議、FSミーティング等において学内に広く周知・共有し、教育の質改善に向けた取り組みを全学的に推進したことにより、該当指標の充足率向上に

つながってきた。

科学研究費補助金については、大学運営に関する基本計画（根拠資料 1-12、1-13）において「科学研究費等外部資金の獲得に向けた取組を行い採択を促進する」と掲げ、申請書作成に係る研修会を毎年度開催する等、取り組みを進めている。その結果、2021年度9件3,280千円、2022年度12件5,526千円、2023年度は12件5,535千円と、徐々にではあるが増額となってきている。

2. 分析を踏まえた長所と問題点

【長所】

法人全体としての財政的基盤の確立に関しては、5カ年連続財務計算書類に記載のとおり健全な状況と判断している。

大学単体としての財政的基盤の確立はなされていないが、中期計画に掲げる単年度の財務比率目標を着実に達成している状況である。

【問題点】

第一に、大学部門においては、経常収支差額の収入超過が達成できていない状況である。特に栄養学科の定員充足がなされていないことが最大の課題である。

第二に、授業料収入のみに依存した収入構造から、授業料収入・補助金収入・寄付金収入をバランスよく獲得できるように対策を講じる必要がある。

第三に、外部資金である科学研究費補助金について、教員の研究費獲得に向けた意識醸成を図り申請数の増加につなげることに加え、事務局の研究支援体制の強化が必要である。

第四に、寄附金については、学園の寄附制度に組み込まれている状況であるが、外部資金確保の一助としての必要性が高まっていることから、大学の取り組みに対し積極的に寄附を募る仕組みの検討が必要である。

3. 改善・発展方策と全体まとめ

安定した教育研究のための必要かつ十分な財政的基盤の確立に関して、法人全体としては5年以上連続で経常収支差額は収入超過であり、健全な状況にある。一方で、大学単体では収入超過となっていないため、定員充足率の向上、外部資金・寄附金の獲得を推進し、財政的基盤を確立する必要がある。

本学においては栄養学科入学定員の未充足の解消に向けて、2025年度入学対象者から、入学定員を80名から40名に減員したところであり、今後、入学定員の充足により、大学収入の安定的な確保を目指す。

また、予算執行にあたっては、2024年度には収支均衡を図るため、教育費や管理経費について20%の執行額の保留をかけるなど、大学全体として支出削減の努力を行っているところであり、2025年度予算編成においても、財政的基盤確立を目指して、教職員への働きかけを行っている。

私立大学経常費補助金については、大学全体として教育の質改善の取り組みにより、前年度よりも指標率アップを見込んでいるが、学部全体の収容定員減により、大幅な増額は見込めない状況である。今後は、特別補助枠についても積極的な獲得を目指すことが必要であるが、そのためには事務局体制の確立・安定が求められる。

現在、本学においては、安定的な財政基盤の確立に向けて、入学定員の確保が喫緊かつ最重要課題と認識しているが、授業料収入等に過度に依存することなく、学外資金等多様な収入源の確保に向けた一層の努力が必要である。

終章

この度の受審に際し、大学基準協会の定める大学基準に基づく自己点検・評価を実施した結果、様々に抱えていた問題・課題の改善・改革への取り組みは軌道に乗りつつあり、諸活動の機能化が進んでいることを確認できた。

終章では、本学の自己点検・評価結果を踏まえて大学基準に則した各章の総括を行い、今後の展望について述べる。

1. 総括

1) 理念・目的

本学は、学校法人吉田学園の建学の精神である「高度な職業人＝人財の育成」のもとに「人間力教育を根幹とした医療人の育成」を教育理念に掲げ、目的・目標を明確に設定している。現在は学長ビジョンに基づく基本計画に沿った運営を行っており、中長期を見据えた大学運営が定着しつつある。

2) 内部質保証

2023年度に現在の内部質保証体制に改め、新たに策定した内部質保証方針に基づき、内部質保証推進委員会を軸に点検・評価、改善・向上に係る取り組みを進めている。新体制では旧体制で明確でなかった質保証活動に係る役割・権限を明確化するとともに、小規模大学の特性を踏まえた管理運営組織とする組織整理を行うことで、教学上の問題・課題に対する迅速な改善対応が可能となった。また、IR推進室や外部評価委員会を設置し、内部質保証そのものの質を高める仕組みを整え、取り組みを開始した。今後は内部質保証体制の一層の実質化・機能化を目指し、運用を進める。

3) 教育研究組織

大学を取り巻く状況や社会的要請を踏まえて、2023年度に研究科を新設、2025年度に養護教諭一種免許状取得コースを設置するなど教育研究組織を整備し、法人・大学の理念・目的の実現を目指している。

4) 教育・学習

全学共通ポリシーに基づき、学位授与方針、教育課程の編成・実施方針を学位課程ごとに定め、教育課程を展開している。また、カリキュラム・ツリー、カリキュラム・マップ、シラバス等の整備を通じて、教育課程の体系性を高める取り組みを実施している。

成績評価、単位認定、学位授与は関係規程に基づき、教育目標や論文審査基準に照らして厳正に判定し、実施している。

学習成果の把握・評価はアセスメント・ポリシーに沿って行い、検証により抽出された問題・課題は、短期的には年度単位で改善・変更を行い、中長期的にはカリキュラムの見直しや改定により改善を図ることとしている。

5) 学生の受け入れ

学生の受け入れ方針に、求める学生像、入学前の学習歴、学力水準等を明確にし、学位課程ごとに規定している。入学者選抜は、多様な学生を受け入れるため複数の方法で実施しており、実施要領に基づく適切な実施体制を敷き、公平・公正に実施している。

学部定員は未充足が続いている。とりわけ栄養学科の未充足率が高いことから、定員適正化の検討を行い、2025年度より定員を減じる。大学院の定員充足状況にも課題があ

るため、研究科において対応策を検討している。

今後は、看護学科を含めた学部定員の見直しを図るとともに、高校生の受験動向や入試改革の流れを踏まえた入学者選抜方法の検討を行う。

6) 教員・教員組織

教員組織の編制方針に基づき、教育課程の枠組みや教育上の課題解決に適した教員を選考し、教員組織を編制している。教員の採用・昇任等に係る資格・条件については見直しを行って規程や運用方法を再整備し、透明性や公平性を確保するとともに手続の明確化を図った。FDに関しては、FD・SD マップを策定し、それに基づく組織的かつ多面的な取り組みを行っている。

7) 学生支援

学生支援の方針に基づき、修学支援・学生支援・就職支援の体制を整備、実施している。支援体制の改善に際しては、学生アンケートや懇談の機会を通じて学生の要望等を把握し、支援内容等の充実を図っている。今後は、学生からの要望の多い国家試験・就職対策や経済支援等の充実を検討し、実施する。

8) 教育研究等環境

教育研究等環境の整備等に関する基本方針に基づき、教育研究に係る施設・設備、図書館・ICT・ネットワーク環境、教員の教育研究環境の整備等に取り組んでいる。

9) 社会連携・社会貢献

地域貢献・社会連携の方針に基づき、学外組織と連携を図り、地域交流、社会貢献活動に取り組んでいる。特に、本学所在地の地域における、住民との交流、自治体との連携、教育研究成果の還元等において、学生及び教職員による多様な取り組みを行っている。

10) 大学運営・財務

大学の理念・目的に基づく大学運営の方針を策定し、学長ビジョン、基本計画等の中長期的な計画及び各年度の実施計画のもと、規程等を整備して組織的に行っている。

財務は、中期財務計画に基づいて運営しており、大学単体では収入超過となっていないものの、学校法人全体の財政的基盤は健全な状況にある。今後は授業料収入に依存した収入構造からの脱却を目指し、様々な取り組みを実施する。

2. 展望

大学評価の受審に向けた点検・評価活動によって、大学の現状を客観的に評価したことにより、更なる改善努力を要する問題・課題を明確にすることができた。

本学においては、内部質保証体制が脆弱であったところ、近年の再構築により教学マネジメントや管理運営体制等が強化され、諸活動の充実・改善につながってきている。今後、自己点検・評価を実施して課題・問題を抽出し、具体的な対応を推進する運用方式を定着させ、諸活動の質の着実な向上を目指す。

一方で、第4期認証評価が重視する学習成果の把握・評価に関しては、アセスメント・ポリシーに基づく主観データ・客観データの収集と分析を教育課程の改善・改革に活かしているが、評価自体の有効性や結果活用の効果性は確認できていない。内部質保証体制の実質化は、学習成果によって裏付けられるものであるから、学習成果の把握・評価が形式的なものとならないよう、そのあり方や活用方法の見直しを行うことも必要である。また、

学習主体である学生の声を直接聴取する機会は十分でなく、課題・問題に対する対応が教職員の目線で行われていることも少なくないため、学生の意見を直接把握する仕組みづくりを行う。

受審に向けた取り組みを機に、質保証や改善活動に対する教職員の認識・意識の向上が図られたことは、認証評価の受審がもたらす効果であると感じている。18歳人口の減少率に増して看護・栄養に関わる専門職志望者が減っている昨今の状況において、医療系大学の競争は激しくなる一方である。本学のような小規模かつ後発の大学が存続していくには、教育研究の質向上を目指して、学生本位の教育のあり方を不断に追求していくしかないものと考えている。

以上

札幌保健医療大学 点検・評価報告書 正誤表

2025年7月22日

訂正箇所		正	誤
ページ	行		
p.15	22	(6) 学長は、改善が必要な事項について当該組織からヒアリングを行い、内部質保証推進委員会をとおして、当該組織の長に改善を指示し、助言を与える。当該組織では改善指示に係る計画を策定し、 <u>内部質保証推進委員会に提出し、遂行する。</u>	(6) 学長は、改善が必要な事項について当該組織からヒアリングを行い、内部質保証推進委員会をとおして、当該組織の長に改善を指示し、助言を与える。当該組織では改善指示に係る計画を策定し、 <u>内部質保証推進委員会に提出し、遂行する。</u>
p.58	14	研究科においては、大学院設置基準を充たす研究指導教員・研究指導補助教員を置いている（根拠資料 6- <u>23</u> ）。	研究科においては、大学院設置基準を充たす研究指導教員・研究指導補助教員を置いている（根拠資料 6- <u>20</u> ）。
p.61	12	事務局等と連携しながら取り組みを統括する（根拠資料 6- <u>14</u> 【ウェブ】）。	事務局等と連携しながら取り組みを統括する（根拠資料 6- <u>15</u> 【ウェブ】）。
p.61	24	FD・SD 研修に関しては、FD・SD 委員会が FD・SD 方針（根拠資料 6-14【ウェブ】）と FD・SD マップ（根拠資料 6-7）に沿って	FD・SD 研修に関しては、FD・SD 委員会が FD・SD 方針（根拠資料 6-14【ウェブ】）と FD・SD マップ（根拠資料 6-7【 <u>ウェブ</u> 】）に沿って
p.69	3	国家試験対策については「キャリア開発委員会」	国家試験対策については「キャリア開発委員会 <u>近藤</u> 」
p.75	36	（部活動・ボランティア活動等正課外における活動支援） （略）学生の主体性やコミュニケーション力を促す機会と位置づけている（根拠資料 1- <u>22</u> ）。	（部活動・ボランティア活動等正課外における活動支援） （略）学生の主体性やコミュニケーション力を促す機会と位置づけている（根拠資料 1- <u>23</u> ）。
p.76	5	教職員と協働で企画・実施に当たる（根拠資料 1- <u>22</u> 、7-27）。	教職員と協働で企画・実施に当たる（根拠資料 1- <u>3</u> 、7-27）。
p.76	21	（学生の基本的人権の保障） ○ハラスメントの防止対策 （略）「札幌保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程」（根拠資料 <u>7</u> -31）	（学生の基本的人権の保障） ○ハラスメントの防止対策 （略）「札幌保健医療大学ハラスメント防止等に関する規程」（根拠資料 <u>3</u> -31）
p.77	23	○プライバシー権の保障 （略）また、多目的トイレを3カ所に設置するなど、プライバシー権の保障に努めている（根拠資料 4- <u>9</u> ）。	○プライバシー権の保障 （略）また、多目的トイレを3カ所に設置するなど、プライバシー権の保障に努めている（根拠資料 4- <u>5</u> ）。
p.85	4	2023年度の開館日数は計276日であり、入館者数は <u>13,311</u> 名であった（根拠資料 8-13）。	2023年度の開館日数は計276日であり、入館者数は <u>1,311</u> 名であった（根拠資料 8-13）。
p.99	24	【法人としての大学の管理】 （略）大学ではさらに業務の組織的かつ効率的な運用を図るため「札幌保健医療大学事務分掌規程」（根拠資料 10- <u>7</u> ）を定め、運営を行っている。	【法人としての大学の管理】 （略）大学ではさらに業務の組織的かつ効率的な運用を図るため「札幌保健医療大学事務分掌規程」（根拠資料 10- <u>8</u> ）を定め、運営を行っている。